

近江バラス株式会社
安定型産業廃棄物最終処分場建設事業に係る
環境影響評価方法書

要約書

令和 7 年 7 月

近江バラス株式会社

はじめに

本図書は、滋賀県環境影響評価条例(平成10年滋賀県条例第40号)第6条の規定に基づき作成した「近江バラス株式会社 安定型産業廃棄物最終処分場建設事業に係る環境影響評価方法書(以下「方法書」という。)」を要約したものである。

— 目 次 —

第1章 事業者の名称、代表者の氏名および主たる事務所の所在地	1-1
1.1 事業者の名称等	1-1
1.2 対象事業の名称	1-1
 第2章 事業の目的および内容	2-1
2.1 対象事業の目的	2-1
2.2 対象事業の内容	2-1
2.2.1 対象事業の種類	2-1
2.2.2 対象事業実施区域の位置および面積	2-1
2.2.3 対象事業の実施後の土地における事業活動等の概要	2-4
2.2.4 配慮書における事業計画案の検討結果	2-7
2.2.5 事業計画	2-8
2.2.6 対象事業の工事計画の概要	2-14
2.2.7 その他対象事業に関する事項	2-16
 第3章 対象事業実施区域およびその周囲の概況	3-1
 第4章 環境影響評価を実施しようとする地域	4-1
 第5章 計画段階環境配慮書に対する意見と事業者の見解	5-1
5.1 知事意見およびそれに対する事業者の見解	5-1
5.2 甲賀市長の意見およびそれに対する事業者の見解	5-3
5.3 一般意見およびそれに対する事業者の見解	5-8

第6章 対象事業に係る環境影響評価の項目

ならびに調査、予測および評価の手法	6-1
6.1 環境影響評価の対象事業	6-1
6.2 環境影響要因の区分	6-1
6.3 環境影響評価の対象とした環境要素	6-2
6.4 環境影響評価の対象とした環境要素の選定理由	6-4
6.5 環境影響評価の対象としなかった環境要素	6-6
6.6 現況調査の実施計画、予測および評価の手法	6-9
6.6.1 大気質	6-11
6.6.2 騒音	6-20
6.6.3 振動	6-29
6.6.4 水質	6-37
6.6.5 地盤	6-42
6.6.6 動物	6-43
6.6.7 植物	6-50
6.6.8 生態系	6-54
6.6.9 景観	6-55
6.6.10 人と自然との触れ合いの活動の場	6-58
6.6.11 廃棄物等	6-61
6.6.12 温室効果ガス等	6-62

資 料 編

資料1 その他の調査計画	資-1
--------------------	-----

第1章 事業者の名称、代表者の氏名および主たる事務所の所在地

1.1 対象事業の名称

近江バラス株式会社 安定型産業廃棄物最終処分場建設事業

1.2 事業者の名称

名 称： 近江バラス株式会社（以下「近江バラス」という。）

代 表 者 の 氏 名： 代表取締役 松下 満康

主たる事務所の所在地： 滋賀県甲賀市土山町南土山乙402

第2章 対象事業の目的および内容

2.1 対象事業の目的

我が国において、建設工事などの事業活動で発生した産業廃棄物はリサイクルの促進は進んでいるものの、埋立処分が必要な産業廃棄物は発生し続けており、その最終処分場の確保が社会的な課題となっており、一部では不法投棄などの違法処理が未だ後を絶たない状況である。

このような課題を解決すべく、近江バラスは、京都・大津を中心に産業廃棄物処理事業を手掛ける株式会社ジェネス（以下、「ジェネス」という。）を母体とする J N S ホールディングスの一員として、土山町南土山地先にて安定型産業廃棄物の最終処分場（埋立処分場）の新設を計画した。本事業においては、ジェネスのノウハウを活用しながら、社会全体の環境保全のために必要となる施設を設置し、適正な処理を行う計画である。

2.2 対象事業の内容

2.2.1 対象事業の種類

種 類：産業廃棄物最終処分場*の設置の事業（新設）

※「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和 45 年法律第 137 号）第 15 条第 1 項に規定する産業廃棄物の最終処分場

※敷地面積が 5 ヘクタール以上であるため、「滋賀県環境影響評価条例」（平成 10 年滋賀県条例第 40 号）別表第 6 号に規定する産業廃棄物処理施設の設置の事業に該当する。

2.2.2 対象事業実施区域の位置および面積

対象事業実施区域の位置および面積は表 2.1に示すとおりである。

表 2.1 対象事業実施区域の位置および面積

項目	計画内容
対象事業実施区域の位置	滋賀県甲賀市土山町南土山地先 (図 2.1参照)
対象事業実施区域の面積	約 26.0 ha (図 2.2 参照) 内訳 ・事業地：25.8 ha (施設整備想定範囲：14.2 ha、残存緑地等：11.6 ha) ・仮設ヤード等の一時的な占有範囲：0.2 ha



図 2.1 対象事業実施区域位置図



凡例

- 対象事業実施区域
- 対象事業実施区域（仮設ヤード等の一時的な占有範囲）
- 施設整備想定範囲



図 2.2 対象事業実施区域の詳細（航空写真）

2.2.3 対象事業の実施後の土地における事業活動等の概要

(1) 対象事業の計画概要

対象事業の計画概要を表 2.2 に示す。

表 2.2 対象事業の計画概要

項目	計画内容
対象事業の規模	埋立面積：約 11.8 ha
	埋立容量：約 215 万 m ³
取り扱う廃棄物の種類	以下の安定型産業廃棄物*3種類 ・廃プラスチック類 ・ガラス陶磁器くず（ガラスくず、コンクリートくずおよび陶磁器くず） ・がれき類（工作物の新築、改築または除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物） ※「安定型産業廃棄物」とは、性状が安定している廃棄物のことで、雨水などにさらされてもほとんど性状が変化しない廃棄物である。 ※主に建設副産物の受入を予定しているが、一部、工場等から排出される廃プラスチック類の梱包材などを含む。 ※石綿含有産業廃棄物を含む。水銀使用製品産業廃棄物または水銀含有ばいじん等を含まない。
埋立処分の方法	セル方式（1 日当たりの埋立産業廃棄物に覆土する方法）
埋立作業期間	施設竣工から概ね 22 年程度 ※ジェネスが滋賀県大津市に保有する安定型産業廃棄物最終処分場（以下、「ジェネス滋賀処分場」という。）の処分実績（10 万 m³弱／年）に基づく。 ※計画の埋立量に達するまで、滋賀県からの産業廃棄物処分業許可（5 年ごとに更新）を更新する計画である。
主な搬入経路	対象事業実施区域付近における工事中の工事用車両および供用後の廃棄物等運搬車両の走行ルートは、図 2.3に示すとおり想定している。搬入業者および工事業者等に対し搬入ルートを指定することにより、一般国道1号（土山支所交差点）から県道539号岩室北土山線を南下するルートの走行は極力回避する。 【大型車（15 t 車）】 ・新名神自動車道甲賀土山 I C から県道 539 号岩室土山線を通るルート 【その他の車両（小型トラック等）】 ・一般国道 1 号（前野交差点）から主要地方道甲賀土山線を経由し、県道 539 号岩室北土山線を通るルート ・新名神自動車道甲賀土山 I C から県道 539 号岩室土山線を通るルート
搬入時間	午前 8 時～午後 5 時 ※日曜日・祝日の搬入は行わない。
搬入台数	20 台／日程度（内訳：15 t 車 16 台程度、4 t 車 2 台程度、2 t 車 2 台程度） ※ジェネス滋賀処分場の搬入実績に基づく。
埋立終了後の対応	・埋立廃棄物の飛散防止のため、埋立地に最終覆土（概ね 50 cm 以上の土砂等の覆い）を施す。 ・土堰堤および埋立地に植樹等の緑化を施し、周辺自然環境との調和を図る。 ・地下水等および浸透水の水質や埋立地内部の温度等のモニタリングを行い、「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令」（昭和52年総理府・厚生省令第1号）に規定する基準を満たすことを確認したうえで、法令に則り廃止の手続きを行う。

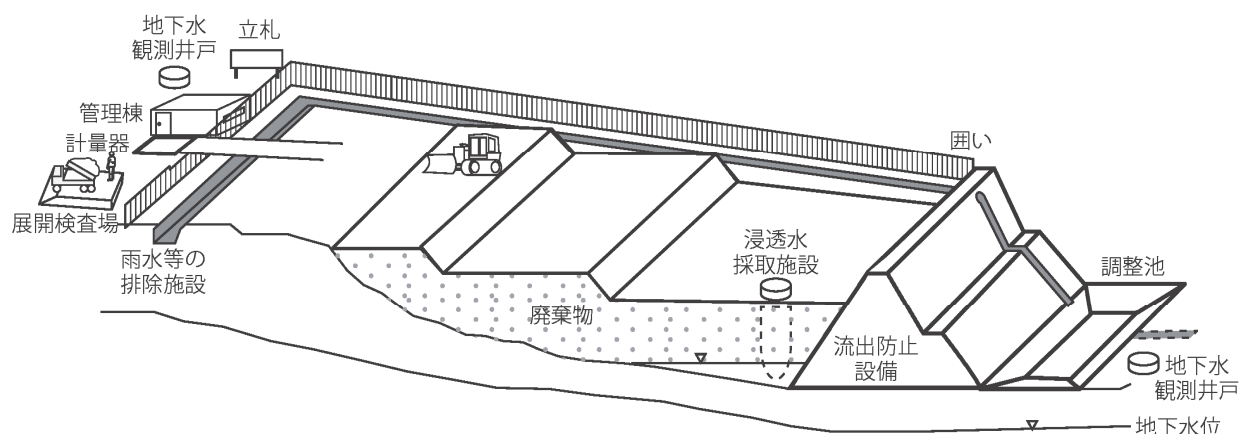


図 2.3 関係車両の主要な走行ルート計画

(2) 安定型産業廃棄物最終処分場の概要

本事業では産業廃棄物の安定型最終処分場の新設を計画している。安定型産業廃棄物最終処分場は、有害物や有機物等が付着していない廃プラスチック類、がれき類等の、分解せず安定型である一定の産業廃棄物（安定型産業廃棄物）を、埋立処分することが認められている処分場である。処分対象廃棄物からは有害な汚水などが生じず、性状が安定しているため、比較的簡易な施設構成となるが、有害な汚染物質の混入による地下水の汚染をモニタリングするための設備を備える。

安定型産業廃棄物最終処分場の設置基準については、「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令」において、詳細に定められている。一般的な安定型産業廃棄物の最終処分場の概念図および解説を図 2.4 に示す。



施 設	解 説
埋立地	搬入された廃棄物を埋め立てる場所
流出防止設備	埋め立てる廃棄物の流出を防止するための土堰堤または擁壁
搬入道路	公道から搬入管理設備へのアプローチ道路
搬入管理設備	計量施設（トラックスケール）、展開検査場および管理棟
埋立機材	埋立に用いるブルドーザ等
雨水等排除設備	埋立地への雨水の侵入を防ぐ雨水排水溝 排水溝を通じて調整池へ排水する。
調整池	埋立地に降った雨が、一度に河川に流れ出ないようにするための施設
浸透水採取施設	有害廃棄物の付着または混入の有無を確認するための水質検査に用いる浸透水の採取設備
地下水観測井戸	埋立地からの浸透水による最終処分場の周縁の地下水の水質への影響の有無を判断するための観測井戸
立札	産業廃棄物の最終処分場であることを表示する立札
囲い	人が敷地内に立ち入るのを防止するフェンス等
その他付帯設備	洗浄設備（タイヤの付着物落とし）、防火設備（必要に応じ）

※対象事業で設置する処分場には、上記のほか必要な設備等を設ける。

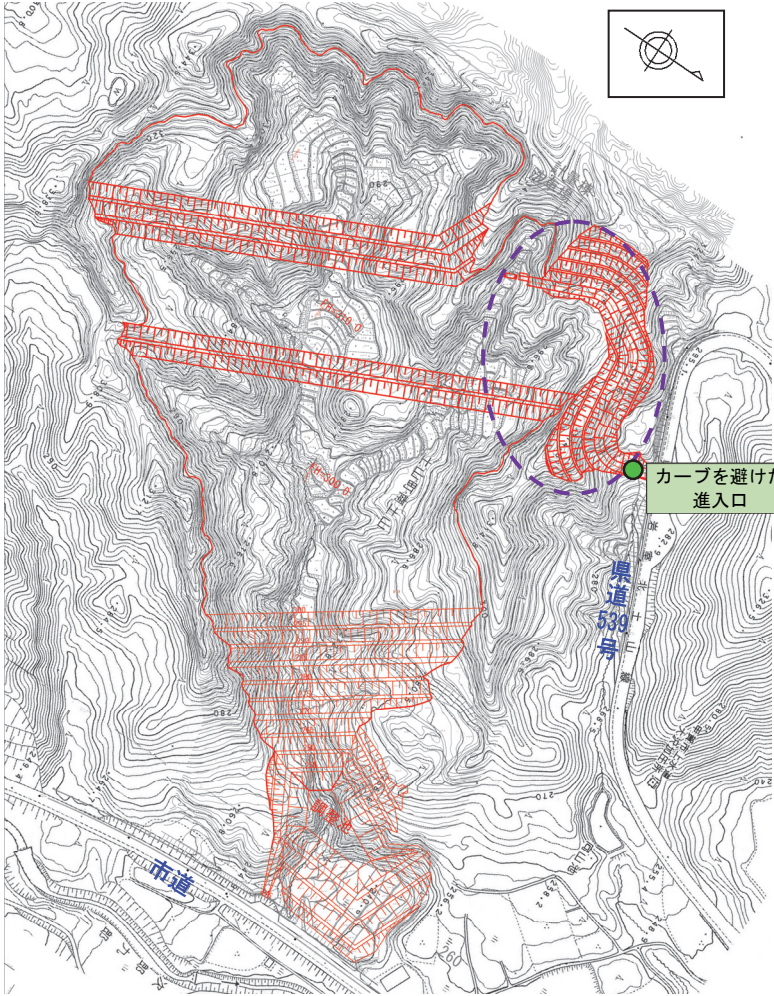
図 2.4 一般的な安定型産業廃棄物最終処分場の概念図

2.2.4 配慮書における事業計画案の検討結果

「近江バラス株式会社 安定型産業廃棄物最終処分場建設事業に係る計画段階環境配慮書」(近江バラス株式会社、令和6年9月)(以下、「配慮書」という。)では、検討した3案のうち、施設の機能面の評価及び計画段階配慮事項(植生及び景観)の評価を踏まえ、「A-2案」(表2.3 参照)を優位と評価し、今後の環境影響評価手続きを進めることとした。

本方法書を含む今後の手続きでは、A-2案をベースに事業計画を検討する。

表 2.3 配慮書における配置案(A-2案)の機能面および事前配慮段階環境配慮事項の評価

想定平面図 (配慮書段階)					
計画案の概要	埋立作業の効率を重視して谷の上部よりアプローチする。 県道 539 号のカーブを避けた位置に進入口を配置し、交通の安全性に配慮した。				
事業規模	・埋立容量：225 万 m³ ・改変面積：13.9ha				
機能面の評価	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="277 1621 387 1688">交通安全性</td><td data-bbox="387 1621 1407 1688"> - 敷地への進入口は、カーブから離隔をとり、A-1 案に比べ交通の安全性を一定確保している。今後は、道路管理者等と協議の上、更なる交通安全性の確保に努める予定である。 </td></tr> <tr> <td data-bbox="277 1688 387 1778">事業の効率性</td><td data-bbox="387 1688 1407 1778"> - 埋立地の最下流部に設置する土堰堤(流出防止設備)より上部では、適宜土堰堤を構築しながら埋立を行うため、廃棄物の受入れ停止期間は生じない。 - 埋立容量を十分に確保することができる。 </td></tr> </table>	交通安全性	敷地への進入口は、カーブから離隔をとり、A-1 案に比べ交通の安全性を一定確保している。今後は、道路管理者等と協議の上、更なる交通安全性の確保に努める予定である。	事業の効率性	- 埋立地の最下流部に設置する土堰堤(流出防止設備)より上部では、適宜土堰堤を構築しながら埋立を行うため、廃棄物の受入れ停止期間は生じない。 - 埋立容量を十分に確保することができる。
交通安全性	敷地への進入口は、カーブから離隔をとり、A-1 案に比べ交通の安全性を一定確保している。今後は、道路管理者等と協議の上、更なる交通安全性の確保に努める予定である。				
事業の効率性	- 埋立地の最下流部に設置する土堰堤(流出防止設備)より上部では、適宜土堰堤を構築しながら埋立を行うため、廃棄物の受入れ停止期間は生じない。 - 埋立容量を十分に確保することができる。				
計画段階の環境面の評価	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="277 1778 387 1912">植物(植生)</td><td data-bbox="387 1778 1407 1912"> - 改変面積は3案の中では最も広いが大差はなく、いずれの案も重要な植物群落は存在しない。 - 埋立完了後の植生回復までを考慮すると、本案では事業期間が短く、早期に植生回復が可能である。 </td></tr> <tr> <td data-bbox="277 1912 387 2007">景観</td><td data-bbox="387 1912 1407 2007"> - 予測地点から施設が視認されるが、眺望景観のごく一部の領域に留まり、周辺の樹林に溶け込み景観的な違和感を生じないことから、眺望景観への影響は小さい。 - 埋立が完了した場所から植生することにより、早期に土堰堤の修景実施が可能である。 </td></tr> </table>	植物(植生)	- 改変面積は3案の中では最も広いが大差はなく、いずれの案も重要な植物群落は存在しない。 - 埋立完了後の植生回復までを考慮すると、本案では事業期間が短く、早期に植生回復が可能である。	景観	- 予測地点から施設が視認されるが、眺望景観のごく一部の領域に留まり、周辺の樹林に溶け込み景観的な違和感を生じないことから、眺望景観への影響は小さい。 - 埋立が完了した場所から植生することにより、早期に土堰堤の修景実施が可能である。
植物(植生)	- 改変面積は3案の中では最も広いが大差はなく、いずれの案も重要な植物群落は存在しない。 - 埋立完了後の植生回復までを考慮すると、本案では事業期間が短く、早期に植生回復が可能である。				
景観	- 予測地点から施設が視認されるが、眺望景観のごく一部の領域に留まり、周辺の樹林に溶け込み景観的な違和感を生じないことから、眺望景観への影響は小さい。 - 埋立が完了した場所から植生することにより、早期に土堰堤の修景実施が可能である。				

2.2.5 事業計画

(1) 配置計画

施設の計画平面図は図 2.6(1)～(2)に示すとおりである。

(2) 地震災害への対応方針

埋立法面の安定性に関しては、「廃棄物最終処分場整備の計画・設計・管理要領（2010 改訂版）」（全国都市清掃会議、平成 22 年）に従って設計する。

なお、地震時の埋立法面の安定性については、レベル 1（再現期間が数 10 年～100 年程度の震度 5 程度の地震に対して、施設の健全性が保たれ、その機能に影響を与えるような被害が生じない）およびレベル 2（100 年～1000 年に 1 度発生する極めて稀な震度 6 以上の地震に対して、周辺環境や地域住民の生命、生活に影響が及ぶような大規模かつ壊滅的な被災が生じない）のそれぞれの地震動を考慮した耐震設計を行う。

なお、既存資料調査において滑落崖や後方崖などの地滑り地形が確認されたが（P3-25 参照）、現地踏査の結果、崩壊の可能性がある箇所は 1 ヶ所だけであり、実施設計の中で掘削勾配を緩くするなど必要な対策工を検討・実施する。

1) 埋立法面の安定性についての計画

埋立地の標準断面は図 2.5 に示すとおりである。埋立作業における留意事項は下記のとおりである。

- ・埋立法面の勾配は、1 : 1.8 とし、原則、法面高 5.0m ごとに幅 2.0m の小段、法面高 15.0m ごとに幅 5.0m 小段幅を設ける。
- ・廃棄物を埋め立てる前に、高さ 2.5m の押え盛土（土堰堤）を施工する。押え盛土は、良質土にセメント固化剤を概ね 5% 程度添加し、重機で十分に混ぜたのちバックホウのバケットを用い転圧して定められた法面の勾配に成型する。
- ・廃プラスチック類の受入基準は、破碎による中間処理後の最大径が概ね 10cm 以下とする。
- ・雨水による土砂侵食を防止するため、完成した法面は直ちに植栽による法面保護、小段には植樹を行う。

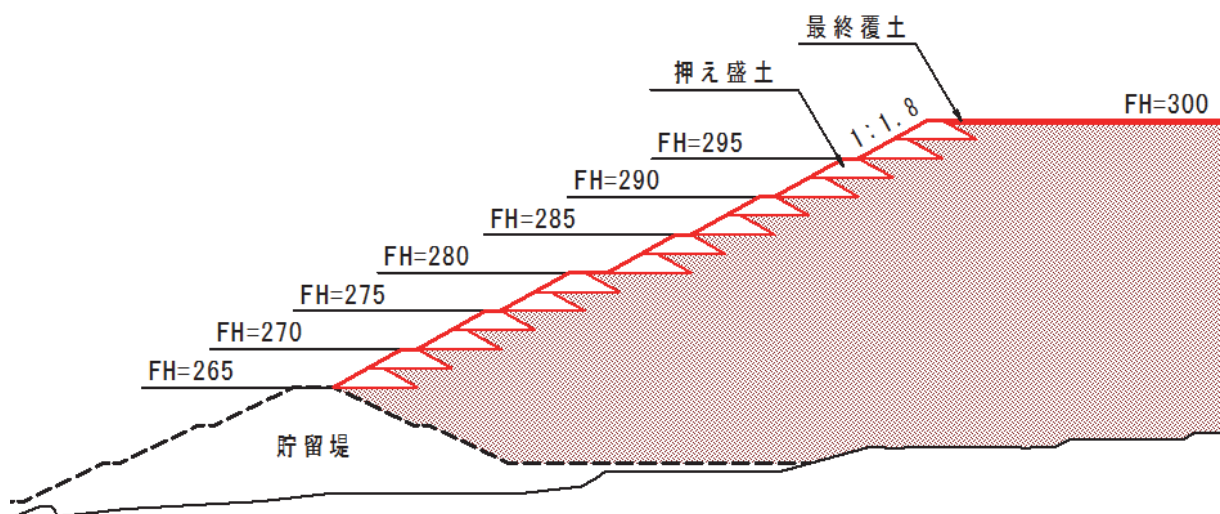
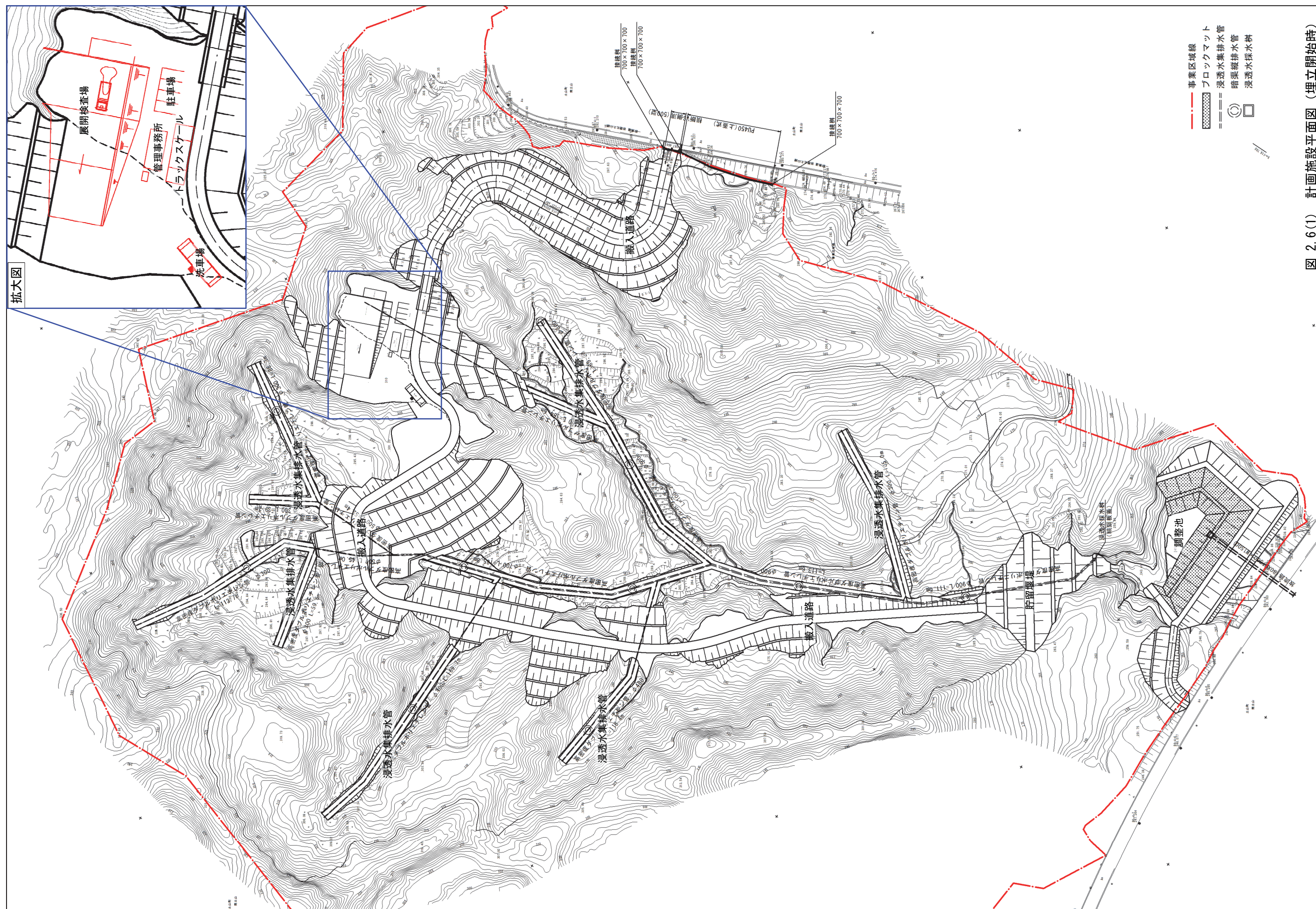


図 2.5 埋立標準断面図



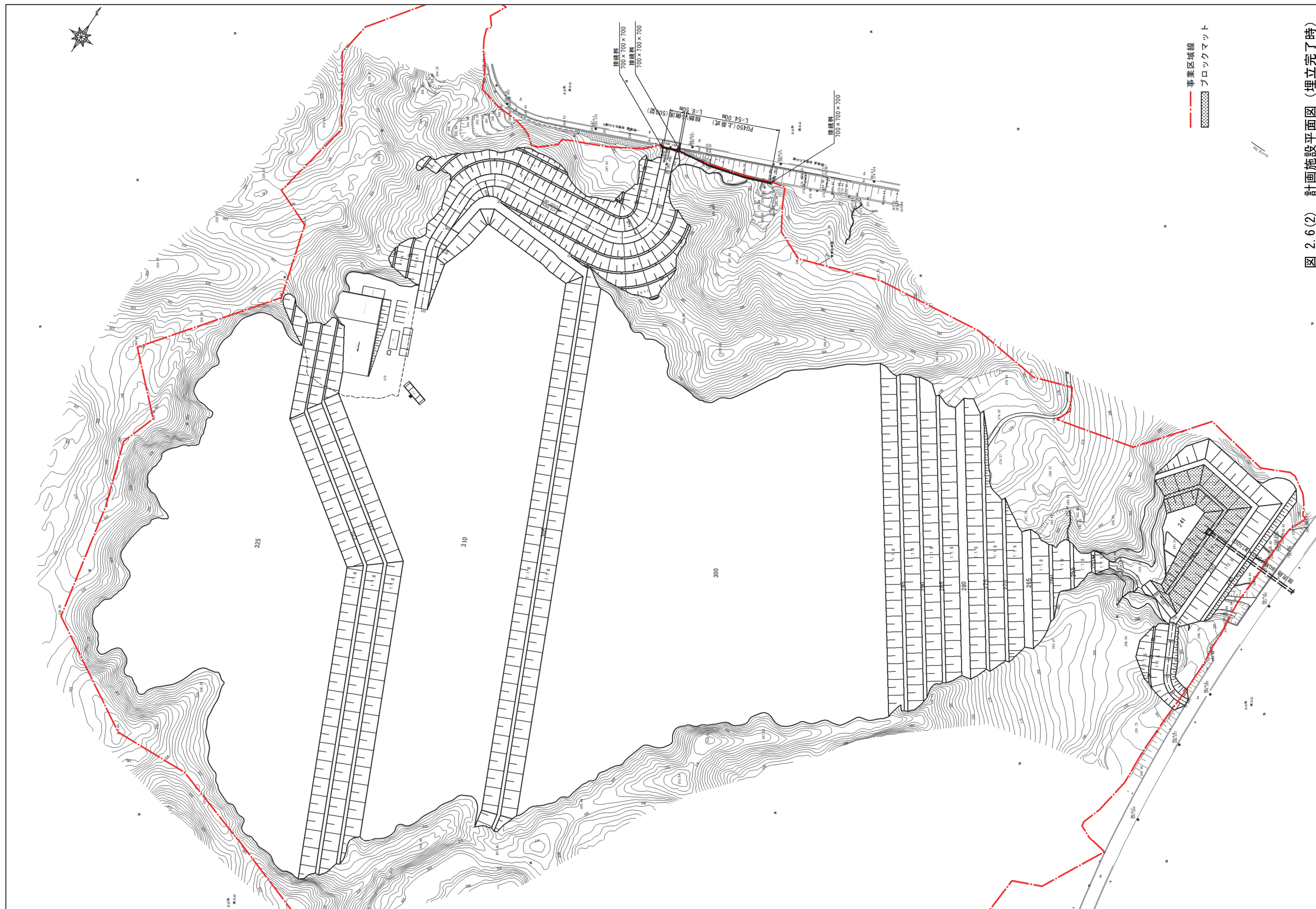


図 2.6(2) 計画施設平面図 (埋立完了時)

(3) 排水計画

本施設における排水の系統模式図は図 2.7 に示すとおりである。

埋立地およびその集水域に降った雨水は浸透水集排水管に誘導され、埋立地の廃棄物層に浸透した雨水と混合され、浸透水採水桝を経由して調整池に排水される。調整池に流入した雨水・浸透水は、ボックスカルバートを通じて次郎九郎川に排水される。

なお、浸透水集排水管に集水されなかった浸透水や調整池に溜まった雨水・浸透水の一部は、大気中に蒸発散するほか、地盤層に浸透し表層地下水に混合する可能性がある。

後述する展開検査場に降った雨水は、排水勾配を設け周辺部に配置した側溝および雨水桝を通じて浸透水集排水管に放流する。展開検査場の底版はコンクリートを打設し、雨水が地下へ浸透しないよう対策を行う。なお、万一誤って展開検査場に有害物質が持ち込まれ、雨水により汚水が発生した場合でも、雨水桝を締め切って汚水を閉じこめ、溜まった汚水は産廃処理を行う。

その他の排水として、管理事務所における生活排水は浄化槽で、洗車場（タイヤ洗浄に使用）における洗車排水はオイルトラップで処理を行い、管理施設用地の雨水側溝等に排水後、浸透水集排水管に誘導され調整池に排水される。

また、埋立地北側の県道岩室北土山線からの進入道路部分や谷部（残存緑地範囲）および埋立地南側の谷部（残存緑地範囲）に降った雨水は、それぞれ別系統にて次郎九郎川に流入する。

なお、埋立完了後の埋立地への雨水の進入を防ぐため、埋立が完了した区画に沿って雨水側溝を設置する。

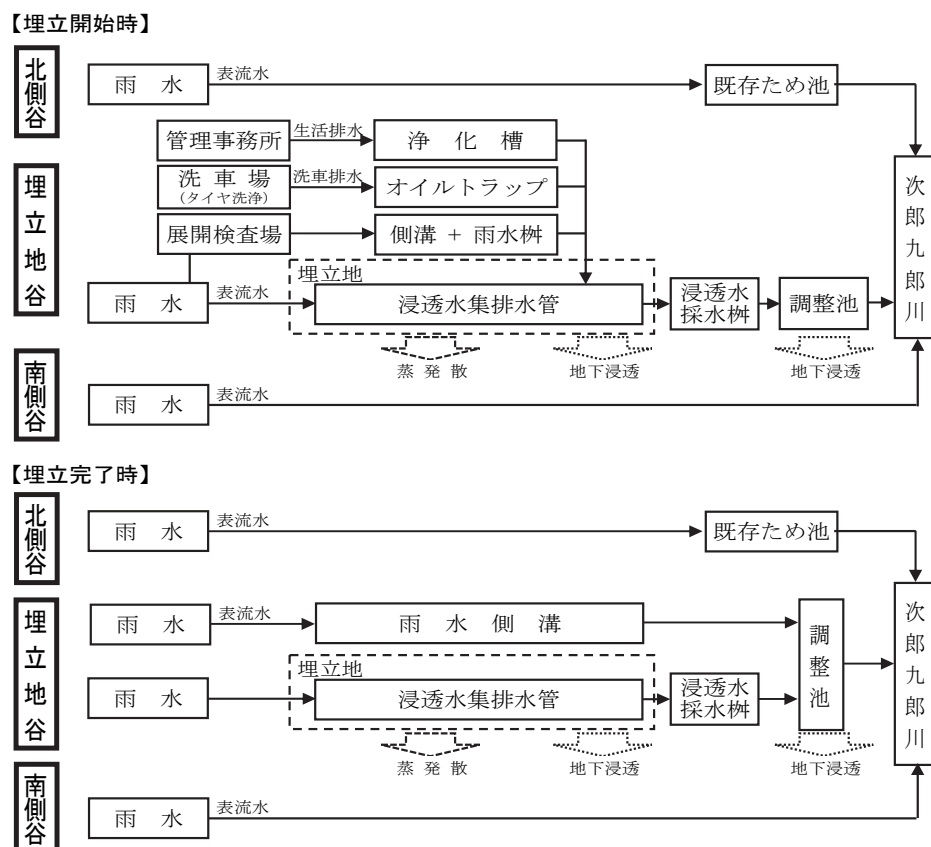


図 2.7 排水系統模式図

注) 「安定型産業廃棄物処分場の水量調査」（高橋ら、2003 年）によると、福岡県内施設におけるケーススタディでは埋立地に流入した降雨のうち約 30%が廃棄物層に浸透し、梅雨時の長期的な水収支の推定から、降水の 30%が蒸発散し、21%が浸透水、49%は表面流出水となると推定されている。

本施設で採用する浸透水集排水施設は、安定型産業廃棄物最終処分場では一般的に採用されていないため、遮水施設のない最終処分場における浸透水の集排水効果は不明であるが、管理型産業廃棄物最終処分場の浸出水集排水施設と同等の集排水能力（100%排水）を備えた構造としている。

(4) 豪雨災害への対応方針

対象事業実施区域はその大半が林地であり、開発行為に当たって樹林の伐採および造成等による裸地が出現することから、「林地開発許可申請の手引（事業者用）」（令和 5 年、滋賀県琵琶湖環境部森林保全課）および「開発に伴う雨水排水計画基準（案）」（平成 14 年、滋賀県土木交通部河港課）に準拠した調整池を設置することにより、開発区域周辺および下流地域に溢水等の被害の発生を防止する。

雨水等排除設備に関しては、上記基準類のほか「廃棄物最終処分場整備の計画・設計・管理要領（2010 改訂版）」に従って設計する。

1) 調整池の設計条件

調整池は、50 年確率降雨強度で検討を実施し、下流河川への影響を防止できる許容放流量を設定し、その際に必要となる調整容量を満足するものとする。調整池の設計条件は表 2.4 に示すとおりである。

表 2.4 調整池の設計条件

項目	内容
洪水調節方式	オリフィス方式
計画降水規模	50 年確率降雨強度（年超過確率 1/50）
設計基準雨量	228 mm/h
調整池への最大流入量	8.50 m ³ /s
放流先河川の許容放流量	1.94 m ³ /s
放流孔からの流出量	1.93 m ³ /s
設計貯水容量	8,486 m ³
設計堆砂量	1,912m ³ /年
放流施設の構造	排水塔に幅:36cm×高 35cm のオリフィス（開口）を 3 ヶ所設置

2) 雨水排水計画

対象事業実施区域に降る雨水は、雨水側溝にて集水し調整池へ排水することにより、埋立地への侵入を防ぐ。

埋立が完了した部分から埋立地外周に雨水側溝を設置する。埋立法面は小段排水溝を設置し、埋立地外周の雨水側溝へ排水し、調整池へ排水する。調整池に集められた雨水は、許容放流量以下の流量に調整した上で、次郎九郎川に放流する。雨水排水の系統模式図は図 2.7に、平面構造図は図 2.6(1)に示すとおりである。

雨水集排水施設は、「林地開発許可申請の手引（事業者用）」に従い、10年確率降雨強度（126.3 mm/h）を集排水できる規模とする。

3) 浸透水集排水施設

埋立廃棄物層内の浸透水を速やかに集排水することを目的として、浸透水集排水施設（以下に示す浸透水集排水管と暗渠縦排水管、浸透水集排水樹の総称）を設置する。浸透水集排水施設の平面構造図は図 2.6(1)に、浸透水集排水管の断面模式図は図 2.8に示すとおりである。これらの浸透水集排水施設は、安定型産業廃棄物最終処分場では一般的に採用されていない施設である。

浸透水集排水管は、埋立地の底面の谷筋に沿って幹線暗渠排水管（有孔管）を敷設し、分岐した沢筋には枝線暗渠排水管を敷設し、幹線暗渠排水管と接続する。浸透水集排水管に集められた浸透水は、調整池において雨水排水管で集めた表流水と混合し、流量を調整した後、河川（次郎九郎川）へ放流する。浸透水集排水管の調整池への放流位置には、モニタリング時の浸透水を採水するための樹（浸透水採水樹）を設置する。浸透水集排水管は、雨水集排水施設と同じ「林地開発許可申請の手引（事業者用）」を参考に、10年確率雨量強度の雨水を集排水する大きさとする。

また、浸透水集排水管から暗渠縦排水管を立上げ、埋立面に降った雨水を集排水する。この暗渠縦排水管は、浸透水集排水管に対しておおむね100m間隔で計6カ所程度設置する。この暗渠縦排水管は、万一、埋立廃棄物層からガスが発生した場合であっても、大気中に速やかに放出する効果も期待される。

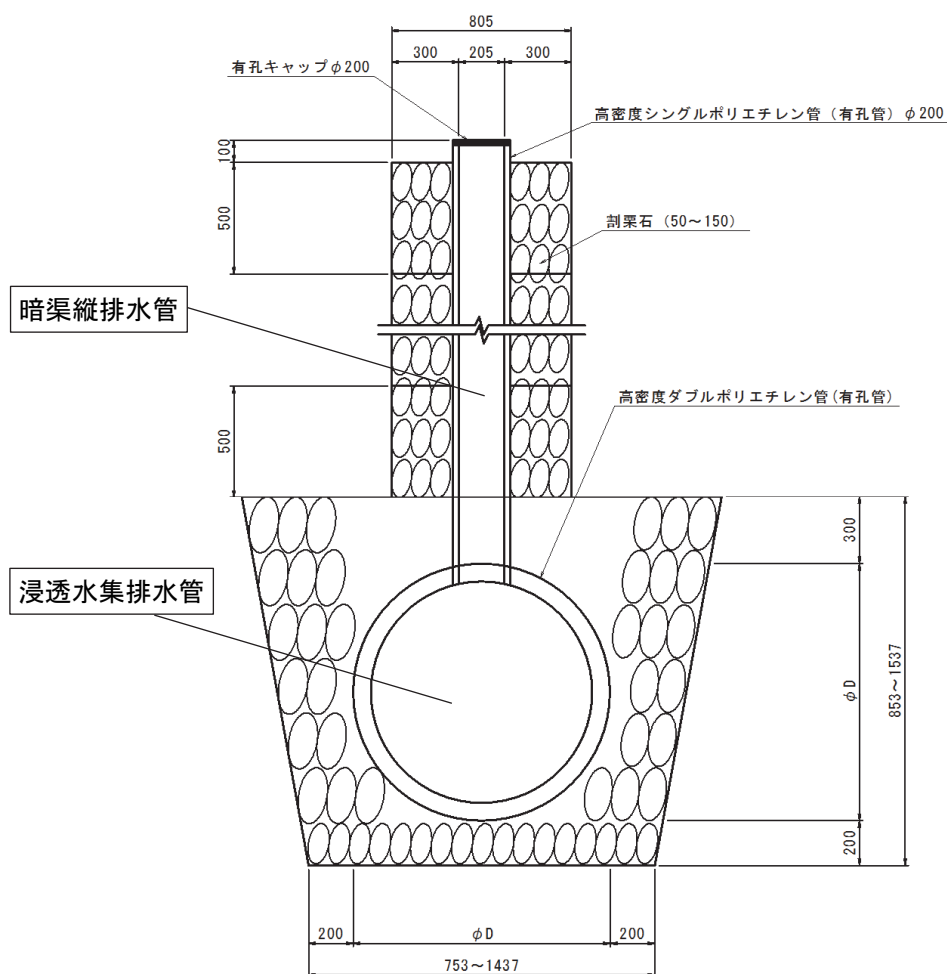


図 2.8 浸透水集排水管の断面模式図

(5) 切土・盛土および残土処理計画

切土および盛土の施工計画は図 2.6(1)に示すとおりである。搬入道路および場内道路、調整池の設置を目的とした切り盛りにより土砂収支のバランスをとることにより、残土運搬に係る車両走行を発生させないことを基本とする。

(6) 伐採木の処理計画

造成に伴い現地樹林の樹木伐採を行う。伐採数量や伐採樹木の処理方法の詳細については、今後検討するが、以下の方針のとおり、可能な限りリサイクルに努める。

- ・商品価値を有する物は売却し、建築資材としてリサイクルを行う。
- ・商品価値のない木材はチップに加工し、燃料等として希望者への配布を行う。
- ・その他、リサイクルが困難なものについては、産業廃棄物として適切に処分を行う。

2.2.6 対象事業の工事計画の概要

(1) 想定する工事および事業のスケジュール

想定する工事および事業のスケジュールは表 2.5 に示すとおりであり、2029 年度内の供用開始を想定している。

本施設の建設工事では、樹木伐採等の準備工の後、搬入道路および調整池の設置等の造成工事を実施し、造成工事完了後、搬入管理設備等の付帯施設工事を実施する予定である。これらの建設工事は、全体で概ね 2 年程度を想定している。

詳細な工事工程等は今後検討する。

表 2.5 想定する工事および事業のスケジュール

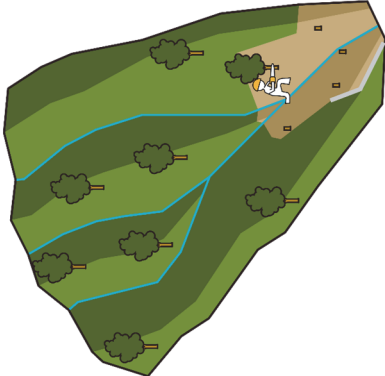
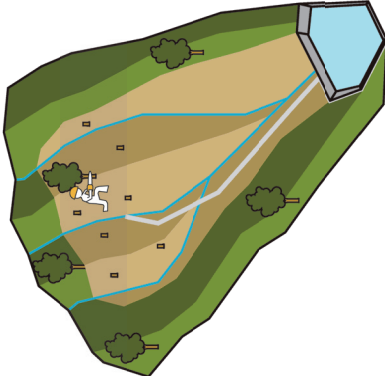
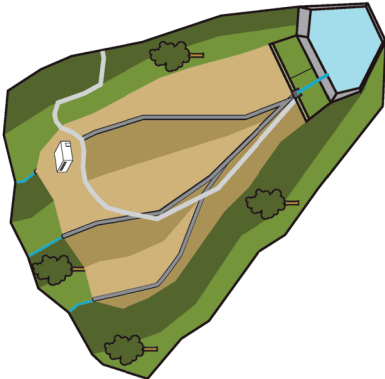
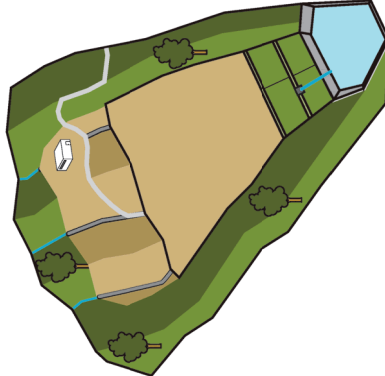
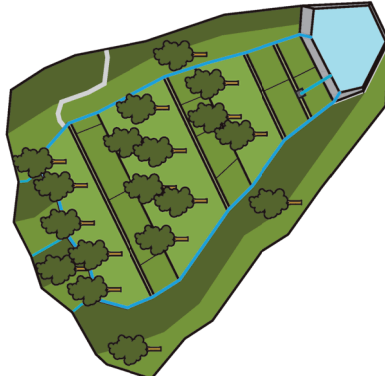
		2024 年度 (R6)	2025 年度 (R7)	2026 年度 (R8)	2027 年度 (R9)	2028 年度 (R10)	2029 年度 (R11)
環境影響評価							
施設基本設計・実施設計							
建設工事	準備工						
	造成工事						
	付帯施設工事						

注) 現時点の想定であり、変更になる場合がある。

(2) 事業の進捗状況に応じた施設状況のイメージ

本事業で想定している事業の進捗状況に応じた施設状況のイメージを表 2.6 に示す。

表 2.6 事業の進捗状況に応じた施設状況のイメージ

①準備工		※作業道設置、樹木伐採・伐根
②濁水対策		※調整池・放流施設設置
③造成工事		搬入道路 浸透水集排水施設 ※搬入道路、浸透水集排水施設、流出防止設備設置
④埋立開始時		※管理事務所・計量設備、門扉囲障設置
⑤埋立中間時（最下段埋立完了）		
⑥埋立完了時		※雨水側溝設置
⑦廃止後		※植樹等の緑化

2.2.7 その他対象事業に関する事項

(1) 埋立廃棄物の構成

埋立廃棄物の構成について、ジェネスが滋賀処分場の実績を踏まえ、以下のとおり計画している。なお、廃棄物量は市場動向により変動するため、計画量は概算推計値である。

- ・安定型3品目（がれき類、ガラス・陶磁器くず、廃プラスチック類）のみを受入れる。
- ・受入廃棄物の大部分は、建築解体工事に伴い発生するがれき類等である。がれき類等は、ジェネスが京都市に保有する中間処理施設（以下、「ジェネス京都工場」とする。）において、破碎・選別などの中間処理を行った後、埋立処分される。または取引先の中間処理業者において中間処理を行った廃棄物が本施設に搬入される。
- ・例外的に中間処理施設を経由しない廃棄物として、以下の搬入を想定している。
- ・梱包材などの廃プラスチックについては、工場から直送されるものが含まれる。
- ・石綿含有産業廃棄物^{参考}については、飛散防止の袋（フレキシブルコンテナバッグ）等に封入された状態で解体現場から直送される。
- ・本施設の周辺地域から発生する廃棄物の搬入もごく一部想定しているが、許可品目の廃棄物のみである。
- ・ジェネス滋賀処分場の実績より推定した品目ごとの取扱量の内訳（容量ベース）は、表 2.7 に示すとおりである。
- ・ジェネス滋賀処分場の実績より推定した持込み地域別産業廃棄物取扱量（重量ベース）の内訳は表 2.8に示すとおりである。

表 2.7 産業廃棄物取扱量の内訳（容量ベース）

取り扱う産業廃棄物の種類、性状		取扱量 ^{注1)}
石綿含有産業廃棄物 ^{注2)} (がれき類、ガラス・陶磁器くず、廃プラスチック類)		19,200 m ³ /年 (約 25.6%)
その他の安定型産業廃棄物	廃プラスチック類	30,000 m ³ /年 (約 40.0%)
	ガラス・陶磁器くず	22,500 m ³ /年 (約 30.0%)
	がれき類（工作物の除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物）	3,300 m ³ /年 (約 4.4%)

注1) 取扱量はジェネス滋賀処分場における実績を基にした推定値。

注2) 石綿含有産業廃棄物は、各廃棄物の区分があるが、ここでは統合して示している。

注3) 上記の廃棄物のほかに、廃棄物容量の 1/3 程度の覆土を埋立てる計画である。

表 2.8 持込み地域別産業廃棄物取扱量の内訳（重量ベース）

地方		割合
近畿地方	滋賀県	約 10 %
	滋賀県以外	約 26 %
東海・北陸地方		約 43 %
関東・甲信越地方		約 21 %
東北地方		(≒0 %)

注) 取扱量はジェネス滋賀処分場における 2023 年度実績を基にした推定値。

参考) 石綿含有産業廃棄物とは、スレートの屋根や波板、アスベスト含有タイルなどの、原料として石綿が含有しているものの形状を保っている状態では飛散のリスクの低いものを指す。飛散リスクが高い廃棄物は、「廃石綿等」と分類され、無害化処理をしない限り最終処分場での埋立は禁止されている。

(2) 展開検査の実施方針

本施設における展開検査の実施方針は以下に示すとおりである。

- ・埋立地の入口付近に管理事務所（受付）および計量施設、展開検査場を設置する。
- ・展開検査場は無筋コンクリート叩き（15m×23m程度）を設置し、荷降ろしした廃棄物が地面に接することを防ぐとともに、排水勾配を設け周辺部に配置した側溝および集水桝を通じて雨水排水溝に放流する構造とする（図 2.10）。
- ・廃棄物の計量と同時に、車両に積載された産業廃棄物と事前に締結した契約書類との相違の照合と、同積載産業廃棄物の管理伝票との照合を行う。また、申請どおりの産業廃棄物であることを目視確認も行う。
- ・目視検査の結果、受入基準を満たしていると判断した場合には、展開検査場で産業廃棄物を荷下ろしさせ、廃棄物は 30cm 程度の厚さになるようバックホウで敷均し、廃棄物中に安定型廃棄物以外の混入・付着が無いことを目視にて確認する。展開検査は施設内作業員が実施する。
- ・展開検査で合格した廃棄物に限り、バックホウにより展開検査場の車両へ積み込み、埋立場所へ運搬させる。
- ・展開検査において、受入基準を満たさない産業廃棄物（不純物が付着した廃棄物、15cm を越える廃プラスチック類を含む廃棄物など）については、再度搬入車両に積み込み、搬入者に持ち帰らせる。

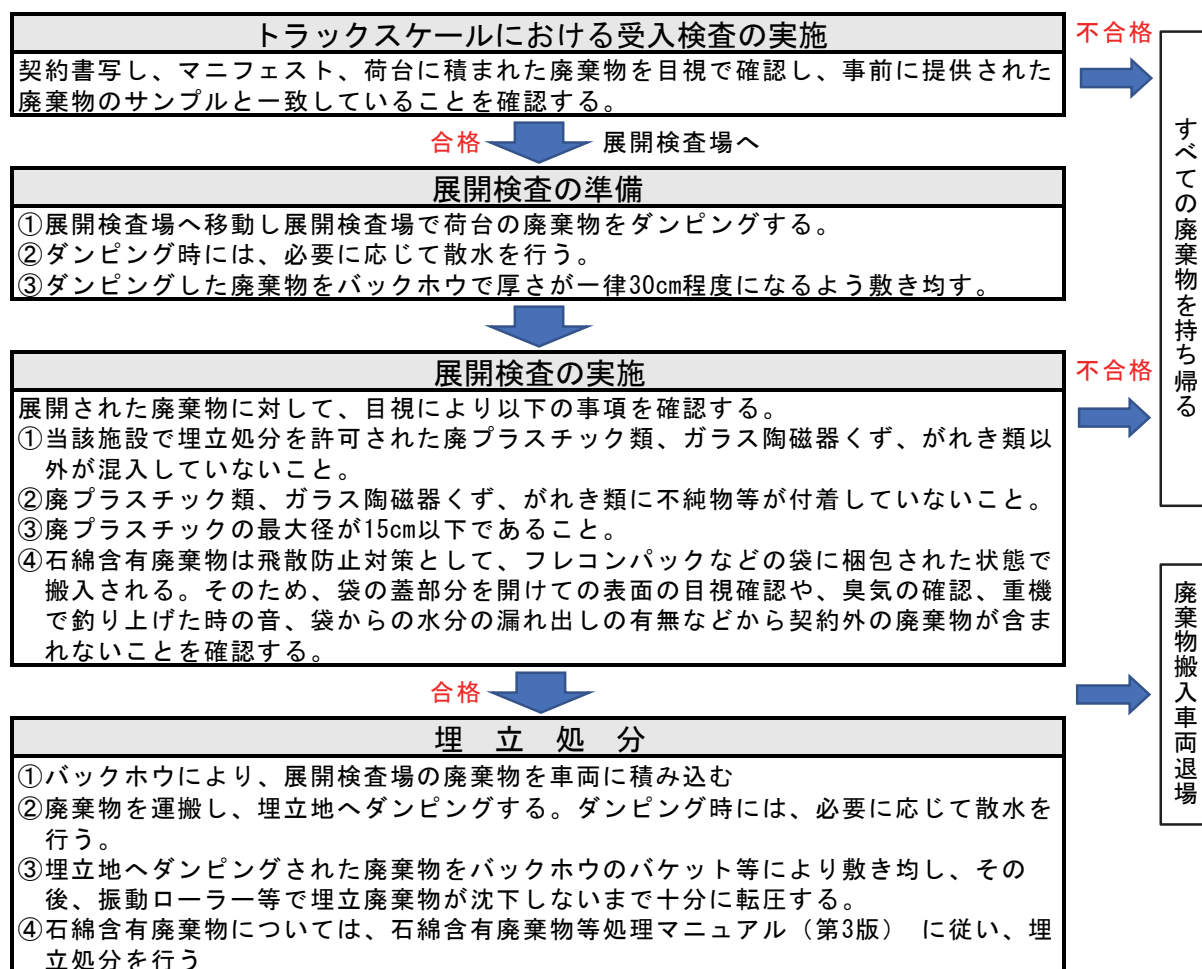
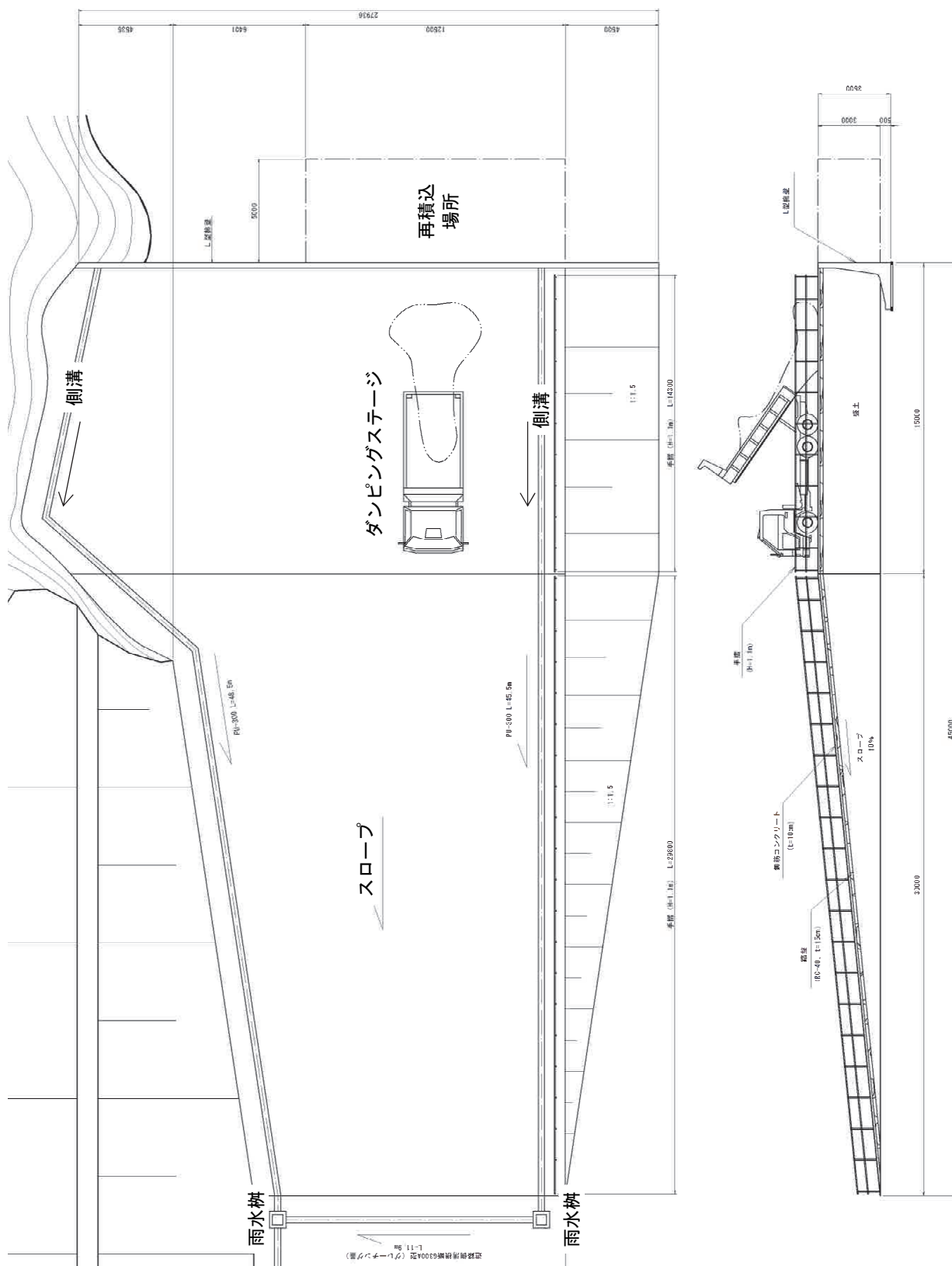


図 2.9 展開検査実施手順



(3) 埋立計画

埋立時、廃棄物の飛散、悪臭の発生や地下水質の悪化などの周辺環境への影響を生じないよう、以下のとおり対応する。

- ・埋立廃棄物の搬入時には、目視や臭気確認による受入検査（展開検査）を徹底し、基準を満たす廃棄物以外の混入を防止する。
- ・埋立方法はセル方式を基本とし、搬入車両からダンピング（荷降ろし）された廃棄物は、埋立作業機械によって敷均し・転圧を行い、1日の埋立が終了後、即日覆土を行うことにより、埋立廃棄物の飛散を防止する。
- ・石綿含有産業廃棄物は、「石綿含有廃棄物等処理マニュアル（第3版）」（環境省環境再生・資源循環局）に従い、埋立場所は一定の場所に限定し、飛散しない様、袋（フレキシブルコンテナバッグ）等に封入した状態で埋め立てる。
- ・強風時等、埋立廃棄物の飛散が想定される場合には、散水車を用いた散水を行うことにより、廃棄物の飛散を防止する。

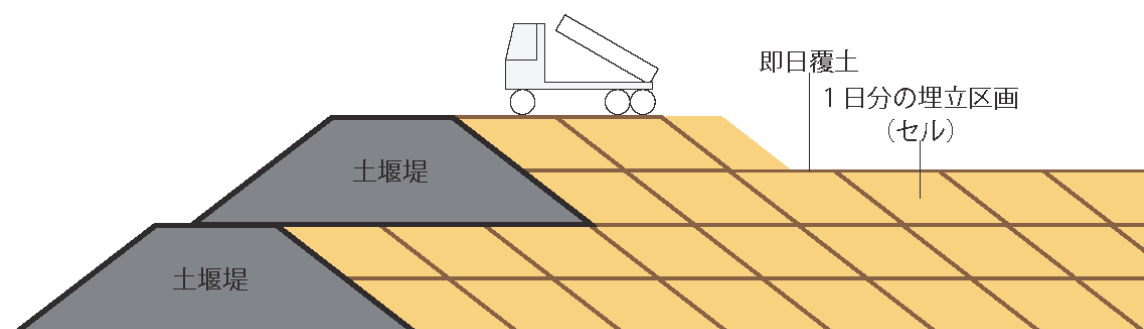


図 2.11 セル方式埋立の模式図

(4) 防災対策

本施設における防災対策は、以下に示すとおりである。

- ・敷地の外周に囲いを設置し、人の立入りを防止する。また、入口の見やすい箇所へ最終処分場であることを示す看板を設置する。
- ・入口付近に守衛を配置し、監視作業を行う。
- ・火災の発生および拡大の防止、埋立廃棄物の飛散、ねずみ（病原菌を媒介する可能性がある種など）の生息や蚊・ハエその他衛生害虫発生予防のためにも、1日の埋立作業終了時に即日覆土を行う。
- ・火災発生の予防措置として、散水車、消火器等の消火設備を設置する。
- ・下流域における河川の氾濫防止のため、50年確率降雨強度の雨量に対応できる調整池を敷地下流に設ける。
- ・地震時の埋立法面の安定性については、レベル1（震度5程度の地震に対して、施設の健全性が保たれ、その機能に影響を与えるような被害が生じない）およびレベル2（震度6以上の地震に対して、周辺環境や地域住民の生命、生活に影響が及ぶような大規模かつ壊滅的な被災が生じない）の地震動を考慮した耐震設計を行う。
- ・供用開始後は、埋立法面、調整池およびその他の設備を定期的に点検し、災害の防止に努める。

(5) 悪臭防止対策

本施設における悪臭防止対策は、以下に示すとおりである。

- ・産業廃棄物の受け入れに際し、展開検査による確認、マニフェストの確認等徹底した受入管理体制をとり、悪臭の原因となるような取扱品目以外の産業廃棄物の搬入を防止する。
- ・1日の埋立作業終了時、即日覆土を行うことにより、廃棄物を封入する。

(6) 緑化についての計画

周辺景観との調和を図ることを目的に緑化を推進する。本施設の緑化方針は、以下に示すとおりであり、今後の実施設計段階において、詳細を検討する。

- ・周辺の山なみとの調和を図り、可能な限り高木を植栽する方針とする。
- ・埋立後は順次緑化を図り、早期森林回復に努める。
- ・対象事業実施区域の大半は地域森林計画対象民有林であることから、「滋賀県林地開発審査基準」（令和5年3月、滋賀県）並びに「林地開発許可申請の手引（事業者用）」（令和5年4月、滋賀県）に準拠し、敷地内に25%以上の残置森林を確保する。

(7) 交通安全対策

施設関連車両の走行に当たっては、市街地を避けた走行ルートの指定等を行っているが、一部区間では住居近くの道路を走行する計画であることから、以下の通り対応する。

- ・産業廃棄物等運搬車両の一般道の通行に際しては、すべての関連車両に対して安全走行速度での運転と道路交通法の遵守を徹底させ、歩行者・自転車および他の通行車両を最優先として安全を確保し、運搬経路上は必要に応じて安全看板の掲示を行う。
- ・適時に施設周辺一般道の巡回を行って関連車両の運行状況や路面状況を点検し、問題が生じた場合はすみやかに対策を講じる。
- ・産業廃棄物等運搬車両の運転者に対しては、法定速度の遵守、過積載の防止、違法駐車 of 禁止を徹底させ、その他アイドリングの防止、公道の駐車禁止など交通マナーの向上についても周知徹底する。
- ・車両が場内から退出する際には、周辺道路の美化推進のため、既に設置している洗車場にてタイヤおよび車両下部周辺を洗浄する。

(8) 環境配慮の方針

本事業の実施に当たっては、周辺地域への環境負荷や自然環境への影響を可能な限り低減する観点で、以下に示す環境配慮を実施する。毎月の廃棄物受入数量、展開検査の結果、浸透水や地下水の検査結果は、記録を保存し、立入検査時などで必要とされた場合に何時でも提示ができるよう保管する。

1) 工事中の対応

- ・建設工事に使用する建設機械は、低騒音・低振動型の採用を検討し、周辺地域への騒音・振動・大気質の影響を軽減する。
- ・敷地の流末部に調整池を構築した後に本格的な造成工事を開始し、降雨時には沈砂後の上澄み水を排水することで、下流河川への濁水の影響を軽減する。
- ・土地の改変に伴う発生土砂は可能な限り敷地内での再利用に努め、敷地外へ土砂を搬出する車両の台数を減らすことで、沿道の騒音・振動・大気質への影響を軽減する。
- ・工事用車両のタイヤ洗浄を励行し、路面への土砂の堆積を防ぎ、粉じんの飛散防止に努める。また、砂じんの発生しやすい強風時等には適時散水等の対策を講じる。
- ・工事用車両の走行に当たっては、車両台数の管理を徹底するほか、走行時間帯の分散に努め、沿道の騒音・振動・大気質への影響を軽減する。
- ・工事用車両の走行に当たっては、規制速度の遵守や市街地を避けた走行ルートの指定、地元住民車両の優先走行およびアイドリングストップ等を徹底するよう運転手の教育・指導を徹底し、交通安全に十分に留意する。

2) 施設供用後の対応

① 大気質に係る環境配慮

埋立作業および廃棄物の運搬等による周辺地域の大気質への影響を軽減するため、以下に示す環境配慮を実施する。

- ・施設関連車両の走行時の規制速度の遵守や市街地を避けた走行ルートの指定およびアイドリングストップ等を徹底するように、搬入業者へ指導する。
- ・廃棄物等運搬車両のタイヤ洗浄を励行し、路面への土砂の堆積を防ぎ、粉じんの飛散防止に努める。また、砂じんの発生しやすい強風時等には適時散水等の対策を講じる。
- ・場内の車両の徐行を徹底し、必要に応じて散水等必要な措置を行う。
- ・埋立廃棄物の転圧を十分に行い、1日の埋立作業終了時に即日覆土を施す。
- ・ダンプ時の粉じん等の飛散防止に留意し、展開検査場は四方に粉じんが飛散しないよう切土法面と接した場所に整備するほか、必要に応じた受入れ廃棄物や覆土への散水や、ダンプ後に速やかに敷均し・転圧を行うこと等により、粉じんの発生を低減する。

② 騒音・振動に係る環境配慮

埋立作業および廃棄物の運搬等による周辺地域への騒音・振動の影響を軽減するため、以下に示す環境配慮を実施する。

- ・騒音規制法、振動規制法に定める規制基準値を遵守する。
- ・埋立作業機械の稼働音や振動が敷地外へ漏れるのを防ぐため、不必要なアイドリング音の発生を抑制し、複数機械類の同時稼働を抑制するとともに、低騒音・低振動型の採用を検討する。

③ 地下水に係る環境配慮

本事業は安定型産業廃棄物最終処分場であるため、地下水への影響は想定しにくいですが、以下に示す地下水モニタリング等を行う。

- ・地下水の水質を調査するため、2カ所（埋立地上流部と下流部）の観測井戸を設ける。
- ・観測井戸において、地下水の検査項目について測定し、記録する。
- ・検査の結果、水質の悪化が認められた場合は、その原因調査およびその他環境の保全上必要な措置を講じる。

(9) 主な維持管理項目と頻度（予定）

本事業は、県の監督のもと廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定に従い、適切な維持管理を行う。

埋立事業中の主な維持管理項目およびその頻度は表 2.9 に示すとおり予定している。

表 2.9 主な維持管理項目とその頻度（予定）

項 目		検査頻度	検査方法
浸透水	pH、BOD、COD、電気伝導率、水温 ※降雨量との関係も把握する。	1 回/月	浸透水採水桝から浸透水を採取し、以下の水質検査を行う。
	地下水等検査項目	1 回/年	
地下水	地下水等検査項目および水位	1 回/年	埋立地上下流に設置した地下水観測井戸から地下水を採水し以下の水質検査を行う。
	ふっ素、ほう素	1 回/隔年	
雨水	浮遊物質（SS）	1 回/月	調整池に溜まった雨水を採水し、以下の水質検査を行う。
埋立地ガス	CH ₄ 、H ₂ S	1 回/隔年	暗渠縦排水管 1 ヶ所から発生するガスについて、以下の項目の確認および検査を行う。
埋立地内温度		1 回/隔年	暗渠縦排水管 1 ヶ所を利用して、隔年に 1 回、埋立地内の温度を測定する。
残余埋立容量の確認		1 回/年	—
産業廃棄物管理票 ^{注)} の管理など		常時	—

注) 産業廃棄物管理票（産業廃棄物マニフェスト）：廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 12 条の 3 に規定される廃棄物の処理が適正に実施されたかどうか確認するために作成する書類。排出事業者は、産業廃棄物の種類、数量、運搬業者名、処理方法、処理業者名などを記入したマニフェストを作成し、処理業者に委託した産業廃棄物が適正に処理されたか否かを確認する。処理業者は、このマニフェストに対して委託された業務をいつ完了したかという情報を記載して返送する。

第3章 対象事業実施区域およびその周囲の概況

対象事業実施区域は甲賀市の東部に位置し、甲賀市は、北は大津市、栗東市、湖南市、竜王町、東近江市、日野町、東と南は三重県、南西は京都府に接している。

対象事業実施区域周辺における自然的・社会的状況（以下「地域特性」という。）について、既存資料により把握した。図 3.1に本事業の地域特性を把握する範囲を示した。

地域特性を把握する範囲は、対象事業実施区域およびその周囲とし、主要河川である田村川および野洲川への流入や、主要幹線道路である国道1号や新名神自動車道への接続地点および景観上の主要な眺望点の分布を勘案し、対象事業実施区域境界線から半径2kmの範囲を含む甲賀市（旧土山町の一部および旧甲賀町の一部）を対象とした区域とした（以下「調査区域」という）。ただし、統計資料等により市町単位で地域特性の状況を述べる事項については、対象事業実施区域が位置する甲賀市全域（以下「調査対象地域」という。）を対象とした。

対象事業実施区域およびその周囲の概況（地域特性）については表 3.1に、対象事業実施区域および調査区域の法令等に基づく主な地域・区域等の指定状況は表 3.2(1)～(2)に、対象事業実施区域および調査区域の法令等に基づく主な規制基準等の適用状況表 3.3に、それぞれ示すとおりである。

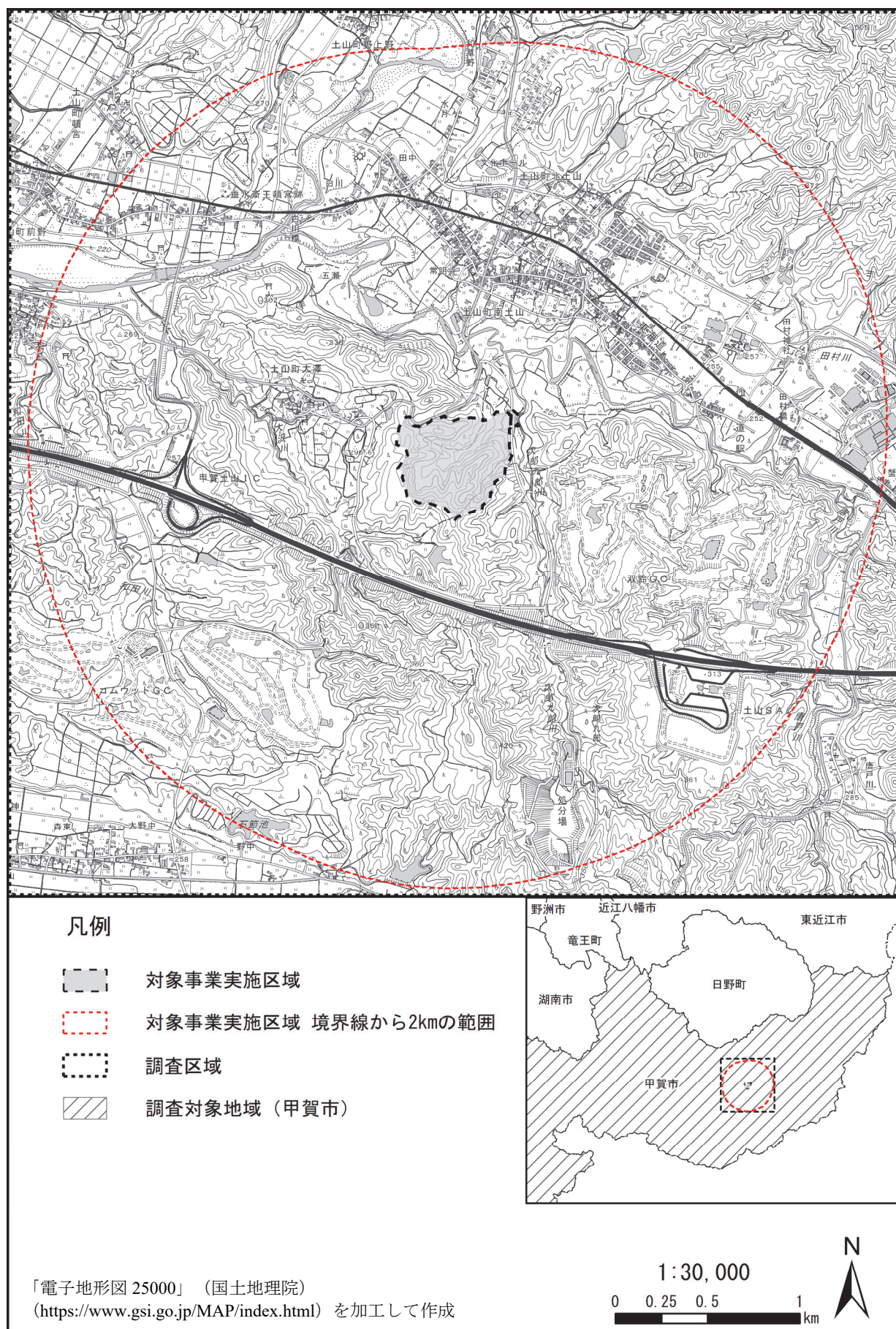


図 3.1 地域特性を把握する範囲（調査区域・調査対象地域）

表 3.1(1) 対象事業実施区域およびその周囲の概況（地域特性）

項 目		地 域 特 性
自 然 的 状 況	気象	土山地域気象観測所での令和5年の年平均気温は14.7℃、年間降水量は1,555.5mmである。年平均風速は1.9m/sで、年最多風向は東南東となっている。
	大気質	甲賀局（滋賀県甲賀合同庁舎敷地内）における二酸化窒素、微小粒子状物質（PM2.5）は環境基準を達成している。光化学オキシダントはいずれの年度も環境基準の超過が確認されているが、調査対象地域において平成30年度～令和4年度に発令された光化学スモッグ注意報はない。 なお、浮遊粒子状物質（SPM）、有害大気汚染物質およびダイオキシン類の測定は実施されていない。
	騒音	調査区域では、平成28年および令和3年に一般国道1号の1地点において道路交通騒音測定を実施されており、両年とも環境基準を超過している。 なお、調査対象地域である甲賀市において、環境騒音の測定は実施されていない。
	振動	調査区域では、道路交通振動の調査および環境振動の調査は実施されていない。
	悪臭	調査区域では、悪臭に係る測定は実施されていない。
	一般的な水象の状況	調査区域を流れる主な河川は、淀川水系の野洲川である。対象事業実施区域の北側には野洲川の支川である田村川が東西に流れ、東側には野洲川の支川である次郎九郎川が南北に流れている。これらの河川および小水路はいずれも琵琶湖の集水域に該当する。
	水質	調査区域では、令和4年度に野洲川水系の3地点において水質調査が実施されており、いずれの調査地点も環境基準または指針値を満足している。なお、調査区域に環境基準点およびダイオキシン類の調査地点はない。
	水底の底質	調査区域では、過去5年間に於いて、水質の底質に係る測定は実施されていない。
	地下水	調査区域では、地下水質の状況を把握するための概況調査が令和5年度に1調査地域（甲賀市1か所）で行われている。概況調査の結果、調査区域に位置する甲賀市の調査地域では環境基準を満足している。 なお、調査区域では平成29年度から令和3年度に地下水のダイオキシン類の測定は実施されていない。
	土壌および地盤の状況	○一般的な土壌の状況 調査区域の土壌は、野洲川、田村川等の河川沿いの台地および低地には、表層腐植質多湿黒ボク土や細粒灰色低地土、細粒強グライ土、細粒黄色土等が分布している。また、山地および丘陵地には、未熟土が広く分布するほか、乾性褐色森林土（細粒状構造型）が分布している。対象事業実施区域の土壌は、未熟土および乾性褐色森林土（粒状・堅果状構造型）により構成されている。 ○土壌に係る環境状況 調査区域では、土壌調査及び土壌中のダイオキシン類調査は実施されていない。 ○地盤の状況 調査区域では、地盤沈下は認められていない。

表 3.1(2) 対象事業実施区域およびその周囲の概況（地域特性）

項 目	地 域 特 性
地形 および 地 質 の 状況	○一般的な地形の状況 調査区域の地形は、国道 1 号沿いに低位段丘が、西側には丘陵地と谷底平野が、北東および南東の山地には急斜面山地および中間斜面山地が分布している。対象事業実施区域は、急斜面山地、中間斜面山地、谷底平野および中位段丘に位置している。 ○地すべり地形 調査区域および対象事業実施区域には、主に山地、丘陵地、台地の一部に地すべり地形が確認されている。 ○活断層の分布状況 調査区域の活断層は、調査区域を北北西から南南東方向に延びる東側隆起の逆断層である大野活動セグメントが確認されている。 ○一般的な地質、堆積物の状況 調査区域の地質は、主に礫岩、砂岩・泥岩互層、泥岩および砂岩、粘土等が分布し、野洲川、田村川等の河川沿いは主に礫がち堆積物が分布している。対象事業実施区域の地質は、礫岩、砂岩・泥岩互層、泥岩および砂岩、礫がち堆積物が分布している。 ○重要な地形および地質の分布および特性 調査区域には、青土火砕岩脈およびサイ類とワニ類の化石、新名神高速道路とビカリア化石床がある。
動物	○重要な種 調査区域に生息する可能性のある重要な種の文献調査の結果、哺乳類はミズラモグラやキクガシラコウモリ等の 23 種、鳥類はサシバやアマサギ等の 122 種、爬虫類はニホントカゲ等の 9 種、両生類は、アカハライモリやアカハライモリ等の 19 種、クモ類はトゲグモやカトウツケオグモ等の 6 種、昆虫類はアオイトトンボやクロシジミ等の 100 種、魚類はヤリタナゴやカジカ等の 38 種、底生動物はマメシジミやサワガニ等の 4 種、陸産貝類はチャイロオトメマイマイ類やビロウドマイマイ類等の 20 種の重要な種を確認した。なお、重要な種の具体的な位置情報は得られなかった。
植物	○重要な種 調査区域に生育する可能性のある重要な種の文献調査の結果、アカハナワラビやミズニラ、ジュンサイ、ヤチスギラン等の 343 種の重要な種を確認した。重要な種の具体的な位置情報として、対象事業実施区域から北西側約 1.5 km の瀧樹神社にユキワリイチゲの自生地がある。 ○植生 調査区域は、山地が多いほか水田や市街地も分布している。「第 6 回自然環境保全基礎調査（現存植生図）」（平成 13 年～平成 16 年、環境省）によると、調査区域の植生は、スギ・ヒノキ・サワラ植林が広く分布している。そのほか、山地の樹林ではアベマキ・コナラ群集、モチツツジ・アカマツ群集、伐採跡地群落等が分布している。また、山地にはゴルフ場が分布しているほか、新名神高速道路の土山サービスエリア周辺が造成地として記載されている。平地には市街地、水田のほか茶畑が広く分布している。 ○重要な植物群落 調査区域には重要な植物群落はない。 ○巨樹・巨木林 調査区域内には、スギやイチョウ等の巨樹・巨木林が 9 か所分布している。

表 3.1(3) 対象事業実施区域およびその周囲の概況（地域特性）

項 目		地 域 特 性														
自 然 的 状 況	生態系	調査区域には、野洲川、田村川をはじめとした琵琶湖淀川水系の河川やため池等の池沼が分布する。また、調査区域の北部を流れる野洲川、田村川の右岸側に位置する台地（野洲川河岸段丘）および調査区域の南西部に位置する丘陵地（甲賀丘陵）に谷津田状に入り組む谷底平野を中心に、水田や市街地、茶畑等が分布する。さらに、調査区域の北東部および南東部には、鈴鹿山脈の山麓にあたる山地に、スギ・ヒノキ・サワラ植林が広く分布する。そのほか、山地および甲賀丘陵には、アベマキ・コナラ群集、モチツツジ・アカマツ群集等が分布する。このような地形・植生・土地利用状況を踏まえ、調査区域には、「山地の樹林地を中心とする生態系」、「低地・台地・丘陵地の里地里山生態系」、「河川・池沼等の水辺生態系」が分布していると考えられる。 表 調査区域の自然環境類型区分一覧 <table><tr><th colspan="2">自然環境類型区分</th><th rowspan="2">生態系</th></tr><tr><th>地形区分</th><th>主な植生・土地利用区分</th></tr><tr><td>山地</td><td>■人工林・自然林・二次林 スギ・ヒノキ・サワラ植林、モチツツジ・アカマツ群集、アベマキ・コナラ群集 等 ■耕作地・草地 水田雑草群落、伐採跡地群落（Ⅶ） 他 ■その他 市街地・緑の多い住宅地・造成地 等</td><td>山地の樹林地を中心とする生態系</td></tr><tr><td>低地（谷底平野）・台地（中位台地）・丘陵地</td><td>■耕作地・草地 水田雑草群落、市街地、放棄水田雑草群落、茶畑、果樹園 等 ■人工林・自然林・二次林 モチツツジ・アカマツ群集、アベマキ・コナラ群集 等 ■その他 市街地・緑の多い住宅地・造成地 等</td><td>低地・台地・丘陵地の里地里山生態系</td></tr><tr><td>河川・池沼</td><td>■開放水域・河辺植生・裸地 開放水域、ツルヨシ群集、自然裸 地</td><td>河川・池沼等の水辺生態系</td></tr></table> ○重要な生態系 調査区域には、自然公園法により指定された鈴鹿国定公園（第 2 種特別地域）、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律により指定された甲賀鳥獣保護地区、ふるさと滋賀の野生動植物との共生に関する条例により指定された瀧樹神社ユキワリイチゲ植物生育地保護区、生物多様性の観点から重要度の高い湿地（環境省）に選定された滋賀県湖東・湖南地域のため池群、守りたい育てたい湖国の自然 100 選（滋賀県）に選考された野洲川中流域および瀧樹神社の社寺林があるが、いずれも対象事業実施区域には分布していない。	自然環境類型区分		生態系	地形区分	主な植生・土地利用区分	山地	■人工林・自然林・二次林 スギ・ヒノキ・サワラ植林、モチツツジ・アカマツ群集、アベマキ・コナラ群集 等 ■耕作地・草地 水田雑草群落、伐採跡地群落（Ⅶ） 他 ■その他 市街地・緑の多い住宅地・造成地 等	山地の樹林地を中心とする生態系	低地（谷底平野）・台地（中位台地）・丘陵地	■耕作地・草地 水田雑草群落、市街地、放棄水田雑草群落、茶畑、果樹園 等 ■人工林・自然林・二次林 モチツツジ・アカマツ群集、アベマキ・コナラ群集 等 ■その他 市街地・緑の多い住宅地・造成地 等	低地・台地・丘陵地の里地里山生態系	河川・池沼	■開放水域・河辺植生・裸地 開放水域、ツルヨシ群集、自然裸 地	河川・池沼等の水辺生態系
	自然環境類型区分		生態系													
	地形区分	主な植生・土地利用区分														
	山地	■人工林・自然林・二次林 スギ・ヒノキ・サワラ植林、モチツツジ・アカマツ群集、アベマキ・コナラ群集 等 ■耕作地・草地 水田雑草群落、伐採跡地群落（Ⅶ） 他 ■その他 市街地・緑の多い住宅地・造成地 等	山地の樹林地を中心とする生態系													
	低地（谷底平野）・台地（中位台地）・丘陵地	■耕作地・草地 水田雑草群落、市街地、放棄水田雑草群落、茶畑、果樹園 等 ■人工林・自然林・二次林 モチツツジ・アカマツ群集、アベマキ・コナラ群集 等 ■その他 市街地・緑の多い住宅地・造成地 等	低地・台地・丘陵地の里地里山生態系													
河川・池沼	■開放水域・河辺植生・裸地 開放水域、ツルヨシ群集、自然裸 地	河川・池沼等の水辺生態系														
景 観 の 状 況	調査区域の主要な眺望点としては、対象事業実施区域の北側に位置するあいの丘文化公園、同北東側に位置する田村神社および同北側に東西に延びる旧東海道路土山宿があげられる。 調査区域の景観資源としては、国定公園の鈴鹿国定公園や、街並み景観の旧東海道路土山宿等があげられるが、いずれも対象事業実施区域には分布していない。															
人と自然との触れ合いの活動の場の状況	対象事業実施区域の北側の旧東海道路に沿って延長 2.0km にわたり宿場町の景観が残っており（旧東海道路土山宿）、その東端には深い樹林に囲まれた広大な神域を持つ田村神社がある。また、対象事業実施区域の北側には東西に田村川が流れており、同北西側には、樹齢 190 年といわれているしだれ桜が境内で咲く、大福寺があるが、いずれも対象事業実施区域には分布していない。															
一般環境中の放射性物質の状況	調査区域に最も近い原子力規制委員会が設置するモニタリングポストとしては、対象事業実施区域の北西約 11km に位置する甲賀保健所（甲賀合同庁舎）があり、空間線量率の連続的な監視が行われている。甲賀保健所では、いずれの年度も、環境省が示す「追加被ばく線量 1mSv/年」に相当する空間線量率 0.23 μ Sv/h を下回っている。															

表 3.1(4) 対象事業実施区域およびその周囲の概況（地域特性）

項 目		地 域 特 性
自然 的 状 況	文化財および伝承文化の状況	○指定文化財 調査区域には彫刻や建造物等の指定文化財等が 11 件分布しているが、いずれも対象事業実施区域には分布していない。 ○埋蔵文化財包蔵地 調査区域には遺跡や古墳等の埋蔵文化財包蔵地が 25 か所分布しているが、いずれも対象事業実施区域には分布していない。 ○伝承文化 調査区域には無形民俗文化財に指定された伝承文化が 2 件あり、瀧樹神社で行われる「けんけと祭り」が国指定重要無形民俗文化財、「祇園祭（花傘神事・花奪い行事）」が県選択無形文化財となっている。その他には神社の例祭などが 6 件ある。
	人口の状況	調査対象地域である甲賀市の令和 4 年の人口・世帯数は、87,312 人、35,356 世帯、また、総面積に対する人口密度は 181 人/km² となっている。人口の推移についてみると、平成 30 年以降減少している。 人口動態は、甲賀市において、自然動態はいずれの年度も減少し、社会動態は平成 30 年度から令和 3 年度まで減少しているが、令和 4 年度は増加している。
社会 的 状 況	産業の状況	調査対象地域である甲賀市の令和 3 年の産業別人口の総数（従業者数合計）は 49,180 人、事業所数は 4,133 事業所となっている。産業別人口の構成比は、第 1 次産業が 2.31%、第 2 次産業が 37.72%、第 3 次産業が 59.97% となっており、全国平均値と比べると第 2 次産業の割合が高い。 第 1 次産業では、総農家数、販売農家数、自給的農家数のいずれも平成 22 年から令和 2 年にかけて減少している。農業経営体を集計対象とした経営耕地面積の総面積は、平成 22 年から令和 2 年にかけて減少している。また、田、畑、樹園地の種別では、田の面積割合が高い。甲賀市は土山茶など近江茶の産地として知られる。 製造業では、令和 4 年の甲賀市の事業所数は 385 事業所、従業者数は 17,399 人となっており、製造品出荷額等は 100,652,723 万円と製造品出荷額は県内市町で最も多い。甲賀市における製造業の産業中分類別事業所数、従業者数および製造品出荷額等（令和 4 年）をみると、事業所数は信楽焼の産地であることから窯業・土石製品製造業が最も多く、従業者数、製造品出荷額等は化学工業が最も多い。甲賀市は、新名神高速道路開通を機に工業団地の開発が進み、自動車関連、電子機器、金属、プラスチック製品など、企業が集積立地している。 卸売業・小売業では、事業所数、従業者数は、平成 28 年に増加したが、令和 3 年には減少した。また、年間販売額は経年的に増加している。業種別状況（令和 3 年）をみると、年間商品販売額が最も多いのは、卸売業では建築材料、鉱物・金属材料等卸売業、小売業では機械器具小売業である。
	土地利用の状況	調査対象地域である甲賀市土地利用は山林が 67.5%、農地が 10.8% を占める。 調査対象地域である甲賀市の土地利用計画については、甲賀市都市計画マスタープランでは、都市づくりの基本理念や将来像、都市計画の基本的方針を定める「全体構想」と、全体構想を踏まえ地域特性を活かした都市づくりの方針を定める「地域別構想」がある。調査区域は地域別構想の土山地域および甲賀地域に属し、対象事業実施区域は土山地域に位置する。 土山地域は、市街地が国道 1 号沿いと並走する旧東海道沿いに連なっており、周辺は水田や茶畑等の農地が広がっている。また、後背地や東部は森林が広がっており、都市計画区域内における山林面積は 46.6% を占めているが、都市計画区域外に関しては山林が大部分を占める。土山地域のまちづくりの目標としての将来像は、各拠点および周辺地域を結ぶ公共交通ネットワークを構築することで日常生活サービスの充実を図り、さらに土山茶や近江米等の地場産業を活かすことで、大自然と歴史文化が調和した魅力あるまちの形成をめざすとしている。土山地域の土地利用方針は、中心地に、地域の行政・医療・福祉・教育・商業等の都市機能が集積する地域拠点として、日常生活を支える都市機能の充実を図るとともに、街道文化を活用した観光機能の充実を図り、高度利用等の効率的な土地利用も検討するとしている。また、国道 1 号沿道等は、伝統産業である土山茶などの生産環境の保全を図るとともに、甲賀ブランドの強化や特色ある交流イベントを支援して活性化を促進し、多様な産業ゾーンとして適切な土地利用を図るとしている。

表 3.1(5) 対象事業実施区域およびその周囲の概況（地域特性）

項 目	地 域 特 性
水 面 利 用、その 他 の 水 利 用 の 状 況	調査区域は滋賀県の南東部の野洲川上流域に位置し、一級河川の野洲川をはじめ、その支川の田村川、大沢川、和田川等がある。また、対象事業実施区域の東側には、田村川の支川である次郎九郎川が南北に流れる。 調査対象地域である甲賀市では、水道用水として滋賀県が運営している用水供給事業から受水している県水と、地下水や河川表流水等の市の自己水源を利用している。 ○農業用水の状況 調査地区は、国営野洲川農業水利事業の受益地である。野洲川流域では、昭和 22 年より国営によるかんがい排水事業、土地改良事業等が実施されている。 ○工業用水の状況 調査対象地域である甲賀市の一部は、滋賀県企業庁が整備する南部工業用水事業の給水区域であるが、調査区域は給水区域外である。 ○漁業権 調査区域を流れる野洲川ならびに田村川、唐戸川には内水面共同漁業権（第五種共同漁業権）が設定されているが、調査区域には、滋賀県漁業調整規則第 34 条により指定された保護水面・禁止区域はない。また滋賀県全域で、滋賀県漁業調整規則により、水産動物の繁殖産卵を保護するため、魚種別の禁止期間、大きさの制限、禁止漁具・漁法が定められている。
交通 の 状 況	調査区域の交通網は、対象事業実施区域の北側に新名神高速道路が、南側に一般国道 1 号が東西に延び、北西側には一般県道岩室北土山線が延びている。 調査区域の自動車交通量をみると、令和 3 度における平日 24 時間の自動車交通量は、新名神高速道路の区間番号「190」で 47,398 台と最も多い。対象事業実施区域に最も近い区間は、一般県道岩室北土山線「63200」で、平日 24 時間の自動車交通量（推定値）は 306 台となっている。 なお、調査区域および対象事業実施区域には鉄道はない。
社 会 的 状 況	○学校等 対象事業実施区域の北側に土山こども園や甲賀市立土山小学校、北東側に甲賀市立土山中学校がある。 ○医療施設、福祉施設、文化施設 対象事業実施区域の北側にグループホームの「グループホームまごころ・土山」や有料老人ホームの「地域密着型介護付有料老人ホームつながり」、北東側に特別養護老人ホームの「甲賀シルバーケア豊壽園」の福祉施設がある。また、対象事業実施区域の北側に甲賀市土山図書館等の文化施設がある。なお、調査区域内には、配慮が特に必要な医療施設（病院および病床数 1 床以上の診療所）はない。 ○住宅棟 調査区域では、主に一般国道 1 号沿いに建物が集中している。
上 水 道 お よ び 下 水 道 の 整 備 の 状 況	○上水道の給水状況 甲賀市の給水普及率は 101.4%となっている。 ○下水道の整備状況 調査区域の汚水処理は、公共下水道（単独公共下水道）と農業集落排水施設、合併処理浄化槽等がある。下水処理場は甲賀市土山オー・デュ・ブル（甲賀市土山町大野 5574 番地）が配置されている。甲賀市の公共下水道普及率は 81.2%となっている。また、調査区域には、農業集落排水施設の大沢地区農業集落排水処理施設および唐戸川地区農業集落家庭排水処理施設の 2 か所が配置されている。
し 尿 処 理 施 設 の 設 置 の 状 況	調査対象地域である甲賀市で発生するし尿は、公共下水道、農業集落排水施設、合併処理浄化槽、単独処理浄化槽（し尿）およびし尿処理施設で処理している。甲賀広域行政組合を構成する圏域のし尿処理施設は、甲賀広域行政組合衛生センター第 1 施設（し尿処理施設）がある。
ご み 処 理 施 設 の 設 置 の 状 況	甲賀市から排出される一般廃棄物の処理施設として、調査区域には、不燃物の一次保管施設の土山不燃物処理場がある。 産業廃棄物処理施設として、調査区域には、中間処理施設は存在せず、最終処分場として公益財団法人滋賀県環境事業公社の管理型最終処分場（クリーンセンター滋賀）が設置されているが、当該処分場は、令和 5 年 10 月に産業廃棄物の受け入れを終了している。

表 3.1(6) 対象事業実施区域およびその周囲の概況（地域特性）

項 目	地 域 特 性
一般廃棄物	ごみ総排出量は、令和 3 年度は 28,636t であり、令和 2 年度と比較して減少している。また、令和 3 年度の資源化量は 3,920t、リサイクル率は 13.72%、直接焼却量は 23,196t となっている。
産業廃棄物	令和 3 年度の産業廃棄物総排出量は 3,974 千 t となっている。業種別にみると「水道業」が最も多く 1,156 千 t、次いで「建設業」が 1,112 千 t となっている。種類別でみると「汚泥」が、最も多く 1,997 千 t、次いで「がれき類」の 871 千 t で、全体の 70%以上を占めている。
都市計画法に基づく地域地区等の決定状況およびその他の土地利用計画	○用途地域等 調査対象地域である甲賀市には、都市計画区域として甲賀都市計画区域、信楽高原都市計画区域、土山都市計画区域が指定されている。また、用途地区内において、基本となる用途を補完して定める地区として、特別用途地区指定が指定されている。 調査区域には、土山都市計画区域の用途地域が指定されているが、対象事業実施区域には用途地域が指定されていない。 ○風致地区および市街化調整区域 調査区域の土山都市計画区域には、風致地区および市街化調整区域はない。
環境保全に関する計画等	滋賀県、甲賀市が策定している環境保全に関する計画等は以下のとおりである。 ・第五次滋賀県環境総合計画（滋賀県、平成 31 年） ・第 2 次甲賀市環境基本計画【改定版】（甲賀市、令和 3 年 10 月） ・滋賀県 CO₂ネットゼロ社会づくり推進計画（滋賀県、令和 4 年） ・第五次滋賀県廃棄物処理計画（滋賀県、令和 3 年） ・第 3 次甲賀市一般廃棄物処理基本計画（中間見直し）（甲賀市、令和 6 年 3 月） ・滋賀県景観計画（滋賀県、平成 21 年） ・甲賀市景観計画（甲賀市、平成 25 年）
建設副産物に係る関係法令等の状況	国や滋賀県が策定している建設副産物に係る関係法令計画等は以下のとおりである。 ○国の法令等 ・循環型社会形成推進基本法（平成 12 年法律第 110 号） ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号） ・資源の有効な利用の促進に関する法律（平成 3 年法律第 48 号） ・建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 12 年法律第 104 号） ・建設副産物適正処理推進要綱（平成 14 年 5 月 30 日改正 国土交通省） ・建設リサイクル推進計画 2020～「質」を重視するリサイクルへ～（令和 2 年 9 月 国土交通省） ○近畿地整の指針 ・近畿地方における建設リサイクル推進計画 2015（平成 27 年 6 月 建設副産物対策近畿地方連絡協議会） ○滋賀県の指針 ・滋賀県における特定建設資材に係る分別解体等および特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進等の実施に関する指針（平成 14 年 3 月、滋賀県） ・滋賀県建設副産物処理基準（平成 20 年 4 月 滋賀県土木交通部）
滋賀県における産業廃棄物最終処分の方	公益財団法人滋賀県環境事業公社が整備する産業廃棄物管理型最終処分場「クリーンセンター滋賀」の埋立完了控え、滋賀県では産業廃棄物の最終処分の方向性を検討した。その結果、県が関与した管理型最終処分場の新たな整備は行わず、先端的なリサイクル等を行う事業者への支援や県内の排出事業者の最終処分に対する支援を行う方向性が、令和 2 年 1 月に示された。

表 3.2(1) 対象事業実施区域および調査区域の法令等に基づく主な地域・区域等の指定状況

区分	法令等	地域・区域等	指定の有無	
			対象事業 実施区域	調査区域
生活 環境	大気汚染防止法	指定地域（硫黄酸化物の総量規制）	×	×
	騒音規制法	騒音について規制する地域	◎	○
	振動規制法	振動を防止することにより住民の生活環境を保全する必要があると認める地域	◎	○
	悪臭防止法	悪臭原因物の排出を規制する地域	◎	○
	自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法	対策地域（窒素酸化物対策地域、粒子状物質対策地域）	×	×
	水質汚濁防止法	指定地域（総量削減）	×	×
	瀬戸内海環境保全特別措置法	瀬戸内海の環境の保全に係る府県	×	×
	湖沼水質保全特別措置法	指定地域	△	○
	土壌汚染対策法	要措置区域、形質変更時要届出区域	×	×
	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	指定区域（地下に廃棄物がある土地）	×	○
	滋賀県公害防止条例	上乘せ基準、特定事業場、横出し基準	×	×
自然 環境	自然公園法	国立公園、県立自然公園	×	×
		国定公園	×	○
	自然環境保全法	原生自然環境保全地域、自然環境保全地域	×	×
	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律	生息地等保護区	×	×
	特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約	ラムサール条約登録湿地	×	×
	世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約	文化遺産、自然遺産	×	×
		無形文化遺産	×	○
	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	鳥獣保護区	×	○
		特定猟具使用禁止区域	×	○
		特定猟具使用制限区域	×	×
	滋賀県自然環境保全条例	滋賀県自然環境保全地域、緑地環境保全地域、自然記念物	×	×
	ふるさと滋賀の野生動植物との共生に関する条例	生息・生育地保護区	×	○
	滋賀県琵琶湖のヨシ群落の保全に関する条例	ヨシ群落保全区域	×	×
	森林法	保安林	×	○
		地域森林計画対象民有林	○	○

注) ◎：対象事業において当該基準が適用される。 ○：当該地域において基準等が設けられている。
△：基準等があるが、対象事業では適用外である。 ×：当該地域において基準等が設けられていない。

表 3.2(2) 対象事業実施区域および調査区域の法令等に基づく主な地域・区域等の指定状況

区分	法令等	地域・区域等	指定の有無	
			対象事業 実施区域	調査区域
土地利用	国土利用計画法	都市地域	○	○
		農業地域	○	○
		森林地域	○	○
		自然公園地域	×	○
		自然保全地域	×	×
	生産緑地法	生産緑地地区	×	×
	砂防法	砂防指定地	△	○
	地すべり等防止法	地すべり防止区域	×	○
	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	急傾斜地崩壊危険区域	×	○
	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律	土砂災害特別警戒区域、土砂災害警戒区域	×	○
	都市緑地法	緑地保全地域、特別緑地保全地区	×	×
	河川法	河川保全区域	△	○
	宅地造成規制法	宅地造成工事規制区域	×	×
	古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法	歴史的風土保存区域	×	×
	甲賀市景観条例	景観形成地区	×	○
		景観計画区域	◎	○
	ふるさと滋賀の風景を守り育てる条例	景観計画区域	×	×
	農業振興地域の整備に関する法律	農用地区域	◎	○
	国有林の管理経営に関する法律	国有林野	×	×

注) ◎：対象事業において当該基準が適用される。 ○：当該地域において基準等が設けられている。
△：基準等があるが、対象事業では適用外である。 ×：当該地域において基準等が設けられていない。

表 3.3 対象事業実施区域および調査区域の法令等に基づく主な規制基準等の適用状況

区分	法令等	規制基準等	適用の有無	
			対象事業 実施区域	調査区域
大気汚染	環境基本法	環境基準	○	○
	ダイオキシン類対策特別措置法	環境基準、大気排出基準	△	○
	大気汚染防止法	排出基準（硫黄酸化物、ばいじん、塩化水素、窒素酸化物、水銀）、総量規制基準（硫黄酸化物）	△	○
	滋賀県公害防止条例	上乗せ基準	△	○
騒音	環境基本法	環境基準	◎B 類型	○
	騒音規制法	規制基準（特定工場等、特定建設作業）	◎工場 2 種 ◎建設 1 号	○
		要請限度（道路交通騒音）	◎b 区域	○
振動	振動規制法	規制基準（特定工場等、特定建設作業）	◎工場 1 種 ◎建設 1 号	○
		要請限度（道路交通振動）	◎第 1 種	○
悪臭	悪臭防止法	規制基準（敷地境界線、排出口、排水水、臭気指数）	◎	○
水質汚濁	環境基本法	環境基準（健康項目、生活環境項目）	○	○
	ダイオキシン類対策特別措置法	環境基準	△	○
	水質汚濁防止法	排水基準（一律基準、総量規制）	△	○
		地下浸透基準	△	○
	水質汚濁防止法第 3 条第 3 項の規定に基づく排水基準を定める条例	排水基準（上乗せ基準）	△	○
	滋賀県公害防止条例	排水基準（上乗せ基準、横出し基準、横出し施設）	△	○
	湖沼水質保全特別措置法	総量規制基準	△	○
	下水道法	排除基準	△	○
	甲賀市下水道条例	排除基準	△	○
	一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令	周縁の地下水の水質検査基準	◎	×
	ダイオキシン類対策特別措置法に基づく廃棄物の最終処分場の維持管理の基準を定める省令	周縁の地下水の水質検査基準（ダイオキシン類）	◎	×
土壌汚染	環境基本法	環境基準	○	○
	ダイオキシン類対策特別措置法	環境基準	△	○
	土壌汚染対策法	区域指定に係る基準（特定有害物質）	○	○
その他	一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令	構造・維持管理基準	◎	○
	都市計画法	開発における知事等（甲賀市長）の許可	◎	○
	甲賀市みんなのまちを守り育てる条例	開発行為における甲賀市長との事前協議、周知・調整	◎	○
	滋賀県建築基準法条例	日影規制	△	○
	特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律	化学物質の環境への排出量・移動量の届出	◎	○
	滋賀県水源森林地域保全条例	水源森林地域内の土地所有権等移転等の届出	◎	○

注) ◎：対象事業において当該基準が適用される。 ○：当該地域において基準等が設けられている。
△：基準等があるが、対象事業では適用外である。 ×：当該地域において基準等が設けられていない。

第4章 環境影響評価を実施しようとする地域

環境影響評価を実施しようとする地域は、「滋賀県環境影響評価技術指針」（平成11年滋賀県告示第124号）における「第4章 環境影響を受ける範囲と認められる地域」を参考に、事業特性、地域特性を考慮して図4.1に示す対象事業実施区域の周辺1kmの範囲を設定した。

「環境影響評価を実施しようとする地域」の設定の考え方は表4.1に示すとおりである。

なお、景観については、計画段階環境配慮書に対する知事意見、甲賀市長意見、一般意見において、対象事業実施区域から1kmの調査地域以遠に主要な眺望点の存在が指摘されていることなどにも留意し、調査対象項目に係る事業特性及び地域特性に応じ、必要に応じ適宜範囲を広げて現況調査は行う。

表 4.1 調査地域の設定の考え方

環境影響評価を実施しようとする地域は、以下の①～②の範囲を包含する範囲とする。

- ① 対象事業実施区域から 1km の範囲内の区域。
- ② 対象事業実施区域からの工事中の濁水および供用後の浸透水の排水先である次郎九郎川が田村川に合流後の地点までの範囲（水質に係る影響範囲）^{注)}。

注) 水質に係る影響範囲：対象事業実施区域およびその周辺の流域面積は、地形図上で概算すると、対象事業実施区域の流域面積が 17ha であるのに対し、次郎九郎川の流域面積は約 250ha(15 倍)、田村川の流域面積は約 5,000ha(294 倍)である。したがって、対象事業実施区域の流域面積の 100 倍流域範囲は、次郎九郎川が田村川に合流後、野洲川に合流するまでの範囲（対象事業実施区域から 1km 以内）で十分であると考えられる。



図 4.1 環境影響評価を実施しようとする地域（調査地域）

第5章 計画段階環境配慮書に対する意見と事業者の見解

5.1 知事意見およびそれに対する事業者の見解

滋賀県環境影響評価条例（平成10年滋賀県条例第40号）第5条の6第1項の規定に基づく環境の保全の見地からの知事意見およびそれに対する事業者の見解は、以下のとおりである。

表 5.1 知事意見およびそれに対する事業者の見解

知事意見	事業者の見解
1 全般的事項	
(1) 本事業の実施に当たっては、各種法令等を遵守するとともに環境の保全に配慮し、必要に応じて関係行政機関と十分に協議を行うこと。	本事業の実施に当たっては、各種法令等を遵守し、各法令の手続きを所管する関係行政機関と協議しながら、環境の保全にかかる検討を進めてまいります。
(2) 今後の手続きを進めるに当たっては、本事業の内容をより具体的に示すとともに、農業や漁業従事者等を含め、周辺や下流地域の住民に対して積極的な情報提供や対話を行うよう努めること。また、事業内容を丁寧に周知し、住民等から出された意見を十分に勘案することで、事業に対する理解を得るよう努めること。	事業計画の内容については、方法書において事業方針をできる限り詳細に記載するとともに（第2章 対象事業の目的および内容 参照）、今後の準備書段では、より具体的な事業内容を示す予定です。 環境影響評価手続きにおける住民説明会等を通じて、事業内容を丁寧に周知・説明し、住民等から出された意見を可能な限り勘案することで、事業に対する理解を得るよう努めてまいります。 なお、住民説明会は、対象事業実施区域周辺の土山地区で休日・平日の2回開催する予定です。説明会の開催案内は甲賀市、湖南市、栗東市、野洲市および守山市の関係課の意見を聞いた上で、広報紙への掲載や案内ちらしを市役所で配布していただく予定です。また、配慮書への意見書をいただいた方への直接のポスティング等を行うなど、下流側の住民への周知に努めます。 漁業・農業従事者に関しては、甲賀市や滋賀県の関係機関の意見を聞いた上で、必要に応じて説明会をご案内します。
(3) 本事業の内容、事業実施想定区域およびその周囲の自然的状況・社会的状況を踏まえ、方法書以降の手続において環境影響評価の項目を適切に選定し、調査、予測および評価を行うこと。	本事業の内容、対象事業実施区域およびその周囲の自然的状況・社会的状況、並びに知事等の意見を踏まえ、環境影響評価の項目を選定し、調査、予測および評価の計画を検討しました（第6章 対象事業に係る環境影響評価の項目ならびに調査、予測および評価の手法 参照）。 今後、本計画を基に、住民や環境影響評価審査会等のご意見を頂きながら、調査、予測および評価を実施します。
(4) 環境保全措置の検討に当たっては、環境への影響の回避または低減を優先して検討し、代償措置を優先的に検討することがないようにすること。	環境保全措置の検討にあたっては、環境への影響の回避または低減を優先して検討してまいります。 なお、検討の結果、代償措置による対応を取らざるを得ない場合は、その理由について準備書に記載します。

知事意見	事業者の見解
(5) 事業計画の検討に当たっては、事業実施想定区域の周辺地域における景観形成に関する方針や地域の道路交通への影響等を十分に踏まえること。 また、事業実施想定区域には地すべり地形が含まれていることから、大雨や地震により環境汚染事故を発生させないよう十分配慮すること。	事業計画の検討にあたっては、対象事業実施区域の周辺地域における景観形成に関する方針や地域の道路交通への影響等に留意し、関係行政機関等とも協議しながら検討してまいります。 また、対象事業実施区域に含まれる地すべり地形については、現地踏査の結果、崩壊の可能性がある箇所は1箇所だけであり、実施設計の中で掘削勾配を緩くするなど必要な対策工を検討しています。今後も大雨や地震により環境汚染事故を発生させないよう十分配慮してまいります。 例えば、地震時の土堰堤の安定性については、レベル1およびレベル2のそれぞれの地震動を考慮した耐震設計を、防災調整池については50年確率降雨強度に対応した設計を行います。
(6) さらに、事業実施に伴い発生する伐採木の活用や災害時の廃棄物の受入れについて関係行政機関等と協議する等、地元へ貢献する事業計画となるよう努めること。	伐採木の活用および災害廃棄物（がれき等）の受入れについては、今後甲賀市ほか関係行政機関と協議を行い、本事業を通じた地元への貢献についても検討してまいります。なお、伐採木の活用方針については、P2-14に記載しました。
2 個別的事項	
(1) 水質・水象 配慮書では、降雨の際の浸透水量と調整池からの排水量の関係が不明瞭なため、その関係性を明らかにすること。また、予測評価に当たっては、事業の各段階における周辺や下流河川への影響を予測評価する手法を検討すること。	本施設における排水経路を本方法書 P2-11 に記載しました。また参考に、既存文献に示される一般的な安定型産業廃棄物最終処分場（浸透水集排水施設なし）における表層水量と浸透水量（全量地下浸透）および蒸発散量の関係を補足記載しました。 なお、本施設では一般的な施設にはない浸透水集排水施設の設置を検討しており、排水効率は地形や地質、土地利用等の様々な条件により左右されと考えられますが、浸透水の多くは降雨後速やかに防災調整池に排出されると想定されます。 また、降雨時の水質影響（工事中の水の濁り）については、工事の各段階における下流河川への影響を予測するものとし、その内容・方法は、本方法書の P6-37～6-39 に記載しました。
(2) 景観 眺望点の選定に当たっては、市街地など遠景からの背景としての山なみの変化を確認できる地点を選定するとともに、予測評価に当たっては、造成中のみならず植生回復後のフォトモンタージュを作成するなど、事業の各段階における影響を予測評価する手法を検討すること。	景観について、背景としての山なみの変化を確認できる遠景からの眺望点として、国道1号および土山地域市民センターを選定しました（P6-55～6-57 参照）。 予測評価に当たっては、施設供用時のほか、埋立中間段階や埋立完了時、植生回復後のフォトモンタージュを作成することにより、事業の各段階における影響を予測・評価します。
(3) 温室効果ガス等 事業実施に伴う温室効果ガスの排出量や森林吸収量の増減を予測評価する手法を検討すること。また、事業実施に伴う省エネ化、創エネ化の取組についても併せて検討するよう努めること。	事業実施に伴う温室効果ガスの排出量や森林吸収量の増減も考慮した予測を検討し、本方法書の P6-62 に記載しました。 また、事業実施に伴う省エネ化、創エネ化の具体的な取組については、今後の準備書段階で検討いたします。

5.2 甲賀市長の意見およびそれに対する事業者の見解

計画段階環境配慮書について、滋賀県環境影響評価条例（平成10年滋賀県条例第40号）第5条の6第2項に基づき、知事に提出された想定区域市町長である甲賀市長の環境の保全の見地からの意見および事業者の見解は、以下のとおりである。

表 5.2 甲賀市長の意見およびそれに対する事業者の見解

甲賀市長意見	事業者の見解
騒音・振動	
- 計画段階配慮事項の選定として、「尾根を隔てている」、「建設地から 500m 以上離れている」ことから非選定にされているが、北土山および南土山の市街地や大澤集落があることから、重大な影響は全く生じないとは言えません。地域住民の不安を無くすためにも、重機など（大型運搬車両含む）の稼働に伴って発生する排ガス、粉じん、騒音および振動を、配慮項目として追加するよう再検討してください。 - 建設時から毎日、大型運搬車両（ダンプ等）が大澤集落内等を往来することになりますが、「車両台数は限定的であるため重大な影響は生じない」という理由により配慮事項として非選定されています。しかし、大型運搬車両の経路は住民の生活圏内を通行する生活道路でもあり、通学路でもあることから配慮項目として追加するよう再検討し、環境保全措置の徹底を図り、大型運搬車両の走行に伴う影響を可能な限り低減するよう努めてください。 - 施設供用後の対応として、騒音・振動に係る環境配慮については、埋立作業機械の稼働による周辺地域への騒音・振動の影響を低減するため、騒音規制法・振動規制法に定めている規制基準等を遵守してください。また、埋立作業機械の稼働音や振動が敷地外へ漏れるのを防ぐため、無用なアイドリング音の発生と複数機械類の同時稼働を極力抑制するように努めてください。併せて、低騒音・低振動型機械の採用に努めてください。	計画段階配慮事項の選定については、地域特性および事業特性を踏まえ、主に影響の重大性、または「構造物の配置」に係る複数案の中で望ましい構造等を評価することを目的とし、複数案による影響の大小の観点から選定しております。 住民等のご意見・ご懸念も踏まえ、計画段階配慮事項に選定しなかった環境要素についても、環境への影響が想定される項目を再検討し、重機の稼働や関係車両の走行に伴って発生する排ガスおよび粉じん、騒音、振動を環境影響評価項目として選定いたしました（P6-3）。 今後の準備書以降の手続きにおいて、これらの項目についての調査、予測・評価を行い、必要に応じて環境保全措置を検討・実施します。
	施設供用後の対応として、騒音・振動に係る環境配慮については、埋立作業機械の稼働による周辺地域への騒音・振動の影響を低減するため、騒音規制法・振動規制法に定めている規制基準等を遵守してまいります。また、埋立作業機械の稼働音や振動が敷地外へ漏れるのを防ぐため、不必要なアイドリング音の発生と複数機械類の同時稼働を極力抑制するように努めるとともに、低騒音・低振動型機械の採用に努めてまいります。 なお、工事中および供用後の環境配慮の概要については、配慮書 P2-9～2-10（「2.2.5（1）環境配慮の方針」）に示しております。
悪臭	
「悪臭を発生させるような工事は想定していない」、「性状の安定した建設副産物を想定」であることから悪臭に係る重大な影響は生じないため、計画段階配慮事項を非選定とされていますが、想定外のことが発生することも考えられるため、悪臭を配慮項目として追加することを再検討してください。	悪臭の発生源については、受入れ時の展開検査により把握し、受入れ拒否等の対応が可能です。選別等の中間処理や受入時の展開検査を確実にを行い、性状が安定している廃棄物を法令に従い適正に処分することにより、悪臭の影響が生じることは無いと考えています。 なお、万一、硫化水素ガス等の有毒ガスの発生が疑われる事態が発生した場合には、周辺地域のみならず、従業員の安全確保の面からも、速やかに対応します。

甲賀市長意見	事業者の見解
農業	
・事業実施想定区域内に田畑は存在しませんが、調査区域内において水稻、野菜等の作物に影響が出た場合の対応策を示してください。	選別等の中間処理や受入時の展開検査を確実にを行い、性状が安定している廃棄物を法令に従い適正に処分することにより、法令で定められた基準を超えるような有害な水は発生しないと考えております。合わせて、適切な情報公開を図り、風評被害等が生じることのないよう努めてまいります。
・河川、ため池、地下水等の農業用水に悪影響のない計画としてください。	また、水質等の調査については、方法書において調査範囲や頻度について明記しました（P6-39～6-41）。今後の準備書以降の手続きにおいて、これらの項目についての調査、予測・評価を行い、必要に応じて環境保全措置を検討・実施します。
・計画地周辺の河川、ため池、地下水への影響調査の範囲、頻度を示してください。農作物への影響調査の有無、また、影響が確認された場合の対応を示してください。	なお、万一、実際に農作物に被害が発生し、本処分場との因果関係が明らかとなった場合には、環境法令の基本となる考え方である原因者負担原則により弊社が補償をすることとなると考えております。
その他	
・計画段階配慮事項の項目及び手法の選定等に係る事項に新たな事項が生じた場合は、必要に応じて、項目及び手法を見直し、追加調査を実施してください。	計画段階配慮事項の選定については、地域特性および事業特性を踏まえ、主に影響の重大性、または「構造物の配置」に係る複数案の中で望ましい構造等を評価することを目的とし、複数案による影響の大小の観点から選定しております。
	計画段階配慮事項に選定しなかった環境要素についても、環境への影響が想定される項目については、方法書以降の手続きにおいて環境影響評価の項目として選定するとともに、調査、予測・評価を行い、必要に応じて環境保全措置を検討・実施します。
・調査、予測及び評価を行うにあたっては、既存の文献、類似事項等を参考にした上で、環境影響について可能な限り定量的な把握に努めるとともに、知見が不十分で予測、評価に不確実性が伴う場合には、事後調査を計画してください。	方法書以降の手続きにおいて、調査、予測および評価を行うにあたっては、既存の文献、類似事項等を参考にした上で、環境影響について可能な限り定量的な把握に努めるとともに、知見が不十分で予測、評価に不確実性が伴う場合には、必要に応じ事後調査を検討します。
	なお、環境影響評価における事後調査とは別に、法令に準拠した浸透水および地下水の水質検査も実施します。
・環境保全措置の検討にあたっては、環境影響の回避・低減を優先的に検討し、代償措置を優先的に検討することがないようにしてください。また、その検討の経緯についても明らかにしてください。	環境保全措置の検討にあたっては、環境影響の回避・低減を優先的に検討してまいります。環境保全措置の検討経緯（理由等）については、環境影響評価準備書において記載する予定です。

甲賀市長意見	事業者の見解
当該産業廃棄物処分場の整備計画を受け、地域住民からは住環境の汚染や悪化に加えて、大型運搬車両の生活道路利用に伴う交通量増加や交通安全面での不安がかなり大きくなっています。さらに、土山町以外の野洲川下流域住民からも水道水源への悪影響等への懸念が市役所にも数多く寄せられていますので、許認可に際しては地域住民の理解を得られる形で進められるよう強くお願いします。	計画施設における受入れ廃棄物は、性状が安定しているがれき類、ガラス陶磁器くず、廃プラスチック類の３種類の安定型産業廃棄物のみを予定しており、主に事前に指定した手法により適正に選別等の中間処理がなされた廃棄物を想定しています（現場から直送される石綿含有産業廃棄物や周辺地域から受入れる廃棄物など、一部例外あり）。中間処理や受入時の展開検査を確実にを行い、性状が安定している廃棄物を法令に従い適正に処分すること、関係車両の走行経路や交通ルールを厳守すること、工事や埋立作業に伴う影響低減への配慮等を徹底します。また、環境影響評価の結果より、影響の回避・低減を図ることにより、周辺住民の皆様に迷惑をおかけしない様に努めてまいります。 許認可に際しては、地域住民の理解を得られるよう影響評価の制度を活用して、情報公開するとともに、説明会等の意見徴収を行いながら事業を進めて行きたいと考えております。なお、説明会の広報については、滋賀県や甲賀市のご協力を得ながら市民の皆様に可能な限り広く届くように努めてまいります。

甲賀市長意見	事業者の見解
・流出するとマイクロプラスチックとなりうる廃プラスチックやアスベスト含有物は除外し、より安定しているコンクリートがらや瓦だけを受け入れするなど市民の健康被害の影響が出ないように配慮してください。また、公共水域への PFAS 流出に対する心配の声が市民より寄せられていますので、定期的な PFAS 検査の実施を検討してください。	計画施設における受入れ廃棄物は、性状が安定しているがれき類、ガラス陶磁器くず、廃プラスチック類の 3 種類の安定型産業廃棄物のみを予定しており、主に事前に指定した手法により適正に選別等の中間処理がなされた廃棄物を想定しています（現場から直送される石綿含有産業廃棄物や周辺地域から受入れる廃棄物など、一部例外あり）。中間処理や受入時の展開検査を確実にを行い、性状が安定している廃棄物を法令に従い適正に処分すること、関係車両の走行経路や交通ルールを厳守すること、工事や埋立作業に伴う影響低減への配慮等を徹底します。また、環境影響評価の結果より、影響の回避・低減を図ることにより、周辺住民の皆様に迷惑をおかけしない様に努めてまいります。 廃プラスチック類については、弊社のグループ会社の株式会社ジェネスでは、可能な限り固形燃料（RPF）化によるサーマルリサイクルに取り組んでおります。しかし、リサイクル品には需要と供給のバランスのミスマッチがあることや、品質の面からも、最終処分を行う廃棄物は一定の割合で発生するのが現状です。 廃プラスチック類を埋立処分することによって、マイクロプラスチックの発生源となる可能性はありますが、発生量は多くないと考えております。また、適正な最終処分場の整備は、廃プラスチック類の不法投棄を減らすことにつながり、環境中のマイクロプラスチックの発生量の低減にも貢献するものと考えております。 アスベストについては、飛散しやすく健康リスクが高いイメージがありますが、そのような飛散リスクが高い廃棄物は、「廃石綿等」と分類され無害化処理をしない限り安定型最終処分場での埋立は禁止されています。安定型最終処分場で受入れる「石綿」は、上記とは別に「石綿含有産業廃棄物」と分類されるものです。これは、スレートの屋根や波板、アスベスト含有タイルなど、原料として石綿が含有しているものの形状を保っている状態では飛散のリスクの低いものを指します。そのため、環境や人体への影響が出ることはないと考えられます。さらに、石綿含有産業廃棄物の埋立の際には、袋等に封入したうえで、セル方式により 1 日毎に覆土を行うことで、飛散リスクを軽減します。 廃棄物最終処分場からの PFAS 汚染については、現状把握が始まったばかりではありますが、環境省では令和 5 年度より「廃棄物最終処分場からの PFOS 等対策調査」を実施しており、近く何らかの方針が示されると想定されます。このように、これから整備する最終処分場については、法令の整備により PFAS 汚染の危険性は低減されることが考えられることから、国や県の規制についての動向を注視し、法令に従い適切に対応する方針です。なお、下流河川で PFAS が高濃度検出された場合に、本施設との因果関係を把握することを目的とし、現況把握のための PFAS 調査を実施する予定としています（資料編参照）。

甲賀市長意見	事業者の見解
配慮書の記載について	
(伝統文化の状況) ・次の文言について修正をお願いします。 「無形文化財」→「無形民俗文化財」 「県選択無形文化財」→「県選択無形民俗文化財」	ご指摘を踏まえ、本方法書において修正いたしました（P3-63、3-68、3-171）。
(都市計画法等) ・法令、条例等の規定により環境の保全を目的として指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の環境の保全に関する施策の内容として、都市計画法第 29 条第 1 項および第 2 項の規定を明記し、許可を要する行為かどうかを記載してください。 ・「甲賀市みんなのまちを守り育てる条例」の規定を明記し、対象となる行為かどうかを記載してください。	
(下水道の整備状況) ・農業集落排水処理施設は大沢地区と唐戸川地区の 2 か所となっていますが、調査区域には集落排水施設区域として岩室地区も含まれているため、下水道の整備状況としては、岩室地区農業集落家庭排水処理施設も表記してください。	岩室地区の集落排水施設区域は調査区域に分布していますが、排水処理施設（浄化施設）については、調査区域の外側に位置しております。そのため、語尾に「(岩室地区の排水処理施設は調査区域外に分布)」を追記しました（P3-90）。

5.3 一般意見およびそれに対する事業者の見解

計画段階環境配慮書について、滋賀県環境影響評価条例（平成10年滋賀県条例第40号）第5条の5第1項の規定に基づき一般の環境の保全の見地からの意見を求めたところ、環境の保全の見地からの意見書が16通提出された。計画段階環境配慮書についての環境の保全の見地からの意見の概要および事業者の見解は、以下のとおりである。

表 5.3 一般意見およびそれに対する事業者の見解

一般意見（概要）	事業者の見解
1. 事業の目的および内容	
(1) 目的・必要性	
① 全国には次世代の環境に配慮した、「クローズドシステム処分場」は平成20年1月時点で47施設あるとされる。中には、リサイクル施設や焼却施設を併設しているものもある。 近江バラスの計画している「安定型産業廃棄物最終処分場」は、「遮水工」といわれる埋立処分場内の汚水の処分場外地中への浸出を制御するための構造物を敷設しない素掘の穴であり、処分場からの浸透水に対する処理も法令上は不要な、前時代的な昭和の構造物である。 配慮書に示される「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物に係る技術上の基準を定める省令」も、昭和52年の構造基準である。株式会社ジェネスの滋賀処分場（以下、「ジェネス滋賀処分場」という）の設置許可は、ほぼ40年前である。 環境に配慮したシステムの近代的な処分場を、何故造ろうとしないのか。	産業廃棄物の最終処分場には、安定型、管理型、遮断型の大きく3種類がありますが、それぞれに処分可能な廃棄物の種類が異なります。 【安定型最終処分場】雨水などにさらされても性状が変化しない安定型の廃棄物の処理に限ることで、排水を処理する機構が不要で、最終処分にかかるコストが抑えられます。 【管理型最終処分場】燃え殻やばいじん、汚泥などの環境への汚染源となる廃棄物を処分できる一方で、排水が外部に漏出ししないようにしたうえで、処理をして排出することが義務付けられており、最終処分に係るコストが高くなります。 【遮断型最終処分場】有害物質が基準を超えて含まれるなど、特に有害な廃棄物を永久保管することを目的とし、鉄筋コンクリート構造で、雨水・河川・地下水から完全遮断するもので、最終処分にかかるコストも膨大になります。施設規模が小さいため、発生量の多い建設副産物の処分には対応できません。 このように、発生する廃棄物の種類に合わせて適切な最終処分を行うことにより、社会全体の廃棄物処理を適切に処理するとともに、コストを抑えることも重要であると考えられます。 安定型最終処分場において、過去に違反や事故による環境汚染があったことはご指摘の通りです。しかし、そのような社会問題が発生するたびに法律や基準が見直され、処分可能な廃棄物の種類の制限や運用の変更がなされるものと認識しています。

一般意見（概要）	事業者の見解
② 配慮書に記載されている「滋賀県における産業廃棄物最終処分の方向性」に「(1) 県が関与した管理型最終処分場の新たな整備はおこなわない」とある。 「滋賀県における産業廃棄物最終処分の方向性」（令和 2 年 1 月 20 日滋賀県琵琶湖環境社会推進部）の 4 の (3) にも「民間事業者において管理型廃棄物最終処分場の整備が今後計画された場合は、その内容に応じて、県として情報提供・助言等の必要な支援を実施していく」とある。クリーンセンター滋賀（滋賀県環境事業公社）の第 45 回環境監視委員会（令和 4 年 3 月 14 日）においても、「民間事業者において管理型最終処分場が計画された場合は、必要に応じて情報提供・助言等の支援をしていく」とされている。そもそも、環境監視委員会に出席している専門家の方々は、今後、滋賀県に整備されるであろう産業廃棄物処理場は「管理型」であることが前提の話し合いが行われている。 令和 6 年の技術の進んだ現代において、前時代的で、安全が未だ不透明で、巨大な、「安定型産業廃棄物最終処分場」を、何故、滋賀県に作らなければならないのか。	産業廃棄物の最終処分場には、安定型、管理型、遮断型の大きく 3 種類がありますが、それぞれに処分可能な廃棄物の種類が異なります。発生する廃棄物の種類に合わせて適切な最終処分を行うことにより、社会全体の廃棄物処理に係るコストを抑えることも、重要であると考えられます。 安定型最終処分場は、環境負荷が小さく発生量が多い建設系産業廃棄物を適切に処分するために必要であり、社会的な需要があることから、その受け皿となるべく建設を計画しております。 なお、「クリーンセンター滋賀」に代わる最終処分の方向性については、同施設で採用されていた管理型施設の後釜を前提に議論されており、安定型については議論の対象外であると認識しています。そのため、県の方向性との不整合はないと考えられます。
③ 事業の目的として「クリーンセンター滋賀にかかわる施設が求められる状況」とあるが、県の見解とニュアンスが異なり誤解を与えかねない。	産業廃棄物の最終処分量は減少傾向にありますが、一定の割合で発生し続けています。一方で、最終処分場の残余量は減り続けており、社会的には新たな最終処分場の建設が求められている状況です。また、最終処分場の建設には制約条件があり、発生量の多い地域と、最終処分可能な地域にミスマッチがあることから、俗に言う「廃棄物の地産地消」は困難な状況であり、最終処分場の所在地に一定の負担はどうしても生じてしまいます。 ご指摘の通り、「クリーンセンター滋賀」に代わる施設の必要性については、本事業の主目的ではありませんが、もちろん、地域の建設副産物の最終処分の受け皿としての位置づけも目的の一つと認識しています。また、クリーンセンター滋賀では、がれきや廃プラスチック類などの安定型廃棄物も一定割合ですが、処分されており、これらの廃棄物の次の受け皿としても一定の役割を担えるものと考えています。

一般意見（概要）	事業者の見解
④ 株式会社ジェネス滋賀処分場は147万トンの巨大な規模の産廃処分場で、今回はその1.5倍の規模である。 収集運搬に立地の良い南土山で、安価で広範囲の受け入れを可能にする処分場は、リサイクル、リユースなど、それぞれの企業がSDGsに前向きに取り組んでいる企業努力を後退させるものではないか。	弊社のグループ会社の株式会社ジェネスでは、中間処理業者としての採算性等の面からも、可能な限りリサイクル・リユースに努めていますが、リサイクル品には需要と供給のバランスのミスマッチがあることや、品質の面からも、最終処分を行う廃棄物は一定の割合で発生するのが現状であり、この状況は取引先の中間処理業者も同様であると考えています。 弊社およびグループ企業では、今後とも最終処分量を減らすべく、リサイクルの推進に努めてまいります。
⑤ 株式会社ジェネスは、自らのホームページにおいて「ゼロエミッションサークル」というビジョンを掲げ、「建設物に利用されているのは、自然由来の資材がほとんどです。そうした資材をリサイクルせずに廃棄することは、自然破壊を進め、深刻な環境問題を誘発する原因になりかねません。そこでジェネスでは、建設現場から排出された建設副産物（産業廃棄物）を再利用する独自のリサイクルシステムを構築。100%リサイクルを心掛け、地球への負荷軽減を実現します」としている。今回の滋賀県最大となる安定型産業廃棄物最終処分場計画は、この企業理念と大きくかけ離れていると言わざるを得ない。リサイクルせずに廃棄することで、自然破壊を進め、深刻な環境問題を誘発する原因となろうとしているのではないか。コンクリートくずも廃プラも、リサイクルに取り組む事業者も増えている。埋立処分をすることで、自然破壊を進め、深刻な環境問題を誘発するのか、それとも、企業理念通りに100%リサイクルを追求するのが問われている。	

一般意見（概要）	事業者の見解
⑥ 自分達が出す廃棄物ならまだしも、関東圏を含む他の地域の廃棄物を土山に埋める必要性を全く感じない。この町の環境と甲賀市民にとって、産業廃棄物最終処分場が無いほうがよいので、この計画に反対である。	安定型最終処分場の確保は社会的な課題であり、その受け皿は必要であると考えています。周辺住民の皆様にはご心配をおかけする面もあるかと思いますが、周辺環境への配慮をしっかりと行いながら事業を進めて行きたいと考えております。
⑦ クリーンセンター滋賀は「滋賀県のごみは滋賀県で」の基本的な考え方があった。北海道にある株式会社西武建設運輸環境部では、SDGsの12「つくる責任つかう責任」に基づいた「ゴミの地産地消」の考えを実践している。 近江バラス株式会社のグループ会社である株式会社ジェネスは、京都、大阪、兵庫、奈良、三重、福井、神奈川、岐阜、愛知、長野、静岡の廃棄物を、株式会社エヌエスコポーレーションは、東京、横浜市、神奈川、千葉、茨城、埼玉、群馬、宮城、山梨、栃木、静岡、愛知、岐阜、滋賀の廃棄物を、受入れている。 首都圏を含む22都府県市の廃棄物を、何故、滋賀県が受け入れなくてはならないのか。	計画施設における受入れ廃棄物は、性状が安定しているがれき類、ガラス陶磁器くず、廃プラスチック類の3種類の安定型産業廃棄物のみを予定しており、主に事前に指定した手法により適正に選別等の中間処理がなされた廃棄物を想定しています（現場から直送される石綿含有産業廃棄物や周辺地域から受入れる廃棄物など、一部例外あり）。中間処理や受入時の展開検査を確実にし、性状が安定している廃棄物を法令に従い適正に処分すること、関係車両の走行経路や交通ルールを厳守すること、工事や埋立作業に伴う影響低減への配慮等を徹底します。また、環境影響評価の結果より、影響の回避・低減を図ることにより、周辺住民の皆様には迷惑をおかけしない様に努めてまいります。
⑧ 近隣住民の生活の質が著しく脅かされるおそれがあり、滋賀県外からも産業廃棄物を持ち込まれることを容認できない。	
⑨ 滋賀県外から産業廃棄物の持ち込みは問題である。	
⑩ 他府県の廃棄物を受け入れることは、お断りしたい。	
⑪ 受入れ廃棄物の、滋賀県と他府県との割合はどの程度か。受入れに当たって規定はあるのか。	ジェネス滋賀処分場の2023年の実績では、県内で発生した廃棄物の割合は10%程度であり、計画施設においても同程度となると想定しています。なお、受入れ対象地域については限定しませんが、ジェネス滋賀処分場と同様に選別等の中間処理を適正に実施する中間処理業者からの受入れを想定しています（現場から直送される石綿含有産業廃棄物や周辺地域から受入れる廃棄物など、一部例外あり）。

一般意見（概要）	事業者の見解
(2) 事業実施想定区域の位置	
① 「甲賀市環境方針」の基本理念では、「琵琶湖の水涵養、水質保全にも重要な地域」であり、「また、古くから」「交通の要衝として人や物、文化の交流がなされてきた歴史と文化の息づくまちとして長い歴史を刻んで」きた地域で、「これらの豊かな自然・歴史・文化資源に囲まれた原風景を保全し」、「自らの環境は自らが守り」、「次代に引継」がなければならないと記されている。特に土山地域は東海道の宿場町として保全され、散策に訪れる人も増えつつあるなかで、計画施設は余りにも至近距離にあり、風評被害は免れない。	「甲賀市環境方針」については、甲賀市の市政に対する環境方針と認識していますが、産業廃棄物の最終処分場も広域の環境問題の解決のために必要であると考えております。 「事業の位置」については、民間企業の営利活動の側面もあることから、事業の効率性や採算性を踏まえ、廃棄物の最終処分場の設置に適した地形と面積を有する場所を選定しています。 計画施設の設置・運営にあたっては、関係法令を遵守し、地域全体の環境保全に十分配慮し、周辺住民の皆様の安心・安全の確保ができるよう取り組んでまいります。合わせて、適切な情報公開を行い、風評被害等が生じることのないよう努めてまいります。 また、本事業が周辺住民の皆様の生活環境へ影響を及ぼさないようにするため、方法書に記載した手法により、適切な環境調査を実施し、その結果を基に予測・評価を行い、必要に応じて環境保全措置を検討します。
② 市道南土山線沿いの水田や茶畑等が、現在遊休地となっており、近い将来に耕作放棄地となるおそれがあるが、これが土地の有効利用をするための住宅団地の開発に適した場所であると考えている。当該地は、計画地とは至近距離にあり、産廃施設が建設された場合、こうした開発も困難となることは必至である。	
③ この施設は迷惑施設であるものの、今日社会では一定限必要であるとする。しかし、計画地は生活圏に近接しており、可能なかぎり生活圏から離すべきと考える。	
④ 計画地は人里から近く、住民は 20 年以上の期間、産廃の町に暮らすことになる。人里から離れた山奥に建設計画を移動するか、規模を縮小すべきである。	
⑤ 現代の生活において産業廃棄物を今すぐ「0」にすることは難しいだろう。同様にその処分場が必要であることは理解できる。 しかしながら、建設予定地の選定に納得できる理由が見当たらない。将来、例えば想定外の自然災害等が原因であっても不利益を被るかもしれない理由を、子供や孫の世代に説明ができない。	
⑥ 計画地に降った雨水等が、琵琶湖に注ぐ野洲川の源流である清流・田村川へ直接流出される場所に施設を設置すること自体矛盾している。環境保全の影響の少ない人里離れた場所に建設すべきである。	選別等の中間処理や受入時の展開検査を確実にし、性状が安定している廃棄物を法令に従い適正に処分することにより、法令で定められた基準を超えるような有害な水は発生しないと考えております。例えば、令和 3 年 4 月 1 日現在、日本全国に安定型最終処分場が 946 件ありますが、そのほとんどが適正に運営を行い、周辺の環境に悪影響を及ぼしていないとされています。 そのようなことから、最終処分場の立地について、水道水源地の上流への設置を規制するような法令はありませんが、本事業においては、周辺住民の皆様の生活環境へ影響を及ぼさないようにするため、方法書に記載した手法により、適切な環境調査を実施し、その結果を基に予測・評価を行い、必要に応じて環境保全措置を検討します。

一般意見（概要）	事業者の見解
(3) 事業の規模	
① 令和6年8月に開催された説明会の資料で190万m³であった埋立容積が、230万m³に増えている。埋立容量が増えた理由を教えてください。 また、埋立容積が増加している一方で、搬入車両の計画台数（20台/日程度）や埋立期間（約20年）の計画が変更されていない理由を教えてください。 20tトレーラーの積載量を想定すると、30年程度かかる計算である。	令和6年8月に開催した説明会で用いた資料において、埋立容量に誤りがありました。正しくは、配慮書に示した230万m³が現計画の埋立容量となります。 埋立作業期間については、概略で示しており、搬入車両台数については、株式会社ジェネスが保有する滋賀県の最終処分場（以下、「ジェネス滋賀処分場」という。）の実績値を基に記載し、年間の埋立量も同じくジェネス滋賀処分場の実績値（約10万m³/年）に基づき算出しています。今後は事業計画の精度を高め、埋立年数についてもより詳細に検討していきます。 なお、ごみ量は市場動向により変動することから、埋立期間については計画期間より増減することが見込まれます。
(4) 受入廃棄物の種類	
① 令和6年8月に開催された説明会では、「中間処理した廃棄物のみを受け入れる」との説明であった一方で、「地域のゴミは直接受け入れ現場で分別する」との説明があったが、いずれ分別が曖昧になってくることを懸念する。	受入れは中間処理後の廃棄物が大部分ですが、石綿含有産業廃棄物など一部の廃棄物については、現場から直送されるものもあると想定しています。 周辺地域から受入れる廃棄物についても、埋立対象廃棄物の分別を求め、受入時の展開検査により不適正な廃棄物の混入が認められる場合には、許可品目以外の廃棄物の受入れ拒否等の対応を行います。
② 令和6年8月に開催された説明会では、「中間処理した廃棄物のみを受け入れる」との説明であった一方で、「地域のがれきなどは安価で受け入れる」との発言があったが、中間処理した廃棄物以外も受入れるということか。	
③ 取り扱う廃棄物の種類として、「石綿含有産業廃棄物を含む」とあるが、将来的にそこを掘り返したりすることで石綿が飛散したり、環境や人体へ影態が出る可能性はないのか。	最終処分場として埋立終了後は、必要な維持管理期間を経て、廃止の手続きを行います。廃止後は、廃棄物処理法に基づき、土地の形質の変更が制限される指定区域に指定され、当該指定区域において土地の形質変更を行う場合には、事前に届出が必要となります。また、本事業においては跡地の利活用の予定はなく、他事業者等への売却の予定もありません。そのため、跡地を掘り返すことは想定していません。 なお、「石綿」は、飛散しやすく健康リスクが高いイメージをお持ちと思いますが、そのような飛散リスクが高い廃棄物は、「廃石綿等」と分類され無害化処理をしない限り安定型最終処分場での埋立は禁止されています。安定型最終処分場で受入れる「石綿」は、上記とは別に「石綿含有産業廃棄物」と分類されるものです。これは、スレートの屋根や波板、アスベスト含有タイルなど、原料として石綿が含有しているものの形状を保っている状態では飛散のリスクの低いものを指します。そのため、万一、掘り返されたとしても、環境や人体への影響が出ることはないと考えられます。

一般意見（概要）	事業者の見解
④ 配慮書においては、放射線の量が計画段階配慮事項として選定されておらず、「選定しなかった項目およびその理由」において、「放射性物質に汚染された廃棄物を受け入れない事から、事業の実施に伴う放射線の量に係る影響は生じないと考えられる。」とされている。 令和6年8月に開催された説明会では、関連会社のエヌエスコポーレーション（横浜市）から、関東一円の産業廃棄物も受け入れると説明であった。2011年の福島第一原発事故では、関東地方の広範囲に放射能の汚染が認められている。関東地方の廃棄物には放射能汚染の懸念があり、検査もされない状況で土山に持ち込むべきではない。 ⑤ 令和6年8月に開催された説明会では、「放射性物質に汚染された廃棄物を受け入れない」との説明でしたが、搬入された廃棄物が放射性汚染物ではないと、どう判断するのか。展開検査の際に、放射能の検査は可能か。 ⑥ 東北地方からの廃棄物も受入れる予定はあるのか。どの地域の廃棄物においても放射性物質の検査を実施する予定はあるか。	福島県の汚染廃棄物対策地域内のがれきは、国の直轄事業として処理されており、圏外に持ち出されることはありません。それ以外の地域の震災がれきについては、一般廃棄物として各自治体（一部は、広域処理）によって処理されましたが、原発事故直後より、対策地域以外のがれきからは放射能が不検出または微量で危険性はないことが確認されており、広域処理に協力した自治体において、放射性物質による問題が生じた事はありません。 このことから、関東地方のがれきについて、放射性物質の影響はないと考えており、放射線の検査は予定していません。
(5) 展開検査	
① 安定型廃棄物を取扱うということで、安心をアピールすることは大事ではあるが、水環境への影響の観点では管理型の処分場には及ばないと考えられる。有害汚染物質が混入されてからでは遅いので、受入時の検査を徹底されたい。 ② 配慮書の埋立計画において、「目視等による受入検査」とあるが、有害物質が混入しているかどうかは目視では判断できないではないか。極微小の有害物質の付着であっても、20年間継続されれば相当な量になるが、それも含めて検査できるのか。	株式会社ジェネスでは、選別等の中間処理が適正に行われた廃棄物の搬入を基本としています。また、その他の取引業者についても、普段より選別等の中間処理を適正に行う業者から受入れており、許可品目以外の廃棄物を埋立てることはありません。また、受入時の展開検査により不適正な廃棄物の混入が認められる場合には、受入れ拒否等の対応を行います。 計画施設においても、同様の受入れ体制や展開検査を継続・徹底してまいります。 受入時の展開検査により、廃棄物への不純物の付着が認められる場合には、受入れ拒否等の対応を行うことで、有害物質の混入を防ぎます。選別等の中間処理や受入時の展開検査を確実に行之、性状が安定している廃棄物を法令に従い適正に処分することにより、ご懸念の様な汚染源にはならないと考えております。 極微量の有害物質が蓄積することも否定できませんが、水質のモニタリングにより状況を把握してまいります。万一、地下水等も含め水質検査において、基準の超過があった場合には、法令に従い、産業廃棄物の搬入および埋立処分を中止し、その他生活環境保全上必要な措置を講ずるとともに、廃棄物処理法の許可権者である滋賀県への報告を行います。

一般意見（概要）	事業者の見解
(6) 水処理・水質検査	
① 水質などの検査は、第三者機関と県が厳しく管理する必要があると考えるが、検査の監視体制はどのような計画となっているのか。	水質検査については、自社で対応することではなく、専門の検査機関（環境計量士が在籍する計量証明事業者）に委託して行います。検査の結果、基準の超過が確認された場合には、産業廃棄物の搬入および埋立処分を中止し、その他生活環境保全上必要な措置を講ずるとともに、廃棄物処理法の許可権者である滋賀県への報告が義務付けられています。 また、滋賀県による立入検査等にも協力してまいります。
② 水質検査について、以下の通り対応すべきである。 ・改竄、隠蔽を防止するため、第三者組織が行う。 ・第三者機関が行い、結果を県、市、自治振興会に報告する。 ・地下水の水質検査回数について、3ヶ月に1回とする。	水質検査については、自社で対応することではなく、専門の検査機関（環境計量士が在籍する計量証明事業者）に委託して行います。調査結果については、法令に則った公表を行うほか、県・市・自治振興会への報告（情報公開）についても、協議いたします。 なお、地下水の水質検査については、法令に定められた回数（年に1回）とする予定です。
③ 次郎九郎川には、すでに「クリーンセンター滋賀（令和5年運用終了）」と「甲賀埋立処分場（平成10年運用終了）」の二つの産業廃棄物処分場の排水を流している。水質汚染が確認された場合、御社の排水からの汚染なのか、過去の産廃からの汚染なのか、由来が不明確になるとことが懸念される。 水質の検査基準を厳しくし、検査回数や検査場所を増やすなど、より厳しいものに設定すべきである。	水質の検査については、計画施設の影響を把握できる様、埋立廃棄物の浸透水を対象としており、上流側の2施設の影響は分離することが可能です。 また、クリーンセンター滋賀については、廃止前の維持管理期間中であり、次郎九郎川の水質の定期調査結果が公表されていることから、その結果についても参考にいたします。 なお、水質検査回数や場所、基準については、法令に定められた通りとする予定です。
④ 計画予定地の近くを流れる次郎九郎川上流には、すでに2ヶ所の元最終処分場がある。3ヶ所分の最終処分場に降った雨水が、次郎九郎川に注ぐことになるため、水質測定の基準を厳しくしてほしい。	

一般意見（概要）	事業者の見解
⑤ 全国的に PFAS（有機フッ素化合物）の健康被害の報告がでているほか、滋賀県でも大津市の産廃処分場からの影響で PFAS 値が高いことが分かっている。水質測定の際には、頻回に PFAS の検査をしてほしい。	PFAS（有機フッ素化合物）については、世界各地で汚染が確認され、2010 年に輸入や国内での製造などが原則禁止となりました。その後、国内の汚染状況が少しずつ解明されつつあり、それを受けて、2020 年には水道水や地下水の暫定目標値が定められました。このように、国内ではその危険性や汚染源の把握のため調査が始まったばかりであり、国としての対策方針が定まっていない状況であると認識しています。 廃棄物最終処分場からの PFAS 汚染についても、現状把握が始まったばかりではありますが、環境省では令和 5 年度より「廃棄物最終処分場からの PFOS 等対策調査」を実施しており、近く何らかの方針が示されると想定されます。このように、これから整備する最終処分場については、法令の整備により PFAS 汚染の危険性は低減されると考えられることから、国や県の規制についての動向を注視し、法令に従い適切に対応する方針です。なお、下流河川で PFAS が高濃度検出された場合に、本施設との因果関係を把握することを目的とし、現況把握のための PFAS 調査を実施する予定としています（資料編参照）。
⑥ PFAS（有機フッ素化合物）について、最近大きな問題としてとりあげられているおり、市民の関心も高い。 水質検査で、PFAS の検査を実施する計画はあるのか。	
⑦ 水質のモニタリングに関して、以下について回答いただきたい。 ・水質検査の結果、検査基準を上回った場合には、すぐに発表するか。 ・その上で、基準を下回るまで操業を停止するのか。 ・異常が発生した場合、県の立ち入り検査や指導はあるのか。	浸透水および地下水の水質検査の結果、基準の超過が確認された場合には、産業廃棄物の搬入および埋立処分を中止し、その他生活環境保全上必要な措置を講ずるとともに、廃棄物処理法の許可権者である滋賀県への報告が義務付けられています。 滋賀県においては、事故の情報を知り得た場合には、速やかに現地への立ち入り検査や関係機関からの情報収集が開始されるものと理解しております。なお、法令では、設置者には「結果が得られた月の翌月末までに公表し、その後 3 年間公表」することが義務付けられていますが、計画施設では県への報告と同時に公表いたします。

一般意見（概要）	事業者の見解
⑧ 配慮書においては、水質や地下水が計画段階配慮事項として選定されておらず、「選定しなかった項目およびその理由」において、「国の基準を遵守する」とされている。遵守する法律としては、「安定型産業廃棄物最終処分場の浸透水による周縁の地下水水質検査基準（昭和 52 年総理府厚生省令第 1 号）」があるが、当該基準には「ふっ素及びその化合物」の項目がない。単に「この前時代的な法律を守ります」、と言っているに過ぎない。廃プラスチック類や建築廃材などの廃棄物についても、未知の懸念があり、次世代の健康を脅かすことになり得る。 施設からの排水の放出先である次郎九郎川は野洲川の支流であり、野洲川の水は甲賀市、湖南市、野洲市、栗東市、守山市を通り、琵琶湖に流入する。また、甲賀市、守山市、野洲市では、水道水源として野洲川（表流水および地下水）の水を取水している。 発がん性などの健康被害が問題になっている PFAS（有機フッ素化合物）は、50ng/L の暫定目標値が設定されている。野洲川下流域の守山市では、守山市播磨田において 30ng/L、守山川において 30ng/L と、高い数値の PFAS が検出されている。 次郎九郎川流域には、「クリーンセンター滋賀」に隣接して、「甲賀埋立処分場（平成 10 年運用終了）」がある。甲賀埋立処分場の過去の水質検査結果では、検出下限値を越えるフッ素が検出されており、次郎九郎川は既に汚染されている状況であり、守山で検出された PFAS の値に荷担していると考えられる。 大津市和邇川における PFAS の検査結果は 27ng/L と高く、流域には多数の産廃処理場や建設残土捨て場が存在し、これらが汚染源と考えられている。和邇川の現実があるにも係わらず、「法規制より高い水質基準を自ら設定し、遵守して、安全な処分場を建設しよう」という意志が感じられない。法令による規制がなければ、ジェネズ滋賀処分場（昭和 60 年稼動）と同じ水処理・管理しかできないのか。	過去において、最終処分場に係る地域紛争等により新たな懸念が判明した場合などには、環境省が設置する諮問機関等により新たな基準や運用が協議されており、地下水水質検査基準等を定めた「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令」についても、随時改正されてきました（最終改正は令和 2 年）。今後も新たな懸念が確認された場合には、基準や運用が改正されるものと考えられ、国や県の規制に対する動向を注視していきます。 廃棄物最終処分場からの PFAS 汚染については、現状把握が始まったばかりではありますが、環境省では令和 5 年度より「廃棄物最終処分場からの PFOS 等対策調査」を実施しており、近く何らかの方針が示されることが想定されます。このように、これから整備する最終処分場については、法令の整備により PFAS の危険性は低減されると考えられることから、国や県の規制についての動向を注視し、法令に従い適切に対応する方針です。 河川における PFAS（PFOS および PFOA）の検査は、国交省と滋賀県が共同で実施されており、野洲川下流（野洲市初鳥大橋）では 19ng/L (H21～23)、8～11ng/L (R3)、3ng/L (R4)、野洲川上流（湖南市横田橋）では 12～15ng/L (H21～23)、4～6ng/L (R3)、3ng/L (R4) と推移しており、国の定める暫定基準を下回っているほか、製造や使用の制限によるとみられる低下傾向が確認されています。ご指摘の守山市播磨田や守山川の調査結果は、水道水の検査結果ですが、野洲川における測定結果からも因果関係は不明であるほか、新聞報道等では別の発生源の可能性も言及されています。水質の検査項目である「ふっ素及びその化合物」の主な構成要素は、PFAS ではなく無機フッ素化合物であると考えられ、自然界にも多く存在するものです。そのため、「ふっ素及びその化合物」の値が高い場合でも、有害な PFAS が高濃度で含まれるとは限りません。大津市和邇川では、県内の他河川に比べ PFAS の濃度が高く、流域に多数の産廃処理施設や残土捨て場があることはご指摘の通りですが、国の定めた暫定基準を下回っており、具体的な発生源についても特定されていません。 なお、施設運営においては、選別等の中間処理や受入時の展開検査を確実にを行い、性状が安定している廃棄物を法令に従い適正に処分することにより、ご懸念の様な汚染源にはならないと考えております。万一、水質検査において基準の超過が確認された場合には、法令に従い、産業廃棄物の搬入および埋立処分を中止し、その他生活環境保全上必要な措置を講ずるとともに、廃棄物処理法の許可権者である滋賀県への報告を行います。
⑨ 産業廃棄物が埋め立てられた後 20 年～30 年経過し、土壌に有害物質が漏れ出し、野洲川の清水が汚染される様な事が絶対おこらないと言えるのか。日本中で多くのそのような問題が発生している事実もある。 県内の産業廃棄物だけならまだしも、県外からも多くの産業廃棄物が搬入されるとのことであるが、その様な大規模な処分場だからこそ、水質汚染や環境への影響を最大限考慮してほしい。水質の汚染は、琵琶湖や京都・大阪へも影響を及ぼす問題である。	

一般意見（概要）	事業者の見解
⑩ 安定型の処分場でも、各地で有害物質が確認され、川が汚染されている事例もあると認識しているが、対応についてどのように考えているのか。	選別等の中間処理や受入時の展開検査を確実に、性状が安定している廃棄物を法令に従い適正に処分することにより、法令で定められた基準を超えるような有害な水は発生しないと考えております。万一、水質検査において基準の超過を確認した場合には、法令に従い、産業廃棄物の搬入および埋立処分を中止し、その他生活環境保全上必要な措置を講ずるとともに、廃棄物処理法の許可権者である滋賀県への報告を行います。
⑪ 防災調整池と浸透水に関して、以下について回答されたい。 ・ 防災調整池における浸透水の処理方法の詳細 ・ 防災調整池における汚泥処理方法の詳細	安定型最終処分場の構造上、防災調整池では浸透水の処理は行いません。 しかし、選別等の中間処理や受入時の展開検査を確実に、性状が安定している廃棄物を法令に従い適正に処分することにより、法令で定められた基準を超えるような有害な水は発生しないと考えております。万一、水質検査において基準の超過を確認した場合には、法令に従い、産業廃棄物の搬入および埋立処分を中止し、その他生活環境保全上必要な措置を講ずるとともに、廃棄物処理法の許可権者である滋賀県への報告を行います。 なお、防災調整池に堆積した土砂等については、定期的に浚渫し、埋立区画への埋め戻し等、適切に処理いたします。
(7) 防災・災害対策	
① 豪雨時に覆土が雨ざらしであれば、浸透水と雨水が混ざってそのまま土壌に流れる危険があると考えられるが、計画施設では、豪雨時でも覆土は雨晒しの状態であるのか。	安定型最終処分場の構造上、雨水の進入は防げません。 しかし、選別等の中間処理や受入時の展開検査を確実に、性状が安定している廃棄物を法令に従い適正に処分することにより、法令で定められた基準を超えるような有害な水は発生しないと考えております。万一、水質検査において基準を超過した場合には、法令に従い、産業廃棄物の搬入および埋立処分を中止し、その他生活環境保全上必要な措置を講ずるとともに、廃棄物処理法の許可権者である滋賀県への報告を行います。
② 南海トラフ地震、超大型台風、線状降水帯等により崩壊するおそれはないと明言できるか。もし災害が生じたとき、貴社が全責任を持つのか。	計画施設においては、各種設計基準を満足する設計を行うことで、災害時にも盛土の崩壊等は生じないものと考えております。関係する法令の準拠はもちろんのこと、廃棄物処理法の許可権者である滋賀県とも協議しながら、豪雨や地震等の想定外の自然災害にも対応できる施設整備を進めていきたいと考えております。
③ 計画地は、南海トラフ東南海地震において震度5～6の地震が懸念される地域である。また、計画地より10キロ圏内の土山町黒川地区では、昭和19年の東南海地震の時に「大きなモグラがとおったように地面が隆起した」との言がある。加えて、計画地は次郎九郎川に隣接している。地震災害に関して、以下について回答されたい。 ・ 計画施設における土砂崩れの想定 ・ 計画施設における山津波の想定	

一般意見（概要）	事業者の見解
④ 傾斜地に建設される計画であり、熱海市伊豆山地区で起こった盛土の土砂災害のような災害が懸念される。	熱海市の盛土崩落事故は、設計基準等を見逃して不適切（排水施設や土留めの堰堤がないなど）に設置した盛土が崩れたものと認識しています。計画施設においては、各種設計基準を満足する設計を行うことから、盛土の崩壊等は生じないと考えております。
⑤ 整備される防災調整池は、伐採や伐根による土砂崩れ等の災害を防ぐこともできるのか。	計画施設においては、各種設計基準を満足する設計を行い、地盤が崩れない安定勾配となるよう施工いたします。 万一、埋立地およびその集水域で土砂崩れが発生した場合には、防災調整池ではなく、土堰堤により下流への流出を一定程度防ぐ構造となっています。
(8) 関係車両の走行ルート	
① 大澤地区を通り、廃棄物を搬入する計画であるが、搬入経路は曲がりくねった急な坂道である。大澤地区を通過する区間は歩道がなく、大型トレーラーが通る様な道ではない。特に最近では、岩室地区からの道が開通し、通勤道として交通量が増しており、交通事故が起こる可能性が高まっている。	関係車両の通行ルートとして想定している一般県道岩室北土山線については、令和3年の岩室工区の開通以降、交通量の増加が見込まれますが、交通容量や制限速度に対して十分な道幅等の道路規格を確保されていると考えております。岩室工区の開通後の交通量については把握しておりませんが、今後の現地調査において交通量についても把握します。
② 計画では、搬入時間が平日の午前8時から午後5時、搬入台数が1日20台程度としている。つまり、産業廃棄物を積載した大型トラックが1時間あたり4往復程度することになる（20台×往復/9時間）。しかも、その搬入ルートは新名神自動車道の甲賀土山ICから県道539号線（岩室土山線）を通るものである。その途上の大澤集落の生活道路に、平日の日中ひっきりなしに産業廃棄物を積載した大型トラックが行き来することになり、大澤集落に破壊的影響を与えることは想像に難くない。	本事業における廃棄物運搬車両は20台/日（往復40台/日）程度を想定していますが、現在の交通量に比べて大きな割合とはならないと考えており、ご心配のような状況にはならないと考えております。 進入口を想定している箇所は、ご指摘の通りカーブが連続する箇所に近い急坂ではありますが、進入口の設置に当たっては、安全確保に十分に留意したカーブからの離隔や接続部の構造について、道路管理者や警察と協議しながら検討します。
③ 大澤集落の県道には、歩道のない区間もあり、交通事故の可能性はある。歩道などを建設すべきである。	なお、大澤地区の歩道未整備区間については、歩道の整備は道路管理者の役割と認識しており、弊社としては歩道の設置は検討していませんが、搬入事業者への指導や巡回点検など運用面での対応を実施いたします（P2-20参照）。
(9) 環境保全対策	
① 「1日当たりの埋立産業廃棄物に覆土締固め等」、「即日覆土」とあるが、作業中の飛散についての対策（風速〇m/s以上は作業をしない等）は講じるのか。	風速等による作業中断等の規定については、現時点では考えておりませんが、施設には散水車を配置し、強風時には散水しながら締固めを行うなどにより、廃棄物や覆土の飛散を防ぐ予定です。

一般意見（概要）	事業者の見解
② 嫌気性埋立方式による、硫化水素（有毒ガス）、メタン、CO₂（温室効果ガス）の発生に関連して、以下について回答されたい。 ・ジェネス滋賀処分場における、ガス対策の実施状況 ・近江バラスが計画する処分場における、ガス対策 ・計画地の近隣には、老人ホーム・こども園があるが、お年寄りと子供たちに対する健康被害の懸念は無いのか	廃棄物最終処分場において、廃棄物に有機物と硫酸塩が含まれる場合、嫌気的な条件下で硫酸塩還元菌の働きにより硫化水素が発生することが知られています。この反応に必要な硫酸塩については焼却灰や石膏ボードが、有機物については木くずや紙くずが、主要な要因であると考えられますが、安定型最終処分場では焼却灰や木くず・紙くずは埋立を行いません。また、石膏ボードについては、過去の硫化水素発生事故を踏まえて、平成 18 年に安定型最終処分場での処分が禁止されました。このことから、現在では安定型最終処分場における硫化水素の発生事故の発生は考えにくい状況です。 メタンガスや CO₂ についても同様に、性状が変化する有機物を受け入れないことから、万一、発生したとしても周辺環境に影響を与える事故は考えにくく、ジェネス滋賀処分場においても、これらのガスの発生が問題になったことはありません。また、ジェネス滋賀処分場では、埋立地内に、ガス抜きと浸透水集排水のメンテナンスのための立坑を設置しています。計画施設においても同様の構造を検討しています。
③ 異臭が発生した場合、すぐに対応するか。	悪臭の発生源については、受入れ時の展開検査により把握し、受入れ拒否等の対応が可能です。選別等の中間処理や受入れ時の展開検査を確実にし、性状が安定している廃棄物を法令に従い適正に処分することにより、悪臭の影響が生じることは無いと考えています。 なお、万一、硫化水素ガス等の有毒ガスの発生が疑われる事態が発生した場合には、周辺地域のみならず、従業員の安全確保の面からも、速やかに対応します。
④ 計画施設と同様に山林の谷間を利用した広島県呉市の安定型産業廃棄物処分場において、平成 2 年に鎮火に 78 日もかかった火災が発生している。呉市消防局によると「火災の火源が地表面から深かった」ために早期鎮火が困難であったとされる。 計画施設における、火災対策について説明されたい。	ご指摘の呉市の安定型最終処分場の火災事故については、木くずなどの受入れ対象外の廃棄物が埋立てられていたことや、日常的に埋立地の上でごみの焼却が行われていたなどの状況がわかっており、同業者としてもあり得ない運用がされていた悪質な事例であると考えています。 計画施設でも、廃プラスチック類など一部の可燃物を取扱うことから、火災の可能性はゼロではありませんが、火気の取扱い禁止の徹底や、覆土と締固めを徹底するなど、火災の防止に努めます。なお、万一、火災が発生した場合においても、散水車による散水や覆土による酸素の遮断など、火災の初期対応が可能な体制を常時整える予定です。

一般意見（概要）	事業者の見解
⑤ 産業廃棄物最終処分場は必要な施設でもあるので全く反対という訳ではないが、最大限環境に配慮いただきたい。 毎年多くの方が旧東海道を歩いておられ、山の稜線もビューポイントである。また近くの瀧樹神社のユキワリイチゲは周辺の静逸な雰囲気が花を際立たせている。 生物多様性の取り組みへの協力、また交通量をできる限り抑えるため高速利用への誘導などができる限りお願いしたい。 くれぐれも今の自然を子孫にひきつげるようお願いしたい。	計画施設の設置・運営にあたっては、関係法令を遵守し、地域全体の環境保全に十分配慮し、周辺住民の皆様の安心・安全の確保ができるよう取り組んでまいります。また、緑化等により周辺景観への違和感の低減を図ること、生物多様性に配慮し希少な動植物の保全に努めること、関係車両の走行経路や交通ルールを厳守すること、工事や埋立作業による騒音・振動への配慮等を徹底し、事業地周辺の雰囲気の保全に努めます。
(10) 法規制	
① 「滋賀県水源森林地域保全条例」に関連して、以下について回答されたい。 ・事業実施想定区域は、条例の対象地域に該当するか。 ・対象事業実施区域の樹林地の地目は何か。 ・同条例では、対象地域の土地売買契約等に係る所有権等の移転または設定後における土地利用目的を届出の必要があるが、届出上の利用目的は何か。	計画地は、「滋賀県水源森林地域保全条例」の対象地域に該当しており、同条例の規定に従い届出をしています。 計画地の樹林地の地目は、「山林」、「畑」、「原野」です。 同条例における、届出上の利用目的は、「安定型最終処分場」としています。
(11) その他	
① 埋め立て終了後の対応として、「植樹等の緑化」とあるが、植樹後の間伐等の手入れまで実施するのか。	埋立完了後の植樹については、木材としての利活用を目的としていないことから、現時点では間伐等の手入れは予定していません。万一、周辺地域にご迷惑をおかけする要因となるようなことがあれば、伐採などの必要な対処を致します。
② 土山地域では、サルやシカなどの獣害がある。山を削ることで、獣害がさらにひどくなることが懸念される。獣害防止対策は行うのか。	近年のシカやイノシシ、サルなどの食害や住宅地への出没の増加については、狩猟圧の低下、里山管理の担い手減少、積雪の減少による幼獣の死亡率低下などが影響しているとされ、今後同様の傾向は続いていくと考えられます。 事業に伴う樹林の減少による生息場所の減少により、長期的には野生動物の個体数が減少する可能性も考えられ、被害を拡大させることは考えにくいと思われます。

一般意見（概要）	事業者の見解
2. 事業実施想定区域およびその周囲の概況	
① 配慮書の地域概況において、「配慮が特に必要な施設」として、学校等があることは記載されているが、具体的に何に配慮して、どのような行動になるのか。 計画地近くの田村川では、子供達が行事で利用したり、普段から川遊び等をしている。また、地域医療の重要な担い手である診療所や薬局も図示された範囲に存在している。これらについての配慮はどうされるのか。	騒音規制法および振動規制法に基づく規制基準や改善勧告の基準では、騒音や振動による影響に特に配慮しなければならない施設として、学校、保育所、病院、図書館等から一定距離の区域内については、他の区域より厳しい基準が規定されています。このため、騒音や振動に関する現地調査計画や環境保全目標値の設定に当たっては、このような配慮施設の位置関係を適切に把握する必要があることから、地域概況調査において把握しました。 診療所や薬局については、特別な環境保全目標値の設定は想定していませんが、周辺の住宅地等も含めた生活環境の保全に努めてまいります。 田村川については、本方法書において、住民等のご意見を参考に、「人と自然との触れ合いの活動の場」として選定いたしました（P6-58～6-60）。今後は方法書に記載した手法により調査、予測・評価を行い、環境への影響を低減できる様に努めてまいります。
② 環境配慮書の「表 3.56 法令等に基づく主な地域・区域等の指定状況」において「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の項目の事業実施想定区域が「×（当該地域において基準等がもうけられていない）」となっている。 産廃処分場なのに、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に関係がないとされている理由について、説明を求める。	ご指摘の表については、法令に基づく規制区域の有無を示しており、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」については同法で規定する「地下に廃棄物がある土地」の有無を示しています。その結果については、P3-107（図 3.38）に示すとおりであり、事業実施想定区域には分布していません。 なお、計画施設については、もちろん「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に準拠する必要があり、当法律に関連する法令の規制を受ける旨は P3-129（表 3.59）に示しています。

一般意見（概要）	事業者の見解
3. 計画段階配慮事項の選定	
(1) 複数案の設定	
① 「位置等に関する複数案の設定」において、「複数案は設定しなかった」という文言が続いている。計画地は近畿の水がめである琵琶湖への流入量が最も多い野洲川の最上流に相当する川の近くでもある。民家や茶畑等が近いことも含め、この場所が最適であるということに関して納得できる理由を誰にでも理解できる言葉で説明いただきたい。	「事業の位置」については、民間企業の営利活動の側面もあることから、事業の効率性や採算性を踏まえ、廃棄物の最終処分場の設置に適した地形と面積を有する場所を選定しています。 施設運営においては、選別等の中間処理や受入時の展開検査を確実にし、性状が安定している廃棄物を法令に従い適正に処分することにより、法令で定められた基準を超えるような有害な水は発生しないと考えております。なお、最終処分場は基本的に谷地形を利用する構造となることから、立地については丘陵地から山間部に限定され、全国的にも多くの事例において水道水源より上流に位置しますが、水道水への影響が明らかな事例はほとんどないものと考えています。
② 「滋賀県環境影響評価技術指針」において、「位置に関する複数案」を設定するものとされているにもかかわらず、設定していないことは問題である。特に「区域の位置」についての複数案を設定しないことについて「代替性がない」としているが、その根拠が一切示されていない。 計画地は次郎九郎川の流域にあたるが、上流にはすでに2つの管理型産業廃棄物最終処分場（運用終了）があり、さらにもう一つの産業廃棄物処理場を設けることには、環境負荷と土砂災害の危険性の2点から適切ではない。	計画施設においては、各種設計基準を満足する設計を行うことで、災害時にも盛土の崩壊等は生じないものと考えております。 周辺住民の皆様にご心配をおかけする面もあるかと思いますが、周辺環境への配慮をしっかりと行いながら事業を進めて行きたいと考えております。
③ 「滋賀県環境影響評価技術指針」において、「事業の規模」（埋立容量）に関する複数案を設定するものとされているにもかかわらず、『「地域の建設系産業廃棄物の受け皿」としての位置付けのもと、施工性・安全性・経済性等の制約の中で最大限の埋立容量を確保することが望ましいため、事業規模に係る複数案には含めないこととした」としている。また、「本事業を実施しない案（ゼロ・オプション）」を設定するものとされているにもかかわらず、「県内で発生した埋立処分が必要な建設副産物等の最終処分場の確保という目的を鑑み、複数案には含めないこととした」としている。 これらの説明は、令和6年8月に開催された説明会での事業者側が明言した、「京都市および横浜市にある関連会社の中間処理施設から持ち込まれる産業廃棄物も受け入れる」とことと整合的ではない。「地域の建設系産業廃棄物の受け皿」と位置付け「県内で発生した埋立処分が必要な建設副産物等の最終処分場の確保」を目的とし、滋賀県内の産業廃棄物だけを受け入れるのであれば、これほどの規模は必要なく、株式会社ジェネスが運営する安定型産業廃棄物最終処分場の処理能力で十分である。	産業廃棄物の最終処分量は減少傾向にありますが、一定の割合で発生し続けています。一方で、最終処分場の残余量は減り続けており、社会的には新たな最終処分場の建設が求められている状況です。株式会社ジェネスが保有する既存の最終処分場についても残余量が減少しており、代替施設が必要となっております。また、最終処分場の建設には制約条件があり、発生量の多い地域と、最終処分可能な地域にミスマッチがあることから、俗に言う「廃棄物の地産地消」は困難な状況であり、最終処分場の所在地に一定の負担はどうしても生じてしまいます。 ゼロオプションについては、「滋賀県環境影響評価技術指針」においては、「当該配慮対象事業に代わる事業を実施する場合その他当該配慮対象事業を実施しないこととする案を含めた検討を行うことが合理的であると認められる場合には、当該案を含めるよう努めるものとする。」とされていますが、安定型最終処分場に代わり得る代替事業等は想定されません。 周辺住民の皆様にはご心配をおかけする面もあるかと思いますが、周辺環境への配慮をしっかりと行いながら事業を進めて行きたいと考えております。

一般意見（概要）	事業者の見解
(2) 計画段階配慮事項の選定	
① 配慮書全体として、「配慮しない」ことが多すぎる。最悪の事態を想定した配慮書とすべきである。	ご意見は、「計画段階配慮事項の選定」についてのことと推測します。計画段階配慮事項の選定については、地域特性および事業特性を踏まえ、主に影響の重大性、または「構造物の配置」に係る複数案の中で望ましい構造等を評価することを目的とし、複数案による影響の大小の観点から選定しております。 計画段階配慮事項に選定しなかった環境要素についても、環境への影響が想定される項目については、今後の方法書以降の手続きにおいて環境影響評価の項目として選定するとともに、調査、予測・評価を行い、必要に応じて環境保全措置を検討・実施します。 なお、工事中および供用後の環境配慮の概要については、配慮書 P2-9～2-10（「2.2.5 (1) 環境配慮の方針」および「(2) 主な維持管理と頻度（予定）」）に示しております。
② 配慮書の計画段階配慮事項として非選定とされた理由として、各項目に（変化はあっても）「重大な影響は生じない」、「汚染は想定されない」というような文言が多くみられるが、「重大」とはどのようなものを指しているのか。単純に「不快である」とか、「異臭がする」、「少し咳は出るが我慢できるし原因は特定できない」というようなことは起こりうるし、そのような場合には対応してもらえないのではないかと不安がある。	計画段階配慮事項に選定しなかった環境要素についても、本方法書において環境への影響が想定される環境影響評価項目について再検討し、選定項目についての調査・予測・評価手法を記載しました。環境影響の評価においては、人の健康を保護、生活環境の保全、自然環境の適正な保全を図ることを目的とし、環境要素に関する基準または目標が示されている場合は、当該基準等を環境保全目標値として設定します。予測の結果、環境保全目標を達成できないと想定される場合には、必要に応じて、環境保全措置を検討・実施します。 また、日常の運営についての改善点についてご意見いただければ、できる限り配慮してまいります。 なお、悪臭の発生源については、受入時の展開検査により把握し、受入れ拒否等の対応が可能です。選別等の中間処理や受入時の展開検査を確実にを行い、性状が安定している廃棄物を法令に従い適正に処分することにより、悪臭の影響が生じることは無いと考えています。

一般意見（概要）	事業者の見解
③ 配慮書の計画段階配慮事項として「大気質」が非選定とされており、理由として「500m 以上離れていることから…重大な影響は生じないと考えられる」とある。「500m 以上離れていれば大丈夫」とする根拠を示されたい。	重機の稼働に伴って発生する大気質、騒音、振動の影響範囲については、環境影響評価に係る技術的マニュアルの 1 つである「面整備事業環境影響評価技術マニュアル」（平成 11 年、建設省都市局都市計画課監修）において、「環境影響を受ける範囲は、原則として事業実施区域から 200m 程度の範囲が適当と考えられる。200m 程度の範囲とは、大気質、騒音、振動（工事の実施に係るもの）等の影響範囲（一般には 50～150m）や、生物の影響範囲が標準的に含まれる。」との趣旨が記載されています。 配慮書においては、この距離と比較しても、周辺の主要な市街地で観光資源でもある北土山・南土山の住居地は十分離れた距離にあることを示すために、集落までの概ねの距離（500m）を記載しつつ、重大な影響の有無を判断しました。
④ 大気質、騒音および振動について、計画段階配慮事項として非選定とされているが、大澤集落の大気質、騒音および振動について、配慮事項に入れてほしい。 「尾根を隔てている」や「建設地から 500m 以上離れている」ことを理由に挙げられているが、これは事業者都合の解釈であり、実際に住む人の感覚では異様な近さである。	また、大澤集落についても、埋立区域からは上記の目安距離の（200m）よりも離れていることに加え、排ガスや騒音の影響は集落を隔てる尾根による遮蔽効果が少なからず期待できることを考慮して判断しました。 なお、住民等のご意見・ご懸念も踏まえ、本方法書において重機の稼働に伴って発生する排ガスおよび粉じん、騒音、振動を環境影響評価項目として選定しました（P6-3）。今後は方法書に記載した手法により調査、予測・評価を行い、環境への影響を低減できる様に努めてまいります。
⑤ 大澤集落は建設時から毎日大型ダンプが道路を行き来するため、騒音・振動は大いにあり、配慮不十分である。	本事業における廃棄物運搬車両は 20 台/日（往復 40 台/日）程度を想定していますが、配慮書 P.3-81～82 に示す事業地近傍での交通量の調査結果（昼間 7 時～19 時：大型車台数）では、国道 1 号の地点は 2,533～2,861 台、一般県道（岩室北土山線等）は 13～212 台となっており、さらに令和 3 年に開通した岩室工区の整備に伴う交通量の増加も見込まれます。これらと照らして相当程度多くの台数ではないとの観点で、車両台数は限定的と表現していました。
⑥ 騒音や振動、排気ガス等に関して「車両台数は限定的であるため重大な影響は生じない」と記載されているが、一日に 40 回（20 台程度が往復）以上の大型車両が家の前を走ることが、限定的な影響と判断される根拠を示してほしい。	なお、配慮書においては評価対象項目（計画段階配慮事項）として選定していませんでしたが、住民等の意見・懸念も踏まえ、本方法書において廃棄物運搬車両の走行に伴う大気質（排ガス）、騒音、振動を環境影響評価項目として選定しました（P6-3）。今後は方法書に記載した手法により調査、予測・評価を行い、環境への影響を低減できる様に努めてまいります。
⑦ 大澤集落では、長期間にわたり工事車両や運搬車両の走行が想定される。「台数が限定的」とされているが、状況によって変わるはずである。	

一般意見（概要）	事業者の見解
⑧ 性状の安定した建設副産物のみの搬入を想定されていますが、想定外のことがおきる可能性を考慮して、悪臭に関しても配慮事項に入れてほしい。 実際に、安定型産業廃棄物最終処分場における異臭騒ぎは多く起きており、同様の事案が起こった場合の対応について考慮してほしい。	悪臭の発生源については、受入時の展開検査により把握し、受入れ拒否等の対応が可能です。選別等の中間処理や受入時の展開検査を確実にを行い、性状が安定している廃棄物を法令に従い適正に処分することにより、悪臭の影響が生じることは無いと考えています。同様・類似の処分場であるジェネス滋賀処分場においても、悪臭についての苦情はありません。 なお、硫化水素ガス等の有毒ガスについては、別の意見への見解にも示しておりますとおり、安定型最終処分場の規定や計画施設の構造からも問題になることはないと考えております。万一、硫化水素ガス等の有毒ガスの発生が疑われる事態が発生した場合には、法令に従い、産業廃棄物の搬入および埋立処分を中止し、その他生活環境保全上必要な措置を講ずるとともに、廃棄物処理法の許可権者である滋賀県への報告を行います。
⑨ 「事業実施想定区域近傍には周知の人と自然との触れ合いの活動の場は存在しない」と記載されてるが、現場から直下の田村川の河辺は、小学校や学童保育でも環境教育の場として利用されている「人と自然との触れ合いの活動の場」である。 田村川や周辺環境の汚染を懸念している。	配慮書の地域概況において、一般に入手可能な文献資料を対象とした調査では、田村川は主要な人と自然との触れ合いの活動の場として抽出できず、計画段階配慮事項として選定しませんでした。 なお、住民等のご意見・ご懸念も考慮の上、本方法書において、人と自然との触れ合いの活動の場として選定しました（P6-3）。今後は方法書に記載した手法により調査、予測・評価を行い、環境への影響を低減できる様に努めてまいります。
⑩ 「事業実施想定区域近傍には周知の人と自然との触れ合いの活動の場は存在しない」と記載されてるが、現場から直下の田村川の河辺は、小学校や学童保育でも環境教育の場として利用されている「人と自然との触れ合いの活動の場」である。 巨大なゴミの山の麓では子どもたちを安全に遊ばすことができない。甲賀市から貴重な「遊び場」、「学びの場」をうばわないでほしい。水質の検査など、環境に関して十分に配慮する必要がある。	

一般意見（概要）	事業者の見解
4. 計画段階配慮事項に係る調査、予測および評価の結果	
① 動植物について、レッドデータブックを用いて重要な種を抽出されているが、工事中の振動や騒音によって動物が移動したり、日照の変化によって植物が生育できなくなることなどについても、検討してほしい。これらについて今後も調査をしてほしい（月1回の定点調査など）。	住民等のご意見も踏まえ、動植物に係る具体的な調査、予測・評価の手法について、本方法書において記載しました（P6-43～6-54）。今後は方法書に記載した手法により調査、予測・評価を行い、環境への影響を低減できる様に努めてまいります。
② 南土山地先の町並みは、裏へ出れば計画地が目と鼻の先にあり、景観が阻害されるのは確実である。 旧東海道と計画地の最終標高差が50～60mになり、甚だしく景観が阻害される。	配慮書作成段階において、計画施設からの可視領域（地形を考慮した視認範囲）を解析し、南土山地域は可視領域に含まれる可能性が予測されました。ただし、この解析では地形は考慮されているものの建物や樹木については考慮されていないことから、可視領域に含まれている場合でも実際には視認できない可能性があります。そのため、現地踏査により地域住民の目線で景観に大きな変化が生じる可能性がある地点を探索しましたが、市街地においては家屋が密集していること、家屋密集地から離れた見通しの良い場所においては田村川の河畔林や計画地と市街地の間にある尾根により視界が遮られることより、景観の影響が大きくなる場所はないと考えられました。 住民等のご意見・ご懸念も考慮の上、本方法書では、景観を環境影響評価項目として選定しており、今後はより広域な視点から調査、予測・評価を行い、環境への影響を低減できる様に努めてまいります。
5. その他	
(1) 環境配慮への取り組み	
① 甲賀市では、「みなくち子どもの森」が自然共生サイトに認定された。企業と市がお互いに理解して、共に自然を守るしくみを継続していただきたい。	計画事業の山林を開発する事業特性上、自然共生サイトの様な「生物の多様性の増進」活動は難しいところではありますが、事業の実施に当たっては重要な種の保全を図ることにより自然環境への影響を低減することや最終処分場の廃止後には植樹により元の自然に近づける予定としています。 今後の施設整備にあたっては、行政とも協議しながら、事業を進めていきたいと考えております。
(2) 情報公開・周知	
① 水質検査結果について、詳細な数字で公開してほしい。（ジェネス滋賀処分場では、基準を達成した項目に「○」が記されているが、数値は記載されていない）	ジェネス滋賀処分場においては、周辺住民の皆様への説明の際には具体的な測定値の公表も行っております。 計画施設においても、同様に水質検査の具体的な数値についても、情報公開してまいります。
② 配慮書の認知度が低いと感じられるので、意見提出期間後も、ホームページで配慮書を閲覧できるようにしてほしい。	環境影響評価に係る図書の縦覧等の情報公開については、滋賀県環境影響評価条例の規定に基づき適正に、実施してまいります。

一般意見（概要）		事業者の見解
(3) 説明会等		
①	事実上の事業主体である株式会社ジェネスは、近江バラスを買収し、用地を取得した後に、極めて限られた告知により土山町住民への説明会を開催したが、この進め方に問題がある。長らく地元貢献してきた企業をいわば「踏み台」「隠れ蓑」にすること自体が、本事業に、不信感・疑念を抱かせるものとなっている。また、用地取得を済ませることで、すでに計画が進行し、後戻りできないと印象付けるのも問題である。今後は広く周知した上で、地元と下流域の住民への説明会をゼロベースで行うべきである。	弊社としては、要望を受けて地域への説明会の開催やジェネス滋賀処分場の見学会を開催するなど、情報公開に当たっては必要な手順を踏んでいるものと考えています。また、周辺住民の皆様への説明会の場においては、グループ会社である株式会社ジェネスが前面に出て説明しており、ご指摘の様な「踏み台」「隠れ蓑」には当たらないものと考えております。 今後も滋賀県環境影響評価条例の規定に基づき、適正な情報公開に努めてまいります。
②	住民と顔を合わせて話をする機会を増やして住民との関係を構築すべきである。	環境影響評価の制度を活用して、情報公開するとともに、説明会等の意見徴収を行いながら事業を進めて行きたいと考えております。 説明会の広報については、滋賀県や甲賀市のご協力を得ながら市民の皆様に必要な限り広く届くように努めてまいります。
③	令和 6 年 8 月の説明会では対象が限られていたことから、甲賀市全住民向けの説明会の開催を強く要望する。	
④	土山町では説明会が開催されたが、野洲川流域の市町でも説明会を開催してほしい。	
⑤	説明会を、様々な箇所で開催し、甲賀市に住む全員に知らせて頂きたい。	
⑥	通学・通園の際に大型トラックの往来があると危険である。有毒ガスや異臭が発生した際の避難訓練などの必要性も考えられる。近隣の保育園や小学校において、保護者や職員を対象とした説明会を開いてほしい。	
⑦	甲賀市水口町などの下流域の住民に対しても、説明会を開くべきである。方法書の説明会より前に開催してほしい。	
⑧	野洲川の水は、甲賀市（甲賀町・甲南町・水口町）の水道水源である。取水地域の住民の知らない間に計画が進められるのはあってはならないことである。速やかに、水口町、甲賀町、甲南町での説明会を開く必要がある。	
⑨	「クリーンセンター滋賀」のように、地元区や市行政と共同し、継続して環境を考える機会を設けてほしい。	
⑩	令和 6 年 8 月の説明会について、ごく近隣の住民だけを対象としたのはなぜか。土山町内でも建設を知らない人が大半である。再度、土山町内の広域を対象とした説明会を実施してほしい。	
⑪	土山町内でも、南土山だけでなく広域と対話すべきである。地元との信頼が築けていないと感じる。市と協力しながら、住民と顔を合わせて話をする機会を設けるべきである。 配慮書では、説明会や地元との協力関係などについて触れていない。 市内でも下流側の甲賀町、水口町、甲南町では河川の水を水道水源とし、農業などにも使用されている。これらの地域でも説明の機会を設けてほしい。	

一般意見（概要）	事業者の見解
(4) 事業への反対	
① 安定型産業廃棄物最終処分場建設に反対である。これほどの大規模な産業廃棄物最終処分場は果たして必要なのか。自然を壊すと、元には戻らない。未来の子供たちの生活を苦しめても良いのか。	循環型社会の推進により、国内の産業廃棄物の最終処分量は減少傾向にあります。一定の割合で発生し続けています。一方で、最終処分場の残存量は減り続けており、社会的には新たな最終処分場の建設が求められている状況です。このような社会的な状況を踏まえ、建設副産物等の受け皿となるべく、周辺環境への配慮をしっかりと行いながら事業を進めていきたいと考えています。
② 様々な問題を抱えた産業廃棄物最終処分場の建設には反対である。自然豊かな郷土・土山を守る為に、計画を中止していただきたい。	
③ 民営企業が収益をあげるのに、何故一般住民が、種々の心配事に巻き込まれねばならないのか。 現計画での産業廃棄物処理場の建設には全面的に反対である。	
④ 安定型産業廃棄物最終処分場の建設に反対する。 水質汚染により近隣以外の人々の健康も損なわれる。 大規模な建設による、自然破壊・健康被害・生物多様性への問題・景観等の影響について、デメリットが多すぎると考える。	安定型最終処分場の確保は社会的な課題であり、その受け皿は必要であると考えています。周辺住民の皆様にはご心配をおかけする面もあるかと思いますが、周辺環境への配慮をしっかりと行いながら事業を進めていきたいと考えております。 なお、施設運営においては、選別等の中間処理や受入時の展開検査を確実にを行い、性状が安定している廃棄物を法令に従い適正に処分することにより、法令で定められた基準を超えるような有害な水は発生しないと考えております。
⑤ 京阪神の水源にもなる水源に近い場所の設置には断固反対する。古来、井戸端にゴミを捨てる人はいない。	水質については、本方法書において環境影響評価項目として選定しました（P6-3）。今後は方法書に記載した手法により調査、予測・評価を行い、必要に応じて環境保全措置を講じます。
⑥ 搬入される廃プラスチックや、コンクリート塀の塗料にも有害物質が含まれていることが解明されている。甲賀市においても野洲川を水源として、甲賀町、甲南町、水口町は飲料水として利用されており、将来人体に影響を及ぼす有害物質を含んだ水を飲用することは確実であり見過す訳にはいかない。	
⑦ 大規模な最終処分場の 500m 範囲に住むことは、ストレス以外の何物でもない。自治会の長に許可を得るではなく、居住する住民全員の許可をとるべきである。	計画事業が周辺住民の皆様の生活環境へ影響を及ぼさないようにするため、本方法書において、環境影響が想定される項目を再検討するとともに調査、予測、評価の手法について検討しました。今後は調査、予測・評価を行い、必要に応じて環境保全措置を検討・実施します。また、その結果については、環境影響評価の制度を活用して情報公開するとともに、意見徴収してまいります。

一般意見（概要）	事業者の見解
(5) 補償	
① 野洲川に注ぐ上流側 1km の地に産業廃棄物最終処分場を建設し、廃棄物が野積状態にされる。有害物質が地下水に流れた場合には、県か貴社が責任を持てるのか。	浸透水および地下水の水質検査の結果、基準の超過が確認された場合には、法令に基づき、産業廃棄物の搬入および埋立処分を中止し、その他生活環境保全上必要な措置を講ずるとともに、廃棄物処理法の許可権者である滋賀県への報告を行います。 万一、計画事業が原因で周辺への環境汚染が生じ、是正工事等が必要となった場合には、弊社が責任をもって対処致します。 是正工事や補償については、最終処分場維持管理積立金の切り崩し、自社財産の償却のほか、賠償責任保険等を活用します。また、国と産業廃棄物処理業者が参加する基金からの財政支援の制度もあります。
② 万が一、有害物質が流出した場合や、土砂崩れを発生させた場合、その被害は甚大なものになることが予想される。補償に関しての取り決めはどのようなになっているのか。	
③ 計画地の隣接地に土地を所有しているが、倒木が出た場合には貴社が補償するのか。	万一、計画事業が原因で、周辺地権者様に被害が発生した場合には、もちろん弊社が補償いたします。

一般意見（概要）	事業者の見解
(6) 過去の環境汚染事例について	
① 以下の項目について、過去の件数（割合）を提示してほしい。 ・過去に建設された産業廃棄物処分場 ・そのうち建設後に周囲の環境汚染等があったもの ・周囲の環境汚染等が判明した場合、処分場との因果関係を調べる方法と平均的な調査期間 ・実際に因果関係がありと判明したもの ・処分場の廃止に至ったもの	過去を含めた最終処分場の設置件数については、公開情報等から確認することはできませんでした。環境省の資料によると、最終処分場の設置件数は年々減少しており、平成 16 年度の安定型最終処分場設置件数は 1,484 件、令和 2 年度は 946 件となっています（「産業廃棄物処理施設の設置、産業廃棄物処理業の許可等に関する状況（令和 3 年度実績）」（環境省、令和 5 年））。このように、設置件数が大きく減少した要因としては、埋立を完了し廃止された件数よりも新規に設置許可を受ける件数が少ないことによるほか、法改正により、暴力団関係者が産廃処理事業を営めなくなったことや、違反者への許可取り消しが容易になったためと考えられます。なお、平成 20 年の資料では、「安定型処分場については、約 1 割の施設において放流先又は浸透水に異常が見られるなど各地で問題となっており、何らかの規制強化が必要」とされており（「中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会廃棄物処理制度専門委員会（第 7 回）参考資料 安定型最終処分場に係る対策の検討状況について」（環境省、平成 21 年））、環境省としても、悪質な最終処分事業者をふるい分け、優良な事業者を育てるための制度設計を急いでいた状況がわかります。 なお、処分場との因果関係についての調査期間や、廃止に至った件数については、過去に建設された産業廃棄物処分場についての公表された統計等はなく、詳細については不明です。 株式会社ジェネスでは、大津市において安定型最終処分場を運営しておりますが、通常の許可基準よりも厳しい基準に適合した優良事業者として認定されており、滋賀県内において最終処分業で優良事業者の認定を得ているのは当社だけです。近江バラスにおいても法令を遵守するとともに、優良事業者の認証を得るよう、努めます。
(7) 行政への要望	
① 配慮書の地域概況における検査項目には、基準値や過去の測定記録がない項目がいくつか見られる。県や市として基準値を設定したり、追加検査していただくことは可能か。県や市としても、想定外の事象により水質や土壌環境が汚染された場合などに、産廃で汚染された場所というレッテルが貼られるのは困るのではないか。	配慮書の第 3 章については、P3-2 に示す調査区域における既存資料の調査結果のみを示していますが、配慮書で「測定は実施されていない」とした項目についても、広域的にみると測定されています。なお、今後、本事業の影響を予測・評価する上で必要と判断した環境要素として、大気質、騒音、振動、水質、動物、植物、景観および人と自然との触れ合いの活動の場についての現地調査を実施します。 なお、いただいたご意見は、本方法書に掲載し、県や市にもお伝えします。

第6章 対象事業に係る環境影響評価の項目ならびに調査、予測および評価の手法

6.1 環境影響評価の対象事業

環境影響評価の対象事業は産業廃棄物最終処分場であり、対象事業実施区域は現在主に樹林となっている。

以上を踏まえて、環境影響評価で対象とする事業（行為・要因）を、以下の①～②に示すとおり選定する。

- ① 「産業廃棄物最終処分場」に係る工事の実施
- ② 「産業廃棄物最終処分場」に係る存在および供用

6.2 環境影響要因の区分

対象事業の実施に係る環境影響要因は、本事業に係る「工事の実施」および「土地または工作物の存在および供用」において、表 6.2-1に示すものが考えられる。

表 6.2-1 環境影響要因の区分

環境影響要因		想定される事業活動の内容
工事の実施	土地の改変 ・施設の建設 ^{注)}	・造成工事に伴い、一時的に裸地面が出現する。 ・造成工事および施設の建設に伴い、法面や土堰堤等が出現する。 ・対象事業実施区域は現在主に樹林となっている土地であり、造成工事に伴い、自然環境の改変が生じる。 ・造成工事や施設の建設工事に際して、建設残土や建設廃材等が発生する。
	重機の稼働	・造成工事を実施するため、各種の重機（建設機械）が稼働する。
	工事用車両の走行	・工事用の資材および機械の搬出入等に際して、大澤集落を通過して対象事業実施区域に至る現道を工事用車両が走行する。
土地または工作物の存在および供用	施設の存在 ^{注)}	・新たに「産業廃棄物最終処分場」が出現する。
	施設の供用 ^{注)}	・「産業廃棄物最終処分場」の供用により、埋立作業が発生する。
	施設関連車両の走行	・「産業廃棄物最終処分場」への関係車両（搬入車ほか）が、新名神自動車道甲賀土山 I C から一般県道岩室土山線を通るルートや、国道1号（前野交差点）から主要地方道甲賀土山線を経由し、一般県道岩室北土山線を通るルートを走行する。

注) ここでは、「滋賀県環境影響評価技術指針」（平成 11 年滋賀県告示第 124 号）における「工作物」を「施設」と読み替える。また、以降の文章において、環境影響要因の小項目を「施設の建設」、「施設の存在」、「施設の供用」と定義する。

6.3 環境影響評価の対象とした環境要素

対象事業に係る環境影響評価項目の選定については、事業特性、地域特性、計画段階配慮事項の検討の経緯および「第5章 計画段階環境配慮書に対する意見と事業者の見解」に示す知事意見、甲賀市長意見および一般意見等を踏まえ、「滋賀県環境影響評価技術指針」（平成11年滋賀県告示第124号）および「滋賀県廃棄物処理施設設置等に係る生活環境影響調査基本方針」、「滋賀県廃棄物処理施設設置等に係る生活環境影響調査ガイドライン」ならびに「廃棄物処理施設生活環境影響調査指針」（平成18年9月、環境省）に基づき、対象事業の実施に伴う環境影響要因が当該要因により影響を受けるおそれがある環境要素に及ぼす影響の重大性を勘案して検討した。

選定した環境影響評価の項目は、表 6.3-1に示すとおりである。

選定した影響要素は、「大気質（窒素酸化物、浮遊粒子状物質、粉じん等）」、「騒音」、「振動」、「水質（水の濁り、水の汚れ）」、「地盤（安定性）」、「動物」、「植物」、「生態系」、「景観」、「人と自然との触れ合いの活動の場」、「廃棄物等」、および「温室効果ガス等」である。

表 6.3-1 環境影響要因と環境要素の関連

環境影響要因 環境要素			工事の実施			存在・供用			想定される環境影響の内容
			土地の 改変・ 施設の 建設	重機 の稼働	工事用 車両の 走行	施設 の存在	施設 の供用	施設 関連車 両の走 行	
大気環境	気 象	特異な気象							—
		局地気象							—
		日照障害							—
	大気質	二酸化硫黄							—
		窒素酸化物		○	○			○	【工事の実施】重機の稼働および工事用車両の走行に伴う排ガスの発生
		浮遊粒子状物質		○	○			○	【存在・供用】施設関連車両の走行に伴う排ガスの発生
		粉じん等		○					【工事の実施】土地の改変・施設の建設および重機の稼働に伴う降下ばいじんの発生
		その他の物質							—
	騒 音			○	○		○	○	【工事の実施】重機の稼働および工事用車両の走行に伴う騒音・振動の発生
	振 動			○	○		○	○	【存在・供用】埋立作業および施設関連車両の走行に伴う騒音・振動の発生
	超低周波音								—
	悪 臭								—
	電波障害								—
水環境	水 象	流向・流速・流量							—
	水 質	水の濁り	○						【工事の実施】土地の改変・施設の建設に伴う濁水流出
		水の汚れ					○		【存在・供用】施設の供用に伴う浸透水の排水
	水底の 底 質	水底の泥土							—
		底質の汚れ							—
土壌環境	地 盤	安定性	○			○			【工事の実施】土地の改変・施設の建設に伴う法面安定性の低下 【存在・供用】施設の存在に伴う法面安定性の低下
		地盤沈下							—
		汚 染 機 能							—
	土 壤	汚 染							—
		機 能							—
生 物	動 物		○	○					【工事の実施】土地の改変・施設の建設および重機の稼働に伴う動植物の生息・生育環境の変化
	植 物		○						
	生態系		○	○					
人と自然との豊かな 触れ合い	景 観					○			【存在・供用】施設の存在に伴う周辺からの眺望景観の変化
	人と自然との触れ合いの活動の場		○				○		【工事の実施】土地の改変等に伴う濁水流出 【存在・供用】施設の供用に伴う浸透水の排水
環境負荷	廃棄物等		○				○		【工事の実施】土地の改変・施設の建設に伴う伐採木、建設残土等の発生 【存在・供用】施設の供用に伴う調整池の堆砂の発生
	温室効果ガス等		○	○		○	○		【工事の実施】土地の改変等に伴う樹木の伐採および重機の稼働に伴う温室効果ガス等の発生 【存在・供用】施設の存在に伴う植栽樹成長による温室効果ガス等の吸収および施設の供用に伴う埋立作業機械の稼働による温室効果ガス等の発生
放射性物質	放射線の量								—
歴史的遺産	文化財								—
	伝承文化								

6.4 環境影響評価の対象とした環境要素の選定理由

「大気質（窒素酸化物、浮遊粒子状物質、粉じん等）」、「騒音」、「振動」、「水質（水の濁り、水の汚れ）」、「地盤（安定性）」、「動物」、「植物」、「生態系」、「景観」、「人と自然との触れ合いの活動の場」、「廃棄物等」および「温室効果ガス等」の項目について、表 6.4-1(1)～(2)の理由により本事業の実施に伴い周辺環境に影響を与えるおそれがあると考えられることから、環境影響評価の対象とすべき環境要素として選定した。

表 6.4-1(1) 選定した環境要素およびその理由

環境要素の区分		選定した理由
大気質	窒素酸化物、浮遊粒子状物質	対象事業実施区域と最寄りの大澤集落は尾根を隔てており、周辺の主要な市街地で観光資源でもある北土山・南土山の住居地は 500m 以上離れているものの、工事の実施に伴う重機の稼働により、これらの集落や住居地における大気質への影響が生じる可能性がある。 また、工事の実施に伴う工事用車両の走行および存在・供用に伴う施設関連車両の走行による排ガスにより、これら集落における大気質（窒素酸化物、浮遊粒子状物質）への影響が想定される。 よって、環境影響評価項目として選定する。なお、施設の供用（埋立作業）に伴い重機が稼働するが、1 日当りの廃棄物の搬入・埋立作業の頻度は少なく、窒素酸化物、浮遊粒子状物質の影響は小さいと考えられることから、存在・供用時については選定しない。
	粉じん等	対象事業実施区域と最寄りの大澤集落は尾根を隔てており、周辺の主要な市街地で観光資源でもある北土山・南土山の住居地は 500m 以上離れているものの、工事の実施に伴う土地の改変・施設の建設、重機の稼働により、これらの集落や住居地における大気質（粉じん等）の影響が生じる可能性がある。 よって、環境影響評価項目として選定する。なお、施設の供用（埋立作業）に伴い重機が稼働するが、1 日当りの廃棄物の搬入・埋立作業の頻度は少なく、粉じん等の影響は小さいと考えられることから、存在・供用時については選定しない。
騒音		対象事業実施区域と最寄りの大澤集落は尾根を隔てており、周辺の主要な市街地で観光資源でもある北土山・南土山の住居地は 500m 以上離れているものの、工事の実施に伴う重機の稼働および存在・供用に伴う施設の供用（埋立作業）により、これらの集落や住居地における騒音への影響が生じる可能性がある。 また、工事の実施に伴う工事用車両の走行および存在・供用に伴う施設関連車両の走行により、これら集落における騒音への影響が想定される。 よって、環境影響評価項目として選定する。
振動		対象事業実施区域と最寄りの大澤集落は尾根を隔てており、周辺の主要な市街地で観光資源でもある北土山・南土山の住居地は 500m 以上離れているものの、工事の実施に伴う重機の稼働および存在・供用に伴う施設の供用（埋立作業）により、これらの集落や住居地における振動への影響が生じる可能性がある。 また、工事の実施に伴う工事用車両の走行および存在・供用に伴う施設関連車両の走行により、これら集落における振動への影響が想定される。 よって、環境影響評価項目として選定する。

表 6.4-1(2) 選定した環境要素およびその理由

環境要素の区分		選定した理由
水質	水の濁り	工事の実施に伴う土地の改変・施設の建設による降雨時の濁水流出により、合流先の次郎九郎川や田村川における水の濁りの影響が想定される。 よって、環境影響評価項目として選定する。 なお、存在・供用に伴う施設の供用による降雨時の濁水の流出は、工事中に比べて稼働する重機台数が少なく、影響も小さいことから、予測対象外とする。
	水の汚れ	存在・供用に伴う施設の供用による浸透水の排水により、合流先の次郎九郎川や田村川における水の汚れ（BOD）の影響が生じる可能性がある。 よって、環境影響評価項目として選定する。 なお、BOD 以外の有害物質等については環境影響評価の対象とはしないものの、事業実施前の現状把握のための現地調査は実施する。
地盤	安定性	本施設は、自然の谷地形を可能な限り活用した計画であり、地形の改変は最小限に留めるものの、工事の実施に伴う土地の改変・施設の建設および存在・供用に伴う施設の存在により、法面の安定性への影響が想定される。 よって、環境影響評価項目として選定する。
動物		対象事業実施区域およびその周辺は、主に樹林が分布しており、工事の実施に伴う土地の改変・施設の建設および重機の稼働により、当該地域を生息環境とする動物への影響が想定される。 よって、環境影響評価項目として選定する。
植物		対象事業実施区域およびその周辺は、主に樹林が分布しており、工事の実施に伴う土地の改変・施設の建設により、当該地域を生育環境とする植物への影響が想定される。 よって、環境影響評価項目として選定する。
生態系		対象事業実施区域およびその周辺は、主に樹林が分布しており、工事の実施に伴う土地の改変・施設の建設および重機の稼働により、当該地域の生態系への影響が想定される。 よって、環境影響評価項目として選定する。
景観		存在・供用に伴う施設の存在により、周辺からの景観への影響が想定される。 よって、環境影響評価項目として選定する。
人と自然との触れ合いの活動の場		水質（水の濁り）の項で前述したとおり、工事の実施に伴う土地の改変・施設の建設による濁水流出により、下流河川における水の濁りの影響が想定され、また、水質（水の汚れ）の項で前述したとおり、存在・供用に伴う施設の供用により下流河川における水の汚れ（BOD）の影響が生じる可能性があることから、人と自然との触れ合いの活動の場への影響も生じる可能性がある。 よって、環境影響評価項目として選定する。
廃棄物等		工事の実施に伴い伐採樹木が発生するほか、建設発生残土等は、極力敷地内で再利用する計画としているものの、廃棄物等の発生が想定される。また、存在・供用に伴う調整池への沈砂により、廃棄物等の発生が想定される。 よって、環境影響評価項目として選定する。
温室効果ガス等		工事の実施に伴う樹木の伐採、重機の稼働および存在・供用に伴う施設の供用に伴う埋立作業機械の稼働により、温室効果ガス等の発生が、廃止後の植樹により温室効果ガス等の吸収が想定される。 よって、環境影響評価項目として選定する。

6.5 環境影響評価の対象としなかった環境要素

「気象」、「大気質（二酸化硫黄、その他の物質）」、「超低周波音」、「悪臭」、「電波障害」、「水象（流向・流速・流量）」、「水底の底質（水底の泥土、底質の汚れ）」、「地下水（水位・流れ、水質）」、「地形および地質（重要な地形および地質）」、「地盤（地盤沈下）」、「土壌（汚染、機能）」、「放射線の量」、「文化財」および「伝承文化」の項目は、表 6.5-1(1)～(3)の理由により周辺環境に与える影響はほとんどないと考えられることから、環境影響評価の対象とすべき環境要素として選定しない。

表 6.5-1(1) 選定しなかった環境要素およびその理由

環境要素の区分		選定しない理由
気象	特異な気象	本施設は、自然の谷地形を可能な限り活用した計画であるため、特異な気象、局地気象を生じる要因はないと考えられる。また、存在・供用に伴う施設の存在による日陰の発生は想定されない。 よって、環境影響評価項目として選定しない。
	局地気象	
	日照阻害	
大気質	二酸化硫黄、その他の物質	本施設は二酸化硫黄、その他の物質を新たに発生させるものではないことから、二酸化硫黄、その他物質の影響は想定されない。 よって、環境影響評価項目として選定しない。
超低周波音		本施設は超低周波音を発生させるものではないことから、超低周波音の影響は想定されない。 よって、環境影響評価項目として選定しない。
悪臭		対象事業実施区域と最寄りの大澤集落は尾根を隔てており、周辺の主要な市街地で観光資源でもある北土山・南土山の住居地は 500m 以上離れている。 また、受け入れを予定する産業廃棄物は、性状の安定した建設副産物等を想定していることから、埋立地から発生する悪臭の影響は想定されない。 よって、環境影響評価項目として選定しない。
電波障害		本施設は、自然の谷地形を可能な限り活用した計画であり、高さのある構造物は設置しないことから、電波障害の影響は想定されない。 よって、環境影響評価項目として選定しない。
水象	流向・流速・流量	本施設は、自然の谷地形を可能な限り活用した計画であり、下流河川の流域面積はほとんど変化しない。また、造成工事による雨水の地下浸透力の低下や森林の蒸発散機能の低下により、合流先の次郎九郎川や田村川の水象（流速・流量）に変化が生じる可能性がある。しかし、対象事業実施区域およびその周辺の流域面積は、地形図上で概算すると、対象事業実施区域の流域面積が 17ha であるのに対し、次郎九郎川の流域面積は約 250ha(15 倍)、田村川の流域面積は約 5,000ha(294 倍)であり、河川流域に対する事業地の面積比を考慮すると、その影響は軽微と考えられる。さらに、防災調整池は洪水時のみ水を溜める構造であり、豪雨時には、下流河川の洪水被害低減のため、増加する流出量分を防災調整池で一時貯留を行い、河川への影響が無い流量（許容放流量）以下に流量調整を行って放流することから、水象への影響は小さいと考えられる。 よって、環境影響評価項目として選定しない。

表 6.5-1(2) 選定しなかった環境要素およびその理由

環境要素の区分		選定しない理由
水底の底質	水底の泥土	施工に当たっては、仮設沈降池や敷地の流末部に防災調整池を構築した後に造成工事を開始することで、工事中および供用後の濁水の影響は低減できると考えられることから、下流河川の泥土や漂砂への影響は想定されない。 よって、環境影響評価項目として選定しない。
	底質の汚れ	工事の実施に伴う土地の改変・施設の建設や存在・供用に伴う施設の存在により、表流水の増加や土壌のろ過機能の低下、植物による栄養塩利用の減少などによって、表流水の水質が変化する可能性があるが、汚染物質の発生は想定されないことから、下流河川での底質の汚れも想定されない。 なお、受け入れを予定する産業廃棄物は、性状の安定した建設副産物等を想定しており、国の基準でも浸出水を処理する施設を設置する必要のない施設である。また、浸出水の流出防止施設として埋立地最下段に土堰堤を設置することから汚染物質の河川への流出は想定されない。更に、水の汚れを生じるおそれのある違反した廃棄物の混入を防ぐために、受け入れ時の展開検査や定期的な浸出水の水質調査の実施など、国の基準を順守する。 よって、環境影響評価項目として選定しない。
地下水	水位・流れ	対象事業実施区域は谷地形であり、谷の出口は次郎九郎川に接続していることから、河川により地下水脈が分断されている。そのため、同じ水脈の地下水を使用する民家等は存在しないと考えられ、地下水（水位・流れ）への影響は想定されない。 よって、環境影響評価項目として選定しない。 なお、地下水の水位・流れは環境影響評価の対象とはしないものの、事業実施前の現状把握のための現地調査は実施する。
	水質	工事の実施に伴う土地の改変・施設の建設や存在・供用に伴う施設の存在により、表流水の増加や土壌のろ過機能の低下、植物による栄養塩利用の減少などによって、地下水の水質が変化する可能性があると考えられる。しかし、受け入れを予定する産業廃棄物は、性状の安定した建設副産物等であり、国の基準でも浸出水の地下への漏出を防ぐ施設を設置する必要のない施設であること、また、水の汚れを生じるおそれのある違反した廃棄物の混入を防ぐため、受け入れ時の展開検査を徹底すること等により、有害物質が地下水へ混入することはないと考えられるため、地下水の汚染は想定されない。 よって、環境影響評価項目として選定しない。 なお、地下水の水質は環境影響評価の対象とはしないものの、事業実施前の現状把握のための現地調査は実施する。
地形および地質 （重要な地形および地質）		対象事業実施区域周辺には、重要な地形および地質は存在しない。 よって、環境影響評価項目として選定しない。
地盤	地盤沈下	本施設は、地下構造物の建設および地下水の取水は計画していないことから、事業の実施に伴う地盤沈下への影響は想定されない。 よって、環境影響評価項目として選定しない。

表 6.5-1(3) 選定しなかった環境要素およびその理由

環境要素の区分		選定しない理由
土壌	汚染	本施設は、自然の谷地形を可能な限り活用した計画であり、建設発生土は極力敷地内で再利用するほか、持ち込む客土も土壌汚染のおそれのないものを利用する。 また、受け入れを予定する産業廃棄物は、性状の安定した建設副産物等を想定しており、土壌汚染を生じさせるおそれのある違反した廃棄物の混入を防ぐために、受け入れ時の展開検査や定期的な浸出水の水質調査の実施など、国の基準を順守する。更に、埋立終了後は国の基準に従い適切な維持管理を行ったうえで、最終処分場の廃止手続きを行うことより事業実施に伴う土壌汚染への影響は想定されない。 よって、環境影響評価項目として選定しない。
	機能	本施設は、自然の谷地形を可能な限り活用した計画であり、事業者が所有する土地以外はほとんど改変せず、産業廃棄物の最終処分場以外の用途を見込んでいない。 また、事業の実施に伴う大規模な土壌の流出は想定されず、周辺の土壌機能への影響は想定されない。 よって、環境影響評価項目として選定しない。
放射線の量		本事業は、放射性物質に汚染された廃棄物を受け入れないことから、事業実施に伴う放射線量への影響は想定されない。 よって、環境影響評価項目として選定しない。
文化財		対象事業実施区域には、文化財および埋蔵文化財包蔵地は存在しない。 よって、環境影響評価項目として選定しない。
伝承文化		対象事業実施区域には、伝承文化は存在しない。 よって、環境影響評価項目として選定しない。 なお、伝承文化は環境影響評価の対象とはしないものの、現況調査として、地元への聞き取りを実施し、地域の歴史や履歴の把握に努めることとする。また、本施設は自然の谷地形を可能な限り活用した計画であり、伝承文化に景観面での影響は想定されない。

6.6 現況調査の実施計画、予測および評価の手法

環境影響評価において現況調査および予測・評価を行う項目は、表 6.6-1に示すとおりである。また、次ページ以降に環境要素ごとの調査、予測、評価の手法等を示す。

調査、予測および評価手法の選定に当たっては、「滋賀県環境影響評価技術指針」（平成11年滋賀県告示第124号）（以下「県技術指針」という。）、「滋賀県廃棄物処理施設設置等に係る生活環境影響調査基本方針」、「滋賀県廃棄物処理施設設置等に係る生活環境影響調査ガイドライン」、「廃棄物の最終処分場事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令」（平成10年厚生省令第61号）、「廃棄物処理施設生活環境影響調査指針」（平成18年9月、環境省）（以下「生活環境調査指針」という。）、「道路環境影響評価の技術手法（平成24年度版）」（平成25年3月、国土交通省国土技術政策総合研究所・独立行政法人土木研究所）（以下「技術手法」という。）、「面整備事業環境影響評価技術マニュアル」（平成11年11月、建設省都市局都市計画課）（以下「面整備マニュアル」という。）を参考とし、計画段階環境配慮書に対する知事意見、甲賀市長意見、一般意見等を踏まえて検討した。

なお、評価手法については、調査および予測の結果ならびに環境保全措置の検討結果を踏まえ、対象事業の実施により選定項目に係る環境要素におよぼおそれがある影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、または低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかを評価する。また、国または関係する地方公共団体が実施する環境の保全に関する施策によって、選定項目に係る環境要素に関して基準または目標が示されている場合には、当該基準または目標と調査および予測の結果との間に整合が図られているかどうかの評価も行う。

表 6.6-1 現況調査、予測・評価を行う項目

環境影響要因 環境要素			現 況 調 査	予測・評価					
				工事の実施			存在・供用		
				土地 の改変・ 施設の建設	重機 の稼働	工事用 車両の走行	施設の 存在	施設の 供用	施設関連 車両の走行
大気環境	大気質	窒素酸化物	○		○	○			○
		浮遊粒子状物質	○		○	○			○
		粉じん等	○	○					
	騒 音		○		○	○		○	○
	振 動		○		○	○		○	○
水環境	水 質	水の濁り	○	○					
		水の汚れ	○ ^{注)}					○	
	地下水	水位・流れ	○ ^{注)}						
		水 質	○ ^{注)}						
土壌環境	地 盤	安定性	○	○			○		
生 物	動 物		○	○	○				
	植 物		○	○					
	生態系		○	○	○				
人と自然との豊かな触れ合い	景 観		○				○		
	人と自然との触れ合いの活動の場			○				○	
環境負荷	廃棄物等		○	○				○	
	温室効果ガス等		○	○	○		○	○	
	伝承文化		○ ^{注)}						

注) 水質（BOD 以外の水の汚れ）、地下水（水位・流れ、水質）および伝承文化は環境影響評価項目には選定しておらず、予測・評価の対象外とした項目であるが、工事の実施もしくは存在・供用においてこれらの項目に係る環境の変化が確認された場合、本事業との関連性を検証するため、現地調査やヒアリングにより現況を把握するものである。なお、現況調査のみ行う項目については、資料編に、当該調査項目・手法等を示す。

6.6.1 大気質

(1) 大気質（土地の改変・施設の建設、重機の稼働）

大気質（土地の改変・施設の建設、重機の稼働）に係る事業特性および地域特性は表 6.6-2に、調査、予測および評価の手法ならびにその選定理由等は表 6.6-3(1)～(3)に示すとおりである。

表 6.6-2 事業特性および地域特性（大気質：土地の改変・施設の建設、重機の稼働）

当該項目に関連する事業特性	当該項目に関連する地域特性
- 産業廃棄物最終処分場の設置・運営を行うものである。（埋立面積約 12ha） - 土地の改変・施設の建設、重機の稼働により、粉じん等の増加が想定される。	- 最寄り住居は、対象事業実施区域の西側敷地境界付近から尾根を隔てて約200mに位置する。 - 土地地域気象観測所における風向・風速の測定結果（令和5年）によると、年平均風速は1.9m/s、卓越風向は東南東となっている。（3-3・4ページ参照） 「滋賀の環境2023（令和5年版環境白書）資料編」によると、甲賀市では浮遊粒子状物質の測定は実施されていない。（3-9ページ参照）

表 6.6-3(1) 調査、予測、評価手法等（大気質：土地の改変・施設の建設、重機の稼働）

環境影響評価の項目 環境要素 の区分	影響要因 の区分	調査、予測および評価の手法		手法の 選定理由
大気質 (粉じん 等)	土地の改 変・施設 の建設、 重機の稼 働	調査すべき情報	1) 大気質（粉じん等）の濃度の状況 2) 気象（地上気象）の状況	県技術指針 および技術 手法に基づ く手法を参 考に選定し た。
		調査の基 本的な手 法	現地調査または文献その他の資料による情報の収集ならびに当該情報の整理および解析による方法とする。	
			1) 大気質（粉じん等）の濃度の状況	
			粉じん等 (降下ばいじん量)	
			ダストジャー法とする。	
			2) 気象（地上気象）の状況	
		地上 気象	風向・風速	
			風車型微風型風向風速計を用いる手法とする。	
			気温	
			白金抵抗通風式温度計を用いる手法とする。	
			湿度	
			高分子薄膜静電容量式湿度計を用いる手法とする。	
		調査地域	大気質の拡散の特性を踏まえて大気質に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とする。	
		調査地点	大気質の拡散の特性を踏まえて調査地域における大気質に係る環境影響を予測・評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点として、粉じん等による影響が大きくなると想定される範囲等を考慮のうえで、対象事業実施区域周辺地域における人家等の分布状況にも留意し、調査地域周辺に分布する各集落（大澤集落、南・北土山集落）内の代表地点とする。	
			1) 大気質（粉じん等）の濃度の状況	
			粉じん等 (降下ばいじん量)	
			図 6.6-1 に示す 2 地点（対象事業実施区域周辺の 2 集落における代表地点各 1 地点）とする。	
		調査期間 等	2) 気象（地上気象）の状況	
			地上気象	
			図 6.6-1 に示す 1 地点（敷地境界付近）とする。	
			大気質の拡散の特性を踏まえて調査地域における大気質に係る環境影響を予測・評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期および時間帯とし、年間の大気質の変動を踏まえて 4 季（通年）の調査を行う。	
		調査期間 等	1) 大気質（粉じん等）の濃度の状況	
			粉じん等 (降下ばいじん量)	
			1 ヶ月間×4 季（春、夏、秋、冬）とする。	
			2) 気象（地上気象）の状況	
			地上気象	
			1 年間（1 時間値を連続測定）とする。	

表 6.6-3(2) 調査、予測、評価手法等（大気質：土地の改変・施設の建設、重機の稼働）

環境影響評価の項目		調査、予測および評価の手法			手法の 選定理由
環境要素 の区分	影響要因 の区分				
大気質 (粉じん等)	土地の改変・施設の建設、重機の稼働	予測の基本的な手法	粉じん等 (降下ばいじん量)	技術手法に基づき、降下ばいじんの発生および拡散に係る既存データの事例の引用または解析により、季節別降下ばいじん量を計算する方法とする。	(前表参照)
		予測地域	調査地域のうち、大気質の拡散の特性を踏まえて大気質に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とする。		
		予測地点	大気質の拡散の特性を踏まえて予測地域における大気質に係る環境影響を的確に把握できる地点とし、調査地域内に位置する集落の代表地点とする。		
		予測対象時期等	土地の改変・施設の建設、建設機械の稼働による大気質に係る環境影響が最大となる時期（改変面積が最大となる時期）とする。		
	評価手法	<回避・低減に係る評価> 調査および予測結果を踏まえ、対象事業の実施により土地の改変・施設の建設、重機の稼働に伴って発生する大気質（粉じん等）の影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避または低減されているかどうかを評価する。 <基準または目標との整合に係る評価> 土地の改変・施設の建設、重機の稼働に係る大気質（粉じん等）に関する基準または目標として、「スパイクタイヤ粉じんにおける生活環境の保全が必要な地域の指標を参考として設定された降下ばいじんの参考値」と調査および予測結果との間に整合性が図られているかどうかを評価する。			

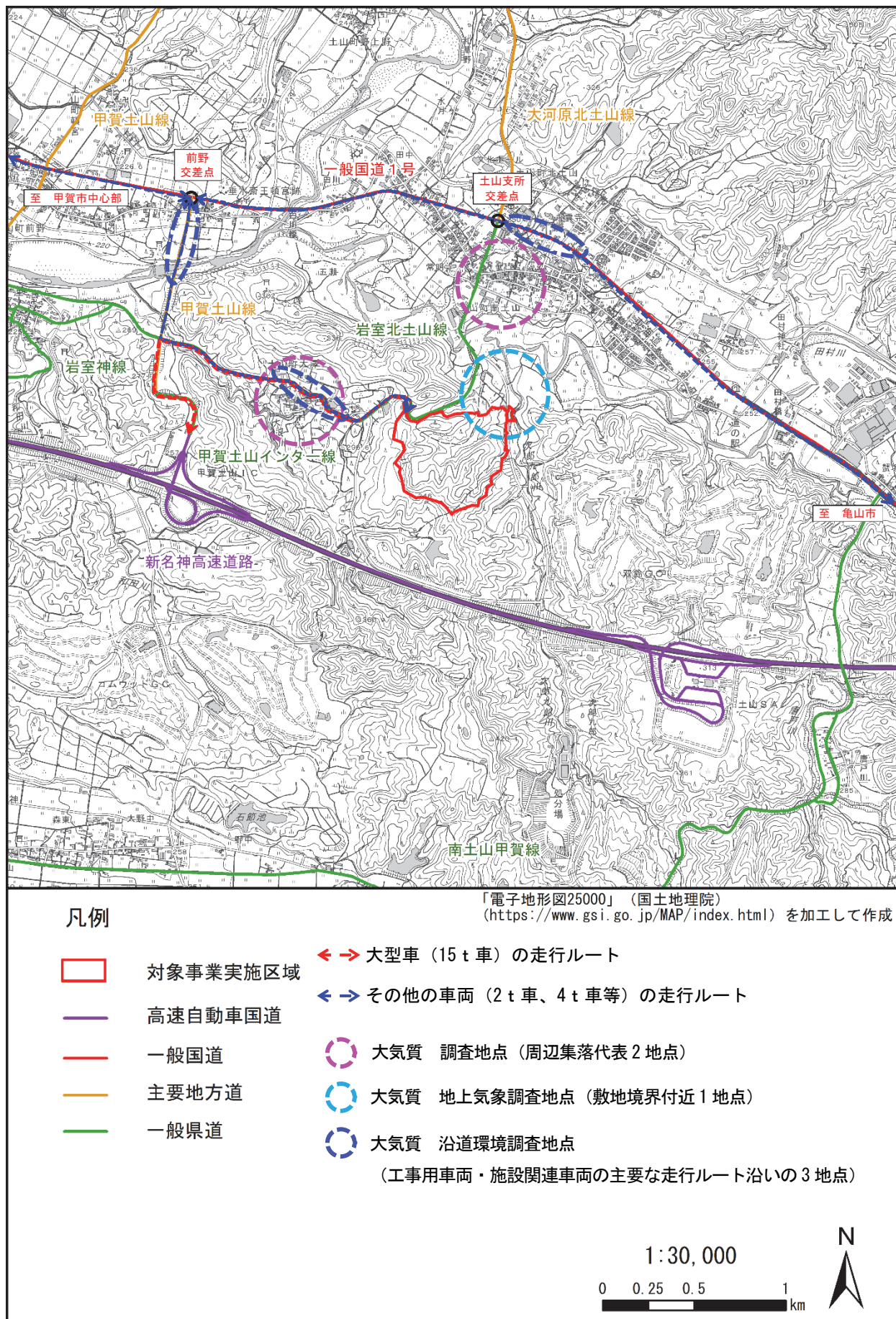


図 6.6-1 大気質・気象現地調査地点位置図

(2) 大気質（重機の稼働）

大気質（重機の稼働）に係る事業特性および地域特性は表 6.6-4に、調査、予測および評価の手法ならびにその選定理由等は表 6.6-5(1)～(2)に示すとおりである。

表 6.6-4 事業特性および地域特性（大気質：重機の稼働）

当該項目に関連する事業特性	当該項目に関連する地域特性
- 産業廃棄物最終処分場の設置・運営を行うものである。（埋立面積約 12ha） - 工事の実施による重機の稼働により、窒素酸化物や浮遊粒子状物質の増加が想定される。	- 最寄り住居は、対象事業実施区域の西側敷地境界付近から尾根を隔てて約200mに位置する。 - 土山地域気象観測所における風向・風速の測定結果（令和5年）によると、年平均風速は1.9m/s、卓越風向は東南東となっている。（3-3・4ページ参照） - 対象事業実施区域周辺の大気質測定結果（令和4年度）によると、二酸化窒素について、甲賀局における測定結果は環境基準を満足している。なお、浮遊粒子状物質については、甲賀市において測定は実施されていない。（3-9ページ参照）

表 6.6-5(1) 調査、予測、評価手法等（大気質：重機の稼働）

環境影響評価の項目 環境要素 の区分	影響要因 の区分	調査、予測および評価の手法		手法の 選定理由
大気質 （窒素酸 化物、 浮遊粒 子状物 質）	重機の稼 働	調査す べき情 報	1) 大気質（窒素酸化物、浮遊粒子状物質）の濃度の状況 2) 気象（地上気象）の状況	県技術指針 および技術 手法に基づ く手法を参 考に選定し た。
		調査の基 本的な手 法	現地調査または文献その他の資料による情報の収集ならびに当該情報の整理および解析による方法とする。	
			1) 大気質（窒素酸化物、浮遊粒子状物質）の濃度の状況	
			窒素酸化物	
			オゾンを用いる化学発光法とする。	
			浮遊粒子状物質	
			ベータ線吸収法とする。	
			2) 気象（地上気象）の状況	
			風向・風速	
			風車型微風型風向風速計を用いる手法とする。	
			気温	
			白金抵抗通風式温度計を用いる手法とする。	
			湿度	
			高分子薄膜静電容量式湿度計を用いる手法とする。	
			日射量	
			熱電堆式全天日射計を用いる手法とする。	
			放射収支量	
			熱電堆式風防型放射収支計を用いる手法とする。	
		調査地域	大気質の拡散の特性を踏まえて大気質に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とする。	
		調査地点	大気質の拡散の特性を踏まえて調査地域における大気質に係る環境影響を予測・評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点として、窒素酸化物や浮遊粒子状物質による影響が大きくなると想定される範囲等を考慮のうえで、対象事業実施区域周辺地域における人家等の分布状況にも留意し、調査地域周辺に分布する各集落（大澤集落、南・北土山集落）内の代表地点とする。	
			1) 大気質（窒素酸化物、浮遊粒子状物質）の濃度の状況	
			窒素酸化物、 浮遊粒子状物質	
			図 6.6-1 に示す 2 地点（対象事業実施区域周辺の 2 集落における代表地点各 1 地点）とする。	
			2) 気象（地上気象）の状況	
			地上気象	
			図 6.6-1 に示す 1 地点（敷地境界付近）とする。	

表 6.6-5(2) 調査、予測、評価手法等（大気質：重機の稼働）

環境影響評価の項目		調査、予測および評価の手法		手法の 選定理由
環境要素 の区分	影響要因 の区分			
大気質 （窒素酸 化物、浮 遊粒子状 物質）	重機の稼 働	調査期間等	大気質の拡散の特性を踏まえて調査地域における大気質に係る環境影響を予測・評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期および時間帯とし、年間の大気質の変動を踏まえて 4 季(通年)の調査を行う。	(前表参照)
			1) 大気質（窒素酸化物、浮遊粒子状物質）の濃度の状況	
			窒素酸化物	
			浮遊粒子状物質	
		2) 気象（地上気象）の状況	地上気象	
			1 週間×4 季（春、夏、秋、冬）とする。	
		予測の基本的な手法	窒素酸化物	
			浮遊粒子状物質	
		予測地域	調査地域のうち、大気質の拡散の特性を踏まえて大気質に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とする。	
		予測地点	大気質の拡散の特性を踏まえて予測地域における大気質に係る環境影響を的確に把握できる地点とし、調査地域内に位置する集落の代表地点とする。	
		予測対象時期等	建設機械の稼働による大気質に係る環境影響が最大となる時期とする。	
		評価手法	<回避・低減に係る評価> 調査および予測結果を踏まえ、対象事業の実施により重機の稼働に伴って発生する大気質（窒素酸化物、浮遊粒子状物質、粉じん等）の影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避または低減されているかどうかを評価する。 <基準または目標との整合に係る評価> 重機の稼働に係る大気質（窒素酸化物、浮遊粒子状物質）に関する基準または目標として、「大気の汚染に係る環境基準」等と調査および予測結果との間に整合性が図られているかどうかを評価する。	

(3) 大気質（工事用車両の走行）

大気質（工事用車両の走行）に係る事業特性および地域特性は表 6.6-6に、調査、予測および評価の手法ならびにその選定理由等は表 6.6-7(1)～(2)に示すとおりである。

表 6.6-6 事業特性および地域特性（大気質：工事用車両の走行）

当該項目に関連する事業特性	当該項目に関連する地域特性
- 産業廃棄物最終処分場の設置・運営を行うものである。（埋立面積約 12ha） - 工事用車両の走行により、工事用車両走行ルート沿道において、窒素酸化物、浮遊粒子状物質の増加が想定される。	- 工事用車両の主な走行ルートは、大澤集落を通過する。 - 土山地域気象観測所における風向・風速の測定結果（令和5年）によると、年平均風速は1.9m/s、卓越風向は東南東となっている。（3-3・4ページ参照） - 対象事業実施区域周辺の大気質測定結果（令和4年度）によると、二酸化窒素について、甲賀局における測定結果は環境基準を満足している。なお、浮遊粒子状物質については、甲賀市において測定は実施されていない。（3-9ページ参照）

表 6.6-7(1) 調査、予測、評価手法等（大気質：工事用車両の走行）

環境影響評価の項目		調査、予測および評価の手法		手法の選定理由
環境要素の区分	影響要因の区分			
大気質（窒素酸化物、浮遊粒子状物質）	工事用車両の走行	調査すべき情報	1) 大気質（窒素酸化物、浮遊粒子状物質）の濃度の状況 2) 気象（地上気象）の状況	県技術指針および技術手法に基づく手法を参考に選定した。
		調査の基本的な手法	現地調査または文献その他の資料による情報の収集ならびに当該情報の整理および解析による方法とする。	
			1) 大気質（窒素酸化物、浮遊粒子状物質）の濃度の状況	
			窒素酸化物	
			オゾンを用いる化学発光法とする。	
			浮遊粒子状物質	
			ベータ線吸収法とする。	
			2) 気象（地上気象）の状況	
			風向・風速	
			風車型微風型風向風速計を用いる手法とする。	
		調査地域	大気質の拡散の特性を踏まえて大気質に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とし、工事用車両の走行が見込まれる道路沿道とする。	
		調査地点	大気質の拡散の特性を踏まえて調査地域における大気質に係る環境影響を予測・評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点とし、関係車両台数が分散する前の対象事業実施区域近傍における工事用車両の主要な走行ルートおよび道路沿道における集落等の分布が多い地点等を考慮し、県道岩室北土山線沿道（対象事業実施区域西側）、主要地方道甲賀土山線、国道1号沿いの代表地点とする。	
			1) 大気質（窒素酸化物、浮遊粒子状物質）の濃度の状況	
			窒素酸化物	
			図 6.6-1 に示す 3 地点（主要な走行ルート沿いの地点）とする。	
			浮遊粒子状物質	
			2) 気象（地上気象）の状況	
			地上気象	
			図 6.6-1 に示す 1 地点（敷地境界付近）とする。	
		調査期間等	大気質の拡散の特性を踏まえて調査地域における大気質に係る環境影響を予測・評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期および時間帯とする。	
			1) 大気質（窒素酸化物、浮遊粒子状物質）の濃度の状況	
			窒素酸化物	
			1 週間×2 季（夏、冬）とする。	
			浮遊粒子状物質	
			2) 気象（地上気象）の状況	
			地上気象	
			1 年間（1 時間値を連続測定）とする。	

表 6.6-7(2) 調査、予測、評価手法等（大気質：工事用車両の走行）

環境影響評価の項目		調査、予測および評価の手法			手法の 選定理由	
環境要素 の区分	影響要因 の区分					
大気質 (窒素酸 化物、浮 遊粒子状 物質)	工事用車 両の走行	予測の基本 的な手法	窒素酸化物	技術手法に基づき、ブルーム式およびパプ式による計算 を基本とした方法により年平均値を予測する。	(前表参照)	
			浮遊粒子状物質			
		予測地域	調査地域のうち、大気質の拡散の特性を踏まえて大気質に係る環境影 響を受けるおそれがあると認められる地域とする。			
		予測地点	大気質の拡散の特性を踏まえて予測地域における大気質に係る環境影 響を的確に把握できる地点とし、調査地点と同様の一般県道岩室北土山 線沿道（対象事業実施区域西側）、主要地方道甲賀土山線、国道1号沿いの代 表地点とする。			
		予測対象 時期等	工事用車両の走行による大気質に係る環境影響が最大となる時期とす る。			
		評価手法	<回避・低減に係る評価> 調査および予測結果を踏まえ、対象事業の実施により工事用車両の 走行に伴って発生する大気質（窒素酸化物、浮遊粒子状物質）の影響 が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避または低減され ているかどうかを評価する。 <基準または目標との整合に係る評価> 工事用車両の走行に係る大気質（窒素酸化物、浮遊粒子状物質）に関 する基準または目標として、「大気の汚染に係る環境基準」等と調査お よび予測結果との間に整合性が図られているかどうかを評価する。			

(4) 大気質（施設関連車両の走行）

大気質（施設関連車両の走行）に係る事業特性および地域特性は表 6.6-8に、調査、予測および評価の手法ならびにその選定理由等は表 6.6-9(1)～(2)に示すとおりである。

表 6.6-8 事業特性および地域特性（大気質：施設関連車両の走行）

当該項目に関連する事業特性	当該項目に関連する地域特性
- 産業廃棄物最終処分場の設置・運営を行うものである。（埋立面積約 12ha） - 施設関連車両（搬入車ほか）の走行により、主な走行ルート沿道において、窒素酸化物、浮遊粒子状物質の増加が想定される。	- 施設関連車両の主な走行ルートは、大澤集落を通過する。 - 土山地域気象観測所における風向・風速の測定結果（令和5年）によると、年平均風速は1.9m/s、卓越風向は東南東となっている。（3-3・4ページ参照） - 対象事業実施区域周辺の大気質測定結果（令和4年度）によると、二酸化窒素について、甲賀局における測定結果は環境基準を満足している。なお、浮遊粒子状物質については、甲賀市において測定は実施されていない。（3-9ページ参照）

表 6.6-9(1) 調査、予測、評価手法等（大気質：施設関連車両の走行）

環境影響評価の項目		調査、予測および評価の手法		手法の選定理由
環境要素の区分	影響要因の区分			
大気質（窒素酸化物、浮遊粒子状物質）	施設関連車両の走行	調査すべき情報	1) 大気質（窒素酸化物、浮遊粒子状物質）の濃度の状況 2) 気象（地上気象）の状況	県技術指針および技術手法に基づく手法を参考に選定した。
		調査の基本的な手法	現地調査または文献その他の資料による情報の収集ならびに当該情報の整理および解析による方法とする。	
			1) 大気質（窒素酸化物、浮遊粒子状物質）の濃度の状況	
			窒素酸化物	
			オゾンを用いる化学発光法とする。	
			浮遊粒子状物質	
			ベータ線吸収法とする。	
			2) 気象（地上気象）の状況	
			風向・風速	
			風車型微風型風向風速計を用いる手法とする。	
		調査地域	大気質の拡散の特性を踏まえて大気質に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とし、施設関連車両の走行が見込まれる道路沿道とする。	
		調査地点	大気質の拡散の特性を踏まえて調査地域における大気質に係る環境影響を予測・評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点とし、関係車両台数が分散する前の対象事業実施区域近傍における工事用車両の主要な走行ルートおよび道路沿道における集落等の分布が多い地点等を考慮し、一般県道岩室北土山線沿道（対象事業実施区域西側）、主要地方道甲賀土山線、国道1号沿いの代表地点とする。	
			1) 大気質（窒素酸化物、浮遊粒子状物質）の濃度の状況	
			窒素酸化物	
			図 6.6-1 に示す3地点（主要な走行ルート沿いの地点）とする。	
			浮遊粒子状物質	
			2) 気象（地上気象）の状況	
			地上気象	
			図 6.6-1 に示す1地点（対象事業実施区域）とする。	
		調査期間等	大気質の拡散の特性を踏まえて調査地域における大気質に係る環境影響を予測・評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期および時間帯とする。	
			1) 大気質（窒素酸化物、浮遊粒子状物質）の濃度の状況	
			窒素酸化物	
			1週間×2季（夏、冬）とする。	
			浮遊粒子状物質	
			2) 気象（地上気象）の状況	
			地上気象	
			1年間（1時間値を連続測定）とする。	

表 6.6-9(2) 調査、予測、評価手法等（大気質：施設関連車両の走行）

環境影響評価の項目		調査、予測および評価の手法			手法の 選定理由
環境要素 の区分	影響要因 の区分				
大気質 (窒素酸 化物、浮 遊粒子状 物質)	施設関連 車両の走 行	予測の基本 的な手法	窒素酸化物 浮遊粒子状物質	技術手法に基づき、ブルーム式およびパプ式による計算を 基本とした方法により年平均値を予測する。	(前表参照)
		予測地域	調査地域のうち、大気質の拡散の特性を踏まえて大気質に係る環境影 響を受けるおそれがあると認められる地域とする。		
		予測地点	大気質の拡散の特性を踏まえて予測地域における大気質に係る環境影 響を的確に把握できる地点とし、調査地点と同様の一般県道岩室北土山 線沿道（対象事業実施区域西側）、主要地方道甲賀土山線、国道1号沿いの代 表地点とする。		
		予測対象 時期等	施設関連車両の走行による大気質に係る環境影響が最大となる時期と する。		
	評価手法	<回避・低減に係る評価> 調査および予測結果を踏まえ、対象事業の実施により施設関連車両 の走行に伴って発生する大気質（窒素酸化物、浮遊粒子状物質）の影響 が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避または低減され ているかどうかを評価する。 <基準または目標との整合に係る評価> 施設関連車両の走行に係る大気質（窒素酸化物、浮遊粒子状物質）に 関する基準または目標として、「大気の汚染に係る環境基準」等と調査 および予測結果との間に整合性が図られているかどうかを評価する。			

6.6.2 騒音

(1) 騒音（重機の稼働）

騒音（重機の稼働）に係る事業特性および地域特性は表 6.6-10に、調査、予測および評価の手法ならびにその選定理由等は表 6.6-11(1)～(2)に示すとおりである。

表 6.6-10 事業特性および地域特性（騒音：重機の稼働）

当該項目に関連する事業特性	当該項目に関連する地域特性
- 産業廃棄物最終処分場の設置・運営を行うものである。（埋立面積約12ha） - 工事の実施による重機の稼働により、騒音の発生が想定される。	- 最寄り住居は、対象事業実施区域の西側敷地境界付近から尾根を隔てて約200mに位置する。 - 対象事業実施区域周辺では、騒音に係る環境基準の類型指定がB類型に、特定建設作業に伴って発生する騒音規制区域として第1号区域に指定されている。（3-132～140ページ参照） - 対象事業実施区域周辺における一般環境騒音の測定は行われていない。（3-11ページ参照）

表 6.6-11(1) 調査、予測、評価手法等（騒音：重機の稼働）

環境影響評価の項目	調査、予測および評価の手法		手法の選定理由
環境要素の区分	影響要因の区分		
騒音	重機の稼働	調査すべき情報	1) 騒音の状況（環境騒音） 2) 地表面の状況 3) 周辺住居等の状況
		調査の基本的な手法	現地調査または文献その他の資料による情報の収集ならびに当該情報の整理および解析による方法とする。
			1) 騒音の状況（環境騒音） JIS Z 8731「環境騒音の表示・測定方法」に準拠した手法とする。
			2) 地表面の状況 土地利用図等の文献その他の資料により、地表面の状況に関する情報の収集ならびに当該情報の整理および解析による方法とする。（文献調査）
			3) 周辺住居等の状況 地形図の判読等により、保全対象住居の分布状況等を把握する方法とする。（文献調査）
		調査地域	音の伝搬の特性を踏まえて騒音に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とする。
		調査地点	音の伝搬の特性を踏まえて調査地域における騒音に係る環境影響を予測・評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点として、騒音による影響が大きくなると想定される範囲等を考慮のうえで、対象事業実施区域周辺地域における人家等の分布状況にも留意し、調査地域周辺に分布する大澤集落における最寄住居付近とする。
			1) 騒音の状況（環境騒音） 図 6.6-2 に示す 2 地点（敷地境界付近の 1 地点および最寄り住居付近の 1 地点）とする。
			2) 地表面の状況 騒音の状況の調査地点周辺において地表面の状況を適切かつ効果的に把握できる地点とする。（文献調査）
			3) 周辺住居等の状況
		調査期間等	音の伝搬の特性を踏まえて調査地域における騒音に係る環境影響を予測・評価するために必要な情報を適切かつ効果的な期間、時期および時間帯とする。
			1) 騒音の状況（環境騒音） 1 年間を通じて平均的な状況であると考えられる日とし、平日に 1 回とする。（24 時間）
			2) 地表面の状況 直近の情報（文献・資料）とする。
			3) 周辺住居等の状況

表 6.6-11(2) 調査、予測、評価手法等（騒音：重機の稼働）

環境影響評価の項目		調査、予測および評価の手法		手法の 選定理由
環境要素 の区分	影響要因 の区分			
騒音	重機の稼働	予測の基本的な手法	技術手法を参考に、音の伝搬理論に基づく予測式（距離減衰式）により計算する方法とする。	(前表参照)
		予測地域	調査地域のうち、音の伝搬の特性を踏まえて騒音に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とする。	
		予測地点	音の伝搬の特性を踏まえて予測地域における騒音に係る環境影響を的確に把握できる地点とし、調査地域内に位置する集落の代表地点とする。	
		予測対象時期等	重機の稼働による騒音に係る環境影響が最大となる時期とする。	
		評価手法	<回避・低減に係る評価> 調査および予測結果を踏まえ、対象事業の実施により重機の稼働に伴って発生する騒音の影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避または低減されているかどうかを評価する。 <基準または目標との整合に係る評価> 重機の稼働に係る騒音に関する基準または目標として、「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準」および「騒音に係る環境基準」等と調査および予測結果との間に整合性が図られているかどうかを評価する。	

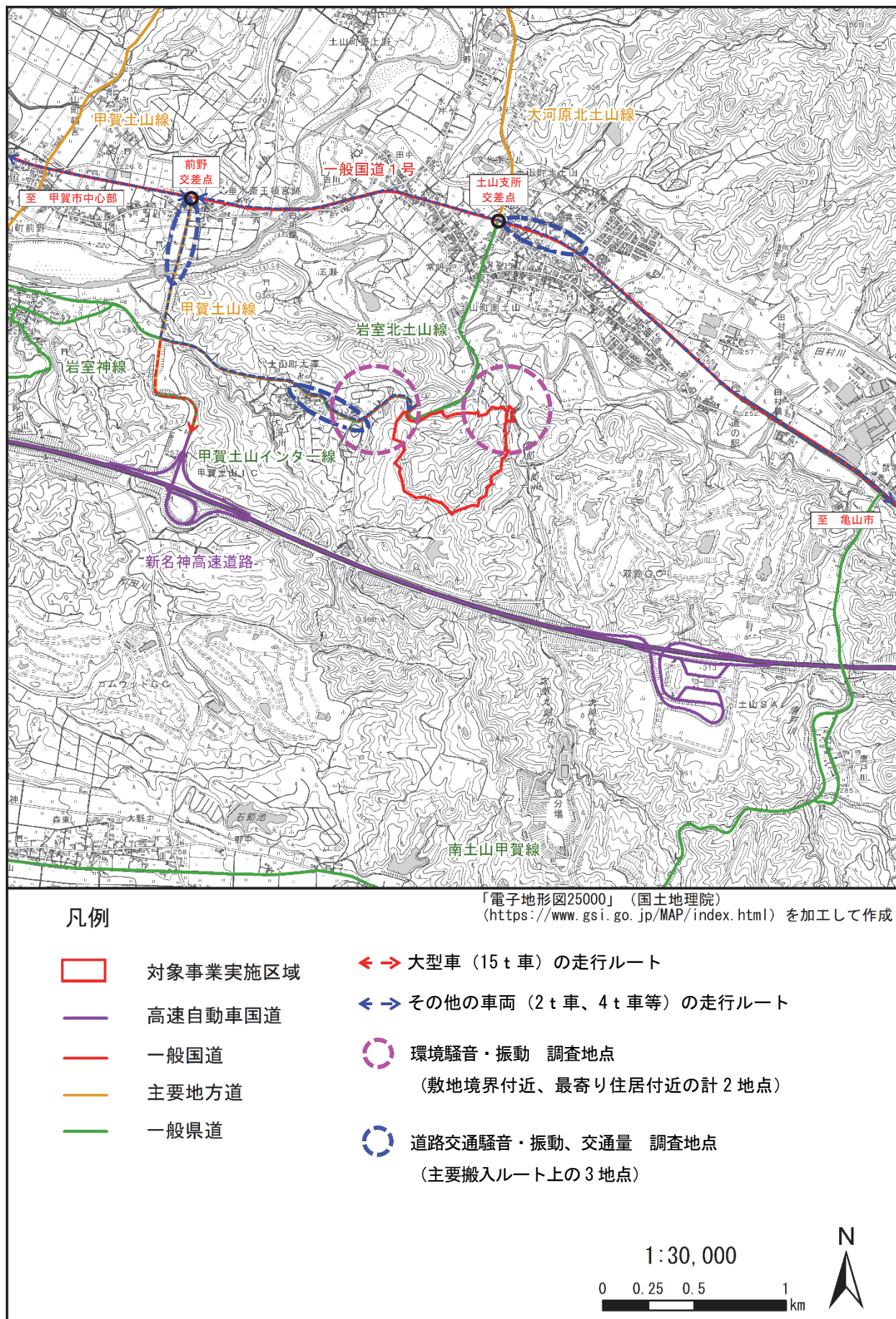


図 6.6-2 騒音・振動現地調査地点位置図

(2) 騒音（工事用車両の走行）

騒音（工事用車両の走行）に係る事業特性および地域特性は表 6.6-12に、調査、予測および評価の手法ならびにその選定理由等は表 6.6-13(1)～(2)に示すとおりである。

表 6.6-12 事業特性および地域特性（騒音：工事用車両の走行）

当該項目に関連する事業特性	当該項目に関連する地域特性
- 産業廃棄物最終処分場の設置・運営を行うものである。（埋立面積約 12ha） - 工事用車両の走行により工事用車両走行ルート沿道において、騒音の増加が想定される。	- 工事用車両の主な走行ルートは、大澤集落を通過する。 - 対象事業実施区域周辺では、騒音に係る環境基準の類型指定がB類型に、環境規制法に基づく自動車騒音の限度に係る規制地域としてb区域に指定されている。（3-132～140ページ参照） - 対象事業実施区域周辺における道路交通騒音測定結果（平成28、令和3年度）によると、要請限度は満足しているが、騒音環境基準を超過している。（3-11・12ページ参照）

表 6.6-13(1) 調査、予測、評価手法等（騒音：工事用車両の走行）

環境影響評価の項目 環境要素 の区分	影響要因 の区分	調査、予測および評価の手法		手法の 選定理由
騒音	工事用車両の走行	調査すべき情報	1) 騒音の状況（道路交通騒音） 2) 交通量の状況 3) 地表面の状況	県技術指針および技術手法に基づく手法を参考に選定した。
			4) 工事用車両の走行が予想される道路の沿道の状況	
		調査の基本的な手法	現地調査または文献その他の資料による情報の収集ならびに当該情報の整理および解析による方法とする。	
			1) 騒音の状況（道路交通騒音） JIS Z 8731「環境騒音の表示・測定方法」に準拠した手法とする。	
			2) 交通量の状況 カウンター等を用いて大型車類、小型車類の車種別・時間別交通量および平均走行速度を計測する。	
			3) 地表面の状況 土地利用図等の文献その他の資料により、地表面の状況に関する情報の収集ならびに当該情報の整理および解析による方法とする。（文献調査）	
			4) 工事用車両の走行が予想される道路の沿道の状況 地形図の判読等により、保全対象住居の分布状況、道路形状等を把握する方法とする。（文献調査）	
		調査地域	音の伝搬の特性を踏まえて騒音に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とし、工事用車両の走行が見込まれる道路沿道とする。	
		調査地点	音の伝搬の特性を踏まえて調査地域における騒音に係る環境影響を予測・評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点とし、関係車両台数が分散する前の対象事業実施区域近傍における工事用車両の主要な走行ルートおよび道路沿道における集落等の分布が多い地点等を考慮し、一般県道岩室北土山線沿道（対象事業実施区域西側）、主要地方道甲賀土山線、国道 1 号沿いの代表地点とする。	
			1) 騒音の状況（道路交通騒音） 図 6.6-2 に示す 3 地点（主要な走行ルート沿いの地点）とする。	
			2) 交通量の状況	
			3) 地表面の状況 騒音の状況の調査地点周辺において地表面の状況を適切かつ効果的に把握できる地点とする。（文献調査）	
			4) 工事用車両の走行が予想される道路の沿道の状況 工事用車両の走行が想定される道路の沿道とする。（文献調査）	

表 6.6-13(2) 調査、予測、評価手法等（騒音：工事用車両の走行）

環境影響評価の項目		調査、予測および評価の手法		手法の 選定理由
環境要素 の区分	影響要因 の区分			
騒音	工事用車 両の走行	調査期間等	音の伝搬の特性を踏まえて調査地域における騒音に係る環境影響を予測・評価するために必要な情報を適切かつ効果的な期間、時期および時間帯とする。	(前表参照)
			1) 騒音の状況 (道路交通騒音)	
			2) 交通量の状況	
			3) 地表面の状況	
		予測の基本 的な手法	4) 工事用車両の走行 が予想される道路 の沿道の状況	
			1 年間を通じて平均的な状況であると考えられる 日とし、平日・休日に各 1 回とする。(24 時間)	
			直近の情報（文献・資料）とする。	
			技術手法を参考に、音の伝搬理論に基づく予測式（日本音響学会式 ASJ RTN-Model）を用い、既存道路の現況の等価騒音レベルに工事用車両の影 響を加算する式で計算する方法とする。	
		予測地域	調査地域のうち、音の伝搬の特性を踏まえて騒音に係る環境影響を受け るおそれがあると認められる地域とする。	
		予測地点	音の伝搬の特性を踏まえて予測地域における騒音に係る環境影響を的 確に把握できる地点とし、調査地点と同様の一般県道岩室北土山線沿道(対 象事業実施区域西側)、主要地方道甲賀土山線、国道 1 号沿いの代表地点とす る。	
		予測対象時 期等	工事用車両の走行による騒音に係る環境影響が最大となる時期とする。	
		評価手法	<回避・低減に係る評価> 調査および予測結果を踏まえ、対象事業の実施により工事用車両の走行 に伴って発生する騒音の影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる 限り回避または低減されているかどうかを評価する。	
			<基準または目標との整合に係る評価> 工事用車両の走行に係る騒音に関する基準または目標として、「騒音に係 る環境基準」等と調査および予測結果との間に整合性が図られているかど うかを評価する。	

(3) 騒音（施設の供用）

騒音（施設の供用）に係る事業特性および地域特性は表 6.6-14に、調査、予測および評価の手法ならびにその選定理由等は表 6.6-15(1)～(2)に示すとおりである。

表 6.6-14 事業特性および地域特性（騒音：施設の供用）

当該項目に関連する事業特性	当該項目に関連する地域特性
- 産業廃棄物最終処分場の設置・運営を行うものである。（埋立面積約 12ha） - 施設の供用による埋立作業により、騒音の発生が想定される。	- 最寄り住居は、対象事業実施区域の西側敷地境界付近から尾根を隔てて約200mに位置する。 - 対象事業実施区域周辺では、騒音に係る環境基準の類型指定がB類型に、騒音規制法に基づく騒音規制区域として第2種区域に指定されている。（3-132～140ページ参照） - 対象事業実施区域周辺における一般環境騒音の測定は行われていない。（3-11ページ参照）

表 6.6-15(1) 調査、予測、評価手法等（騒音：施設の供用）

環境影響評価の項目 環境要素 の区分	影響要因 の区分	調査、予測および評価の手法		手法の 選定理由
騒音	施設の供用	調査すべき情報	1) 騒音の状況（環境騒音） 2) 地表面の状況 3) 周辺住居等の状況	県技術指針および技術手法に基づく手法を参考に選定した。
		調査の基本的な手法	現地調査または文献その他の資料による情報の収集ならびに当該情報の整理および解析による方法とする。	
			1) 騒音の状況（環境騒音） JIS Z 8731「環境騒音の表示・測定方法」に準拠した手法とする。	
			2) 地表面の状況 土地利用図等の文献その他の資料により、地表面の状況に関する情報の収集ならびに当該情報の整理および解析による方法とする。（文献調査）	
			3) 周辺住居等の状況 地形図の判読等により、保全対象住居の分布状況等を把握する方法とする。（文献調査）	
		調査地域	音の伝搬の特性を踏まえて騒音に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とする。	
		調査地点	音の伝搬の特性を踏まえて調査地域における騒音に係る環境影響を予測・評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点として、騒音による影響が大きくなると想定される範囲等を考慮のうえで、対象事業実施区域周辺地域における人家等の分布状況にも留意し、調査地域周辺に分布する大澤集落における最寄住居付近とする。	
			1) 騒音の状況（環境騒音） 図 6.6-2 に示す 2 地点（敷地境界付近の 1 地点および最寄り住居付近の 1 地点）とする。	
			2) 地表面の状況 騒音の状況の調査地点周辺において地表面の状況を適切かつ効果的に把握できる地点とする。（文献調査）	
			3) 周辺住居等の状況 騒音の状況の調査地点周辺において周辺住居等の状況を適切かつ効果的に把握できる地点とする。（文献調査）	
		調査期間等	音の伝搬の特性を踏まえて調査地域における騒音に係る環境影響を予測・評価するために必要な情報を適切かつ効果的な期間、時期および時間帯とする。	
			1) 騒音の状況（環境騒音） 1 年間を通じて平均的な状況であると考えられる日とし、平日に 1 回とする。（24 時間）	
			2) 地表面の状況 直近の情報（文献・資料）とする。	
			3) 周辺住居等の状況	

表 6.6-15(2) 調査、予測、評価手法等（騒音：施設の供用）

環境影響評価の項目		調査、予測および評価の手法		手法の 選定理由
環境要素 の区分	影響要因 の区分			
騒音	施設の供用	予測の基本的な手法	技術手法および生活環境調査指針を参考に、音の伝搬理論に基づく予測式（距離減衰式）により計算する方法とする。	(前表参照)
		予測地域	調査地域のうち、音の伝搬の特性を踏まえて騒音に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とする。	
		予測地点	音の伝搬の特性を踏まえて予測地域における騒音に係る環境影響を的確に把握できる地点とする。	
		予測対象時期等	施設の供用が見込まれる時期とする。	
		評価手法	<回避・低減に係る評価> 調査および予測結果を踏まえ、対象事業の実施により施設の供用（機械等の稼働）に伴って発生する騒音の影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避または低減されているかどうかを評価する。 <基準または目標との整合に係る評価> 施設の供用（機械等の稼働）に係る騒音に関する基準または目標として、「特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準」および「騒音に係る環境基準」等と調査および予測結果との間に整合性が図られているかどうかを評価する。	

(4) 騒音（施設関連車両の走行）

騒音（施設関連車両の走行）に係る事業特性および地域特性は表 6.6-16に、調査、予測および評価の手法ならびにその選定理由等は表 6.6-17(1)～(2)に示すとおりである。

表 6.6-16 事業特性および地域特性（騒音：施設関連車両の走行）

当該項目に関連する事業特性	当該項目に関連する地域特性
- 産業廃棄物最終処分場の設置・運営を行うものである。（埋立面積約 12ha） - 施設関連車両（搬入車ほか）の走行により、主な走行ルート沿道において、騒音の増加が想定される。	- 施設関連車両の主な走行ルートは、大澤集落を通過する。 - 対象事業実施区域周辺では、騒音に係る環境基準の類型指定が B 類型に、環境規制法に基づく自動車騒音の限度に係る規制地域として b 区域に指定されている。（3-132～140ページ参照） - 対象事業実施区域周辺における道路交通騒音測定結果（平成28、令和3年度）によると、要請限度は満足しているが、騒音環境基準を超過している。（3-11・12ページ参照）

表 6.6-17(1) 調査、予測、評価手法等（騒音：施設関連車両の走行）

環境影響評価の項目		調査、予測および評価の手法		手法の選定理由
環境要素の区分	影響要因の区分			
騒音	施設関連車両の走行	調査すべき情報	1) 騒音の状況（道路交通騒音） 4) 施設関連車両の走行が予想される道路の沿道の状況	県技術指針および技術手法に基づく手法を参考に選定した。
			2) 交通量の状況	
		調査の基本的な手法	3) 地表面の状況	
			現地調査または文献その他の資料による情報の収集ならびに当該情報の整理および解析による方法とする。	
			1) 騒音の状況（道路交通騒音） JIS Z 8731「環境騒音の表示・測定方法」に準拠した手法とする。	
			2) 交通量の状況 カウンター等を用いて大型車類、小型車類の車種別・時間別交通量および平均走行速度を計測する。	
			3) 地表面の状況 土地利用図等の文献その他の資料により、地表面の状況に関する情報の収集ならびに当該情報の整理および解析による方法とする。（文献調査）	
			4) 施設関連車両の走行が予想される道路の沿道の状況 地形図の判読等により、保全対象住居の分布状況、道路形状等を把握する方法とする。（文献調査）	
		調査地域	音の伝搬の特性を踏まえて騒音に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とし、施設関連車両の走行が見込まれる道路沿道とする。	
		調査地点	音の伝搬の特性を踏まえて調査地域における騒音に係る環境影響を予測・評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点とし、関係車両台数が分散する前の対象事業実施区域近傍における工事用車両の主要な走行ルートおよび道路沿道における集落等の分布が多い地点等を考慮し、一般県道岩室北土山線沿道（対象事業実施区域西側）、主要地方道甲賀土山線、国道1号沿いの代表地点とする。	
			1) 騒音の状況（道路交通騒音） 図 6.6-2 に示す3地点（主要な走行ルート沿いの地点）とする。	
			2) 交通量の状況	
			3) 地表面の状況 騒音の状況の調査地点周辺において地表面の状況を適切かつ効果的に把握できる地点とする。（文献調査）	
			4) 施設関連車両の走行が予想される道路の沿道の状況 施設関連車両の走行が想定される道路の沿道とする。（文献調査）	

表 6.6-17(2) 調査、予測、評価手法等（騒音：施設関連車両の走行）

環境影響評価の項目				手法の選定理由	
環境要素の区分	影響要因の区分	調査、予測および評価の手法			
騒音	施設関連車両の走行	調査期間等	音の伝搬の特性を踏まえて調査地域における騒音に係る環境影響を予測・評価するために必要な情報を適切かつ効果的な期間、時期および時間帯とする。	(前表参照)	
			1) 騒音の状況 (道路交通騒音)		1 年間を通じて平均的な状況であると考えられる日とし、平日・休日に各 1 回とする。(24 時間)
			2) 交通量の状況		
			3) 地表面の状況		直近の情報（文献・資料）とする。
			4) 施設関連車両の走行が予想される道路の沿道の状況		
		予測の基本的な手法	技術手法を参考に、音の伝搬理論に基づく予測式（日本音響学会式 ASJ RTN-Model）を用い、既存道路の現況の等価騒音レベルに施設関連車両の影響を加算する式で計算する方法とする。		
		予測地域	調査地域のうち、音の伝搬の特性を踏まえて騒音に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とする。		
		予測地点	音の伝搬の特性を踏まえて予測地域における騒音に係る環境影響を的確に把握できる地点とし、調査地点と同様の一般県道岩室北土山線沿道(対象事業実施区域西側)、主要地方道甲賀土山線、国道 1 号沿いの代表地点とする。		
予測対象時期等	施設関連車両の走行による騒音に係る環境影響が最大となる時期とする。				
評価手法	<回避・低減に係る評価> 調査および予測結果を踏まえ、対象事業の実施による施設関連車両の走行に伴って発生する騒音の影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避または低減されているかどうかを評価する。 <基準または目標との整合に係る評価> 施設関連車両の走行に係る騒音に関する基準または目標として、「騒音に係る環境基準」等と調査および予測結果との間に整合性が図られているかどうかを評価する。				

6.6.3 振動

(1) 振動（重機の稼働）

振動（重機の稼働）に係る事業特性および地域特性は表 6.6-18に、調査、予測および評価の手法ならびにその選定理由等は表 6.6-19(1)～(2)に示すとおりである。

表 6.6-18 事業特性および地域特性（振動：重機の稼働）

当該項目に関連する事業特性	当該項目に関連する地域特性
- 産業廃棄物最終処分場の設置・運営を行うものである。（埋立面積約 12ha） - 工事の実施による重機の稼働により、振動の発生が想定される。	- 最寄り住居は、対象事業実施区域の西側敷地境界付近から尾根を隔てて約200mに位置する。 - 対象事業実施区域周辺では、特定建設作業に伴って発生する振動の規制区域として第1号区域に指定されている。（3-141～146ページ参照） - 対象事業実施区域周辺における環境振動の測定は行われていない。

表 6.6-19(1) 調査、予測、評価手法等（振動：重機の稼働）

環境影響評価の項目		調査、予測および評価の手法		手法の選定理由
環境要素の区分	影響要因の区分			
振動	重機の稼働	調査すべき情報	1) 振動の状況（環境振動） 2) 地盤の状況 3) 周辺住居等の状況	県技術指針および技術手法に基づく手法を参考に選定した。
		調査の基本的な手法	現地調査または文献その他の資料による情報の収集ならびに当該情報の整理および解析による方法とする。	
			1) 振動の状況（環境振動） JIS Z 8735「振動レベル測定方法」に準拠した手法とする。	
			2) 地盤の状況 既存の表層地質図等により、地盤の状況を把握する方法とする。（文献調査）	
			3) 周辺住居等の状況 地形図の判読等により、保全対象住居の分布状況等を把握する方法とする。（文献調査）	
		調査地域	振動の伝搬の特性を踏まえて振動に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とする。	
		調査地点	振動の伝搬の特性を踏まえて調査地域における振動に係る環境影響を予測・評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点として、振動による影響が大きくなると想定される範囲等を考慮のうえで、対象事業実施区域周辺地域における人家等の分布状況にも留意し、調査地域周辺に分布する大澤集落における最寄り住居付近とする。	
			1) 振動の状況（環境振動） 図 6.6-2 に示す 2 地点（敷地境界付近の 1 地点および最寄り住居付近の 1 地点）とする。	
			2) 地盤の状況 地盤の状況を適切かつ効果的に把握できる地点とする。（文献調査）	
			3) 周辺住居等の状況 振動の状況の調査地点周辺において周辺住居等の状況を適切かつ効果的に把握できる地点とする。（文献調査）	
		調査期間等	振動の伝搬の特性を踏まえて調査地域における振動に係る環境影響を予測・評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間および時期とする。	
			1) 振動の状況（環境振動） 1 年間を通じて平均的な状況であると考えられる日とし、平日に 1 回とする。（24 時間）	
			2) 地盤の状況 直近の情報（文献・資料）とする。	
			3) 周辺住居等の状況	

表 6.6-19(2) 調査、予測、評価手法等（振動：重機の稼働）

環境影響評価の項目		調査、予測および評価の手法		手法の 選定理由
環境要素 の区分	影響要因 の区分			
振動	重機の稼働	予測の基本的な手法	技術手法を参考に、距離減衰式により計算する方法とする。	(前表参照)
		予測地域	調査地域のうち、振動の伝搬の特性を踏まえて振動に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とする。	
		予測地点	振動の伝搬の特性を踏まえて予測地域における振動に係る環境影響を的確に把握できる地点とし、調査地域内に位置する集落の代表地点とする。	
		予測対象時期等	重機の稼働による振動に係る環境影響が最大となる時期とする。	
		評価手法	<回避・低減に係る評価> 調査および予測結果を踏まえ、対象事業の実施により重機の稼働に伴って発生する振動の影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避または低減されているかどうかを評価する。 <基準または目標との整合に係る評価> 重機の稼働に係る振動に関する基準または目標として、「振動規制法施行規則に規定される特定建設作業の規制に関する基準」等と調査および予測結果との間に整合性が図られているかどうかを評価する。	

(2) 振動（工事用車両の走行）

振動（工事用車両の走行）に係る事業特性および地域特性は表 6.6-20に、調査、予測および評価の手法ならびにその選定理由等は表 6.6-21(1)～(2)に示すとおりである。

表 6.6-20 事業特性および地域特性（振動：工事用車両の走行）

当該項目に関連する事業特性	当該項目に関連する地域特性
- 産業廃棄物最終処分場の設置・運営を行うものである。（埋立面積約 12ha） - 工事用車両の走行により工事用車両走行ルート沿道において、振動の増加が想定される。	- 工事用車両の主な走行ルートは、大澤集落を通過する。 - 対象事業実施区域周辺では、道路交通振動に係る要請限度の区分として、第 1 種区域に指定されている。（3-141～146 ページ参照） - 対象事業実施区域周辺における道路交通振動の測定は行われていない。

表 6.6-21(1) 調査、予測、評価手法等（振動：工事用車両の走行）

環境影響評価の項目 環境要素 の区分	影響要因 の区分	調査、予測および評価の手法		手法の 選定理由
振動	工事用車両の走行	調査すべき情報	1) 振動の状況（道路交通振動） 2) 交通量の状況 3) 地盤の状況（地盤卓越振動数） 4) 工事用車両の走行が予想される道路の沿道の状況	県技術指針および技術手法に基づく手法を参考に選定した。
		調査の基本的な手法	現地調査または文献その他の資料による情報の収集ならびに当該情報の整理および解析による方法とする。	
			1) 振動の状況（道路交通振動）	
			JIS Z 8735「振動レベル測定方法」に準拠した手法とする。	
			2) 交通量の状況	
			カウンター等を用いて大型車類、小型車類の車種別・時間別交通量および平均走行速度を計測する。	
			3) 地盤の状況（地盤卓越振動数）	
			大型車走行時の振動加速度レベルを計測する方法とする。	
			4) 工事用車両の走行が予想される道路の沿道の状況	
			地形図の判読等により、保全対象住居の分布状況、道路形状等を把握する方法とする。（文献調査）	
		調査地域	振動の伝搬の特性を踏まえて振動に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とし、工事用車両の走行が見込まれる道路沿道とする。	
		調査地点	振動の伝搬の特性を踏まえて調査地域における振動に係る環境影響を予測・評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点とし、関係車両台数が分散する前の対象事業実施区域近傍における工事用車両の主要な走行ルートおよび道路沿道における集落等の分布が多い地点等を考慮し、一般県道岩室北土山線沿道（対象事業実施区域西側）、主要地方道甲賀土山線、国道 1 号沿いの代表地点とする。	
			1) 振動の状況（道路交通振動）	
			2) 交通量の状況	
			3) 地盤の状況（地盤卓越振動数）	
			4) 工事用車両の走行が予想される道路の沿道の状況	
			図 6.6-2 に示す 3 地点（主要な走行ルート沿いの地点）とする。	
			工事用車両の走行が想定される道路の沿道とする。（文献調査）	

表 6.6-21(2) 調査、予測、評価手法等（振動：工事用車両の走行）

環境影響評価の項目		調査、予測および評価の手法		手法の 選定理由
環境要素 の区分	影響要因 の区分			
振動	工事用車 両の走行	調査期間等	振動の伝搬の特性を踏まえて調査地域における振動に係る環境影響を予測・評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期および時間帯とする。	(前表参照)
			1) 振動の状況 (道路交通振動)	
			2) 交通量の状況	
			3) 地盤の状況 (地盤卓越振動数)	
			4) 工事用車両の走行 が予想される道路 の沿道の状況	
		予測の基本 的な手法	技術手法を参考に、振動レベルの 80 パーセントレンジの上端値を予測するための式を用い、既存道路の現況の振動レベルに工事用車両の影響を加算する式で計算する方法とする。	
		予測地域	調査地域のうち、振動の伝搬の特性を踏まえて振動に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とする。	
		予測地点	振動の伝搬の特性を踏まえて予測地域における振動に係る環境影響を的確に把握できる地点とし、調査地点と同様の一般県道岩室北土山線沿道（対象事業実施区域西側）、主要地方道甲賀土山線、国道 1 号沿いの代表地点とする。	
		予測対象 時期等	工事用車両の走行による振動に係る環境影響が最大となる時期とする。	
		評価手法	<回避・低減に係る評価> 調査および予測結果を踏まえ、対象事業の実施により工事用車両の走行に伴って発生する振動の影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避または低減されているかどうかを評価する。 <基準または目標との整合に係る評価> 工事用車両の走行に係る振動に関する基準または目標として、「振動規制法施行規則に規定される道路交通振動の限度」等と調査および予測結果との間に整合性が図られているかどうかを評価する。	

(3) 振動（施設の供用）

振動（施設の供用）に係る事業特性および地域特性は表 6.6-22に、調査、予測および評価の手法ならびにその選定理由等は表 6.6-23(1)～(2)に示すとおりである。

表 6.6-22 事業特性および地域特性（振動：施設の供用）

当該項目に関連する事業特性	当該項目に関連する地域特性
- 産業廃棄物最終処分場の設置・運営を行うものである。（埋立面積約 12ha） - 施設の供用による重機の稼働により、振動の発生が想定される。	- 最寄り住居は、対象事業実施区域の西側敷地境界付近から尾根を隔てて約200mに位置する。 - 対象事業実施区域周辺では、特定建設作業に伴って発生する振動の規制区域として第1号区域に指定されている。（3-141～146ページ参照） - 対象事業実施区域周辺における環境振動の測定は行われていない。

表 6.6-23(1) 調査、予測、評価手法等（振動：施設の供用）

環境影響評価の項目		調査、予測および評価の手法			手法の選定理由
環境要素の区分	影響要因の区分				
振動	施設の供用	調査すべき情報	1) 振動の状況（環境振動） 2) 地盤の状況 3) 周辺住居等の状況		県技術指針および生活環境調査指針に基づく手法を参考に選定した。
		調査の基本的な手法	現地調査または文献その他の資料による情報の収集ならびに当該情報の整理および解析による方法とする。		
			1) 振動の状況（環境振動）	JIS Z 8735「振動レベル測定方法」に準拠した手法とする。	
			2) 地盤の状況	既存の表層地質図等により、地盤の状況を把握する方法とする。（文献調査）	
		3) 周辺住居等の状況	地形図の判読等により、保全対象住居の分布状況等を把握する方法とする。（文献調査）		
		調査地域	振動の伝搬の特性を踏まえて振動に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とする。		
		調査地点	振動の伝搬の特性を踏まえて調査地域における振動に係る環境影響を予測・評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点として、振動による影響が大きくなると想定される範囲等を考慮のうえで、対象事業実施区域周辺地域における人家等の分布状況にも留意し、調査地域周辺に分布する大澤集落における最寄り住居付近とする。		
			1) 振動の状況（環境振動）	図 6.6-2 に示す 2 地点（敷地境界付近の 1 地点および最寄り住居付近の 1 地点）とする。	
			2) 地盤の状況	地盤の状況を適切かつ効果的に把握できる地点とする。（文献調査）	
			3) 周辺住居等の状況	振動の状況の調査地点周辺において周辺住居等の状況を適切かつ効果的に把握できる地点とする。（文献調査）	
		調査期間等	振動の伝搬の特性を踏まえて調査地域における振動に係る環境影響を予測・評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間および時期とする。		
			1) 振動の状況（環境振動）	1 年間を通じて平均的な状況であると考えられる日とし、平日に 1 回とする。（24 時間）	
			2) 地盤の状況	直近の情報（文献・資料）とする。	
			3) 周辺住居等の状況		

表 6.6-23(2) 調査、予測、評価手法等（振動：施設の供用）

環境影響評価の項目		調査、予測および評価の手法		手法の 選定理由
環境要素 の区分	影響要因 の区分			
振動	施設の供用	予測の基本的な手法	技術手法および生活環境調査指針を参考に、距離減衰式により計算する方法とする。	(前表参照)
		予測地域	調査地域のうち、振動の伝搬の特性を踏まえて振動に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とする。	
		予測地点	振動の伝搬の特性を踏まえて予測地域における振動に係る環境影響を的確に把握できる地点とする。	
		予測対象時期等	施設の供用が見込まれる時期とする。	
		評価手法	<回避・低減に係る評価> 調査および予測結果を踏まえ、対象事業の実施により施設の供用（機械等の稼働）に伴って発生する振動の影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避または低減されているかどうかを評価する。 <基準または目標との整合に係る評価> 施設の供用（機械等の稼働）に係る振動に関する基準または目標として、「特定工場等において発生する振動の規制に関する基準」等と調査および予測結果との間に整合性が図られているかどうかを評価する。	

(4) 振動（施設関連車両の走行）

振動（施設関連車両の走行）に係る事業特性および地域特性は表 6.6-24に、調査、予測および評価の手法ならびにその選定理由等は表 6.6-25(1)～(2)に示すとおりである。

表 6.6-24 事業特性および地域特性（振動：施設関連車両の走行）

当該項目に関連する事業特性	当該項目に関連する地域特性
- 産業廃棄物最終処分場の設置・運営を行うものである。（埋立面積約 12ha） - 施設関連車両（搬入車ほか）の走行により、主な走行ルート沿道において、振動の増加が想定される。	- 施設関連車両の主な走行ルートは、大澤集落を通過する。 - 対象事業実施区域周辺では、道路交通振動に係る要請限度の区分として、第 1 種区域に指定されている。（3-141～146 ページ参照） - 対象事業実施区域周辺における道路交通振動の測定は行われていない。

表 6.6-25(1) 調査、予測、評価手法等（振動：施設関連車両の走行）

環境影響評価の項目	調査、予測および評価の手法			手法の選定理由
環境要素の区分	影響要因の区分			
振動	施設関連車両の走行	調査すべき情報	1) 振動の状況（道路交通振動） 2) 交通量の状況 3) 地盤の状況（地盤卓越振動数） 4) 施設関連車両の走行が予想される道路の沿道の状況	県技術指針および技術手法に基づく手法を参考に選定した。
		調査の基本的な手法	現地調査または文献その他の資料による情報の収集ならびに当該情報の整理および解析による方法とする。	
			1) 振動の状況（道路交通振動）	
			JIS Z 8735「振動レベル測定方法」に準拠した手法とする。	
			2) 交通量の状況	
			カウンター等を用いて大型車類、小型車類の車種別・時間別交通量および平均走行速度を計測する。	
			3) 地盤の状況（地盤卓越振動数）	
			大型車走行時の振動加速度レベルを計測する方法とする。	
			4) 施設関連車両の走行が予想される道路の沿道の状況	
			地形図の判読等により、保全対象住居の分布状況、道路形状等を把握する方法とする。（文献調査）	
		調査地域	振動の伝搬の特性を踏まえて振動に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とし、施設関連車両の走行が見込まれる道路沿道とする。	
		調査地点	振動の伝搬の特性を踏まえて調査地域における振動に係る環境影響を予測・評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点とし、関係車両台数が分散する前の対象事業実施区域近傍における工事用車両の主要な走行ルートおよび道路沿道における集落等の分布が多い地点等を考慮し、一般県道岩室北土山線沿道（対象事業実施区域西側）、主要地方道甲賀土山線、国道 1 号沿いの代表地点とする。	
			1) 振動の状況（道路交通振動）	
			2) 交通量の状況	
			3) 地盤の状況（地盤卓越振動数）	
			4) 施設関連車両の走行が予想される道路の沿道の状況	
			図 6.6-2 に示す 3 地点（主要な走行ルート沿いの地点）とする。	
			施設関連車両の走行が想定される道路の沿道とする。（文献調査）	

表 6.6-25(2) 調査、予測、評価手法等（振動：施設関連車両の走行）

環境影響評価の項目		調査、予測および評価の手法		手法の 選定理由
環境要素 の区分	影響要因 の区分			
振動	施設関連 車両の走 行	調査期間等	振動の伝搬の特性を踏まえて調査地域における振動に係る環境影響を予測・評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期および時間帯とする。	(前表参照)
			1) 振動の状況 (道路交通振動)	
			2) 交通量の状況	
			3) 地盤の状況 (地盤卓越振動数)	
		予測の基本的な手法	4) 施設関連車両の走行が予想される道路の沿道の状況	
			1 年間を通じて平均的な状況であると考えられる日とし、平日・休日に各 1 回とする。(24 時間)	
			直近の情報（文献・資料）とする。	
			技術手法を参考に、振動レベルの 80 パーセントレンジの上端値を予測するための式を用い、既存道路の現況の振動レベルに施設関連車両の影響を加算する式で計算する方法とする。	
		予測地域	調査地域のうち、振動の伝搬の特性を踏まえて振動に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とする。	
		予測地点	振動の伝搬の特性を踏まえて予測地域における振動に係る環境影響を的確に把握できる地点とし、調査地点と同様の一般県道岩室北土山線沿道（対象事業実施区域西側）、主要地方道甲賀土山線、国道 1 号沿いの代表地点とする。	
		予測対象時期等	施設関連車両の走行による振動に係る環境影響が最大となる時期とする。	
		評価手法	<回避・低減に係る評価> 調査および予測結果を踏まえ、対象事業の実施により施設関連車両の走行に伴って発生する振動の影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避または低減されているかどうかを評価する。 <基準または目標との整合に係る評価> 施設関連車両の走行に係る振動に関する基準または目標として、「振動規制法施行規則に規定される道路交通振動の限度」等と調査および予測結果との間に整合性が図られているかどうかを評価する。	

6.6.4 水質

(1) 水の濁り（土地の改変・施設の建設）

水の濁り（土地の改変・施設の建設）に係る事業特性および地域特性は表 6.6-26に、調査、予測および評価の手法ならびにその選定理由等は表 6.6-27(1)～(2)に示すとおりである。

表 6.6-26 事業特性および地域特性（水の濁り：土地の改変・施設の建設）

当該項目に関連する事業特性	当該項目に関連する地域特性
- 産業廃棄物最終処分場の設置・運営を行うものである。（埋立面積約 12ha） - 土地の改変・施設の建設により、一時的に裸地面が出現することから、降雨時に濁水の発生が想定される。 - 対象事業実施区域からの排水は、防災調整池を介して対象事業実施区域東側に流れる次郎九郎川に接続し、その後田村川へ合流した後に野洲川へ合流する。	- 対象事業実施区域から雨水等が流入する主な河川は、淀川水系の野洲川である。対象事業実施区域の北側には野洲川の支川である田村川が東西に流れ、東側には田村川の支川である次郎九郎川が南北に流れている。（3-13・14ページ参照） - 対象事業実施区域周辺における水質調査結果によると、対象事業実施区域周辺に環境基準点はなく、田村川下流（南土山）、次郎九郎川の上流、下流の3地点において、健康項目および生活環境項目（令和4年度）の測定結果は環境基準を満足している。また、要監視項目は田村川下流（南土山）で測定されており、指針値を満足している。（3-15～18ページ参照）

表 6.6-27(1) 調査、予測、評価手法等（水の濁り：土地の改変・施設の建設）

環境影響評価の項目 環境要素 の区分	影響要因 の区分	調査、予測および評価の手法		手法の 選定理由
水質（水の濁り）	土地の改変・施設の建設	調査すべき情報	1) 水質、流量の状況 2) 流れの状況 3) 土質の状況 4) 降水量の状況	県技術指針および技術手法に基づく手法を参考に選定した。
		調査の基本的な手法	現地調査または文献その他の資料による情報の収集ならびに当該情報の整理および解析による方法とする。	
			1) 水質、流量の状況	
			水質（降雨時） 測定項目は浮遊物質量および濁度とし、1回の降雨時に浮遊物質量を1検体、濁度を3検体サンプリングする。 測定手法は、「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和46年環境庁告示第59号）等に定める方法とする。	
			流量（降雨時） 1回の降雨時に濁度のサンプリング時の状況を測定する。「水質調査方法」（昭和46年環水管第30号）に定める方法とする。	
			2) 流れの状況 現地調査による流れの状況確認、整理による方法とする。	
			3) 土質の状況 JIS A 1204「土の粒度試験方法」に基づく土砂等の粒度組成の分析、JIS M 0201「選炭廃水試験方法」に基づく沈降速度の測定により当該情報の整理および解析による方法とする。	
		調査地域	4) 降水量の状況 気象庁データ等による情報の収集ならびに当該情報の整理および解析による方法とする。（文献調査）	
			水域の特性および水の濁りの変化の特性を踏まえて水の濁りに係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とする。	

表 6.6-27(2) 調査、予測、評価手法等（水の濁り：土地の改変・施設の建設）

環境影響評価の項目		調査、予測および評価の手法		手法の 選定理由
環境要素 の区分	影響要因 の区分			
水質（水の濁り）	土地の改変・施設の建設	調査地点	水の特性および水の濁りの変化の特性を踏まえて調査地域における水の濁りに係る環境影響を予測・評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点とし、対象事業実施区域の100倍流域範囲に位置する、工事中の濁水の排水先である次郎九郎川および次郎九郎川が接続する田村川の各1地点とする。	(前表参照)
			1) 水質、流量の状況	
			2) 流れの状況	
			3) 土質の状況	
			4) 降水量の状況	
		調査期間等	水の特性および水の濁りの変化の特性を踏まえて調査地域における土砂による水の濁りに係る環境影響を予測・評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる時期とする。	
			1) 水質、流量の状況	
			2) 流れの状況	
			3) 土質の状況	
			4) 降水量の状況	
		予測の基本的な手法	工事中の降雨による濁水の流出による流出先河川等の浮遊物質濃度の変化について、既存河川の流量等を考慮のうえ、完全混合式により計算する方法等により予測する。なお、事業の各段階における周辺や下流河川への影響を予測対象とする。	
		予測地域	調査地域のうち、水域の特性および水の濁りの変化の特性を踏まえて土砂による水の濁りに係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とする。	
		予測地点	水域の特性および水の濁りの変化の特性を踏まえて予測地域における水の濁りに係る環境影響を的確に把握できる地点とし、調査地点と同様とする。	
		予測対象時期等	造成等の施工により土砂による水の濁りに係る環境影響が最大となる時期とする。	
		評価手法	<回避・低減に係る評価> 調査および予測結果を踏まえ、対象事業の実施により降雨時の水の濁りの影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避または低減されているかどうかを評価する。 <基準または目標との整合に係る評価> 土地の改変・施設の建設に伴う雨水の排水に係る水質に関する基準または目標として、「水質汚濁に係る環境基準」等を参考値として、調査および予測結果との間に整合性が図られているかどうかを評価する。	



図 6.6-3 水質現地調査地点位置図

(2) 水の汚れ（施設の供用）

水の汚れ（施設の供用）に係る事業特性および地域特性は表 6.6-28に、調査、予測および評価の手法ならびにその選定理由等は表 6.6-29(1)～(2)に示すとおりである。

表 6.6-28 事業特性および地域特性（水の汚れ：施設の供用）

当該項目に関連する事業特性	当該項目に関連する地域特性
- 産業廃棄物最終処分場の設置・運営を行うものである。（埋立面積約 12ha） - 施設の供用に伴う浸透水の排水により、下流河川における水の汚れの影響が想定される。 - 対象事業実施区域からの排水は、調整池を介して対象事業実施区域東側に流れる次郎九郎川に接続し、その後田村川へ合流した後に野洲川へ合流する。	- 対象事業実施区域から雨水等が流入する主な河川は、淀川水系の野洲川である。対象事業実施区域の北側には野洲川の支川である田村川が東西に流れ、東側には田村川の支川である次郎九郎川が南北に流れている。（3-13・14ページ参照） - 対象事業実施区域周辺における水質調査結果によると、対象事業実施区域周辺に環境基準点はなく、田村川下流（南土山）、次郎九郎川の上流、下流の3地点において、健康項目および生活環境項目（令和4年度）の測定結果は環境基準を満足している。また、要監視項目は田村川下流（南土山）で測定されており、指針値を満足している。（3-15～18ページ参照）

表 6.6-29(1) 調査、予測、評価手法等（水の汚れ：施設の供用）

環境影響評価の項目		調査、予測および評価の手法		手法の選定理由
環境要素の区分	影響要因の区分			
水質（水の汚れ）	施設の供用	調査すべき情報	1) 水質、流量の状況 2) 流れの状況 3) 土質の状況	県技術指針および技術手法に基づく手法を参考に選定した。
		調査の基本的な手法	現地調査または文献その他の資料による情報の収集ならびに当該情報の整理および解析による方法とする。	
			1) 水質、流量の状況	
			水質（無降雨時）	
			流量（無降雨時）	
			2) 流れの状況	
		調査地域	3) 土質の状況	
			水域の特性および水の汚れの変化の特性を踏まえて水の汚れに係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とする。	

注）調査・予測対象は BOD とするが、事業実施前の現状把握を目的に生活環境項目、健康項目等および有機フッ素化合物（PFOA および PFOS）についても調査を実施する。当該調査項目・手法等は、資料編に示す。

表 6.6-29(2) 調査、予測、評価手法等（水の汚れ：施設の供用）

環境影響評価の項目		調査、予測および評価の手法		手法の 選定理由
環境要素 の区分	影響要因 の区分			
水質（水の 汚れ）	施設の供 用	調査地点	水の特性の変化を踏まえて調査地域における水の汚れに係る環境影響を予測・評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点とし、対象事業実施区域の 100 倍流域範囲に位置する、供用後の浸透水の排水先である次郎九郎川および次郎九郎川が接続する田村川の各 1 地点とする。	(前表参照)
			1) 水質、流量の状況	
			2) 流れの状況	
			3) 土質の状況	
		調査期間等	水の特性を踏まえて調査地域における水の汚れに係る環境影響を予測・評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる時期とする。	
			1) 水質、流量の状況	
			2) 流れの状況	
			3) 土質の状況	
		予測の基本的な手法	浸透水が流入後における予測地点の BOD の濃度の変化について、既存河川の流量等を考慮のうえ、完全混合式により計算する方法等により予測する。	
		予測地域	調査地域のうち、水域の特性を踏まえて水の汚れに係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とする。	
		予測地点	水域の特性を踏まえて予測地域における水の汚れに係る環境影響を的確に把握できる地点とし、調査地点と同様とする。	
		予測対象時期等	施設の供用により水の汚れに係る環境影響が最大となる時期とする。	
		評価手法	<回避・低減に係る評価> 調査および予測結果を踏まえ、対象事業の実施により降雨時の水の濁りの影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避または低減されているかどうかを評価する。 <基準または目標との整合に係る評価> 施設の供用に伴う浸透水の排水に係る水質に関する基準または目標として、「水質汚濁に係る環境基準」の河川 A 類型（次郎九郎川および田村川には類型区分の当てはめはないが、接続する野洲川の類型と同等とする）を参考値として、調査および予測結果との間に整合性が図られているかどうかを評価する。	

6.6.5 地盤

(1) 安定性（土地の建設・施設の建設）

安定性（土地の建設・施設の建設）に係る事業特性および地域特性は表 6.6-30に、調査、予測および評価の手法ならびにその選定理由等は表 6.6-31に示すとおりである。

表 6.6-30 事業特性および地域特性（地盤（安定性）：土地の改変・施設の建設）

当該項目に関連する事業特性	当該項目に関連する地域特性
- 産業廃棄物最終処分場の設置・運営を行うものである。（埋立面積約 12ha） - 土地の造成・施設の建設により、法面が出現するため、法面の安定性への影響が想定される。	- 対象事業実施区域は、急斜面山地、中間斜面山地、谷底平野および低位段丘に位置している。 - 対象事業実施区域の地質は、礫岩、砂岩・泥岩互層、泥岩および砂岩、礫がち堆積物が分布している。

表 6.6-31 調査、予測、評価手法等（地盤（安定性）：土地の改変・施設の建設）

環境影響評価の項目	調査、予測および評価の手法	手法の選定理由
環境要素の区分	影響要因の区分	
地盤（安定性）	土地の改変・施設の建設	
	調査すべき情報	1) 地形および地質の状況 2) 安定性に係る土壌の特性の状況
	調査の基本的な手法	既存資料（別途実施中の対象事業実施区域における地質調査結果 ^注 ）等の収集・整理とする。ボーリング調査より得られた、地質の状況、地質推定断面図、地下水位、標準貫入試験等の結果を整理する。
	調査地域	対象事業実施区域とし、対象事業実施区域の範囲を基本とする。
	調査地点	調査地域における選定項目に係る環境影響を予測し、および評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点とし、土地の改変・施設の建設を行う位置における代表地点とする。
	調査期間等	選定項目に係る環境影響を予測し、および評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる時期とし、直近の情報（文献・資料）とする。
	予測の基本的な手法	既存資料 ^注 および事業計画に基づく法面の安定計算、事例の引用または解析とし、事例や各種設計基準との整合性および斜面の安定に関する数値解析により行う。
	予測地域	調査地域のうち、選定項目に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とし、対象事業実施区域の範囲を基本とする。
	予測地点	予測地域における地盤の安定性に係る環境影響を的確に把握できる地点とし、土堰堤（貯留構造物）および造成法面等とする。
	予測対象時期等	地盤の安定性に係る環境影響を的確に把握できる時期とし、造成工事中および埋立完了後の時点とする。
	評価手法	<回避・低減に係る評価> 調査および予測結果を踏まえ、対象事業の実施により地盤の安定性への影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避または低減されているかどうかを評価する。

注）「土山安定型産業廃棄物最終処分場計画に係る地質調査報告書」（興和開発株式会社、令和 7 年 7 月）

6.6.6 動物

(1) 動物（土地の改変・施設の建設、重機の稼働）

動物（土地の改変・施設の建設、重機の稼働）に係る事業特性および地域特性は表 6.6-32に、調査、予測および評価の手法ならびにその選定理由等は表 6.6-33(1)～(4)に示すとおりである。

表 6.6-32 事業特性および地域特性（動物：土地の改変・施設の建設、重機の稼働）

当該項目に関連する事業特性	当該項目に関連する地域特性
- 産業廃棄物最終処分場の設置・運営を行うものである。（埋立面積約 12ha） - 土地の改変・施設の建設に際しては、土地の直接的な改変を行うほか、降雨時には濁水の発生が想定される。 - 建設機械の稼働により騒音、振動等の発生が想定される。	- 対象事業実施区域は主に樹林が広がる谷地形で、急傾斜地や崖地も分布する。植生はスギ・ヒノキ・サワラ植林が大半を占めている。 「自然環境保全基礎調査（第 2 回～第 6 回）」（昭和 53 年～平成 17 年）等によると、調査区域に生息する可能性のある重要な動物種として哺乳類 23 種、鳥類 122 種、爬虫類 9 種、両生類 19 種、昆虫類 100 種、魚類 38 種、底生動物 4 種、陸産貝類 20 種が確認されている。（3-29～39 ページ参照）

表 6.6-33(1) 調査、予測、評価手法等（動物：土地の改変・施設の建設、重機の稼働）

環境影響評価の項目		調査、予測および評価の手法		手法の選定理由
環境要素の区分	影響要因の区分			
動物	土地の改変・施設の建設、重機の稼働	調査すべき情報	1) 動物相の状況（哺乳類、鳥類（一般鳥類）、鳥類（猛禽類）、両生・爬虫類、昆虫類、陸産貝類、魚類、底生動物） 2) 動物の重要な種の分布、生息の状況および生息環境の状況 3) 注目すべき生息地の分布ならびに当該生息地が注目される理由である動物の種の生息の状況および生息環境の状況	県技術指針および面整備マニュアルに基づく手法を参考に選定した。
		調査の基本的な手法	現地調査および文献その他の資料による情報の収集ならびに当該情報の整理および解析による方法とする。	
			哺乳類 目撃法、フィールドサイン法：樹林環境、草地環境、河川・沢等の各環境を網羅するように、調査地域内を踏査し、個体の目撃および鳴き声や糞、足跡、巣などのフィールドサインの確認により生息している哺乳類を記録する。春季・夏季・秋季には、夜間にバットディテクターを用いてコウモリ類の確認を行う。 トラップ法：樹林環境（ヒノキ植林、コナラ林）および高茎草地の各環境に設定した調査地点において、生け捕り罠（シャーマントラップ）を用いた捕獲調査を行う。トラップは各調査地点にそれぞれ 10 個設置し、各調査時期 2 晩置いたのち回収する。 自動撮影法：樹林環境（ヒノキ植林、コナラ林）および高茎草地の各環境に設定した調査地点において、赤外線センサー付き自動撮影カメラを設置し、カメラの前を通過する哺乳類の撮影を行う。カメラは各調査地点にそれぞれ 2 個設置し、各調査時期 30 日程度置いたのち撮影データを回収する。	
			鳥類（一般鳥類） ラインセンサス法：樹林環境、草地環境、河川・沢等の各環境を網羅するように、あらかじめ設定したルートを一定速度（時速 2 km 程度）で歩きながら一定範囲（草地環境・河川・沢等は片側 50m、樹林環境は片側 25m）内に出現した鳥類を記録する。調査時間帯は鳥類の活動が盛んな早朝の時間帯に行う。 定点センサス法：樹林環境、草地環境および河川・沢等の各環境に設定した調査定点より 30 分間観察し、一定範囲（半径 50m）内に出現した鳥類を記録する。調査時間帯は鳥類の活動が盛んな早朝の時間帯に行う（1 地点 1 人を基本）。 任意観察法：調査地域を任意に踏査し、出現した鳥類の記録、重要種の生息状況の詳細把握を行う。冬季・春季・初夏には、夜間にフクロウ類などの夜行性鳥類の生息状況の補足調査を行う。	

表 6.6-33(2) 調査、予測、評価手法等（動物：土地の改変・施設の建設、重機の稼働）

環境影響評価の項目		調査、予測および評価の手法			手法の 選定理由
環境要素 の区分	影響要因 の区分				
動物	土地の改変・施設の建設、重機の稼働	調査の基本的な手法	鳥類 (猛禽類)	定点センサス法等：調査地域を広域に見渡す調査定点（3地点程度）より望遠鏡を用いて観察し、出現する猛禽類（タカ目、ハヤブサ目）の生息状況および繁殖状況を記録する。調査定点は猛禽類の確認位置や日照方向に応じて適宜移動させる。調査は猛禽類の繁殖期に毎月3日間、各日8時間程度実施する（1定点1人を基本）。調査地域において猛禽類の繁殖可能性があると判断された場合には、林内踏査により営巣地の特定に努める。	（前表参照）
			両生・爬虫類	任意観察法：樹林環境、草地環境、河川・沢等の各環境を網羅するように調査地域内を踏査し、個体の目撃および鳴き声により生息している両生類・爬虫類を記録する。特に水域で繁殖する両生類については、可能な限り繁殖期に調査を実施し、繁殖水域の把握に努める。早春季・春季・初夏には、夜間に鳴き声による確認を行う。	
			昆虫類	任意採集法：樹林環境、草地環境、河川・沢等の各環境を網羅するように調査地域内を踏査し、飛翔昆虫の目視、鳴き声、石起こし、訪花昆虫の観察により、出現した昆虫類を記録する。また、草地ではスウィーピング、樹林ではビーティングにより昆虫類の採集を行う。採集した昆虫は、標本を持ち帰り室内分析により同定を行う。 ライトトラップ法：樹林環境（ヒノキ植林、コナラ林）および高茎草地の各環境に設定した調査地点において、光源（紫外線 LED）に集まった昆虫をボックスに落とす「ろうと」からなるボックスライトトラップにより、夜間に光に集まる昆虫類を捕獲する。トラップは各調査地点にそれぞれ2個設置し、各調査時期1晩置いたのち回収する。採集した昆虫は、標本を持ち帰り室内分析により同定を行う。 ベイトトラップ法：樹林環境（ヒノキ植林、コナラ林）および高茎草地の各環境に設定した調査地点において、昆虫が好む餌（肉系および発酵飲料系）を入れたプラスチックカップを入口が地面と同じ高さになる様に埋め、餌に誘引される昆虫類を捕獲する。トラップは各調査地点にそれぞれ10個設置し、各調査時期1晩置いたのち回収する。採集した昆虫は、標本を持ち帰り室内分析により同定を行う。	
				陸産貝類	
				魚類	
				底生動物	

表 6.6-33(3) 調査、予測、評価手法等（動物：土地の改変・施設の建設、重機の稼働）

環境影響評価の項目	調査、予測および評価の手法	手法の選定理由
環境要素の区分	影響要因の区分	
動物	土地の改変・施設の建設、重機の稼働	調査地域
	調査地点	調査地点
	調査期間等	調査期間等
	予測の基本的な手法	予測の基本的な手法
	予測地域	予測地域
	予測対象時期等	予測対象時期等

表 6.6-33(4) 調査、予測、評価手法等（動物：土地の改変・施設の建設、重機の稼働）

環境影響評価の項目		調査、予測および評価の手法		手法の 選定理由
環境要素 の区分	影響要因 の区分			
動物	土地の改 変・施設 の建設、 重機の稼 働	評価手法	<回避・低減に係る評価> 評価を行うにあたり、確認された重要な種および注目すべき生息地を対象に、ミティゲーション・ヒエラルキー^{注)}に沿った環境保全措置の検討を行う。 調査結果、予測結果および環境保全措置の検討結果を踏まえ、対象事業の実施により土地の改変・施設の建設、重機の稼働に伴って発生する動物への影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避または低減されているかどうかを評価する。	(前表参照)

注) ミティゲーション・ヒエラルキーとは、回避、低減（最小化）、代償、オフセットの順で事業影響の回避、緩和を行うこと。環境保全措置を検討する際の優先順位又は階層。



図 6.6-4 動物現地調査地域（猛禽類を除く）



図 6.6-5 動物現地調査地域（猛禽類）



図 6.6-6 動物現地調査地点・ライン位置図

6.6.7 植物

(1) 植物（土地の改変・施設の建設）

植物（土地の改変・施設の建設）に係る事業特性および地域特性は表 6.6-34に、調査、予測および評価の手法ならびにその選定理由等は表 6.6-35(1)～(2)に示すとおりである。

表 6.6-34 事業特性および地域特性（植物：土地の改変・施設の建設）

当該項目に関連する事業特性	当該項目に関連する地域特性
- 産業廃棄物最終処分場の設置・運営を行うものである。（埋立面積約 12ha） - 土地の改変・施設の建設に際しては、土地の直接的な改変を行う。	- 対象事業実施区域は主に樹林が広がる谷地形で、急傾斜地や崖地も分布する。植生はスギ・ヒノキ・サワラ植林が大半を占めている。 「自然環境保全基礎調査（第 2 回～第 6 回）」（昭和 53 年～平成 17 年）等によると、調査区域に生育する可能性のある重要な植物種として 343 種が確認されている。（3-40～47 ページ参照）

表 6.6-35(1) 調査、予測、評価手法等（植物：土地の改変・施設の建設）

環境影響評価の項目 環境要素 の区分	影響要因 の区分	調査、予測および評価の手法		手法の 選定理由
植物	土地の改変・施設の建設	調査すべき情報	1) 植物相および植生の状況 2) 植物の重要な種および群落の分布、生育の状況および生育環境の状況	県技術指針および面整備マニュアルに基づく手法を参考に選定した。
		調査の基本的な手法	現地調査および文献その他の資料による情報の収集ならびに当該情報の整理および解析による方法とする。	
			植物相 任意観察法：現存植生図を参考に各植生区分を網羅するように調査地域内を踏査し、生育している植物（高等植物）を記録する。現地で種名がわからない種については、標本を持ち帰り室内分析により同定を行う。	
			植生 植生図作成調査：航空写真判別により植生判読図を作成し、現地にて植生判読図を修正し植生図を作成する。 群落組成調査：各植物群落の代表地点 2 カ所程度で植物社会学的手法による植生調査（コドラート調査）を実施する。コドラートの大きさは、草本植生で 25m ² （5×5m）、木本植生で 50m ² （5×10m：低木林）～400m ² （20×20m：高木林）を基本とする。	
		調査地域	直接改変範囲境界内およびその周囲とし、図 6.6-7 および図 6.6-8 に示す地域とする。	
			植物相 直接改変範囲境界内およびその周囲 200m の範囲	
			植生 直接改変範囲境界内およびその周囲 1km 程度の範囲	
		調査地点	植物の生育および植生の特性を踏まえて調査地域における重要な種および群落に係る環境影響を予測・評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点とする。図 6.6-8 に示す地点を現時点で想定している。	
			植生 群落組成調査：現地で識別された 1 植物群落区分ごとにコドラートを 2 地点程度設置する。コドラート設置場所の選定基準は以下のとおりとする。 ・対象事業実施区域内に分布している植生区分については、可能な限り対象事業実施区域内、またはできる限り近い地点とする。 ・対象事業実施区域および近い範囲に当該植生区分が分布していない場合は、必要に応じて、対象事業実施区域から離れた地点とするが、できる限り河川敷や路傍などの公共地に設定する。	
			植物の生育および植生の特性を踏まえて重要な種および群落に係る環境影響を予測・評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期および時間帯とする。	
		植物相	4 回（早春、春、夏、秋）	
		植生	1 回（春～秋）	

表 6.6-35(2) 調査、予測、評価手法等（植物：土地の改変・施設の建設）

環境影響評価の項目		調査、予測および評価の手法		手法の 選定理由
環境要素 の区分	影響要因 の区分			
植物	土地の改 変・施設 の建設	予測の基本的な手法	植物の重要な種および群落について、分布または生育環境の改変の程度を踏まえた事例の引用または解析とする。具体的な予測手法は、予測対象の重要な種の生態的特徴や重要な群落の立地条件により判断する。 ア 予測対象に対する直接改変の程度の予測（確認された重要な種について、改変割合を整理の上、影響の程度を予測する。） イ 予測対象の周辺環境の状態変化の予測（確認された重要な種について、水供給や日照、濁水による生育環境の質的变化を整理の上、影響の程度を予測する。）	(前表参照)
		予測地域	調査地域のうち、植物の生育および植生の特性を踏まえて重要な種および群落に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とする。	
		予測対象時期等	植物の生育および植生の特性を踏まえて重要な種および群落に係る環境影響を的確に把握できる時期とし、工事中とする。	
		評価手法	＜回避・低減に係る評価＞ 評価を行うにあたり、確認された重要な種を対象に、ミティゲーション・ヒエラルキー ^{注)} に沿った環境保全措置の検討を行う。 調査結果、予測結果および環境保全措置の検討結果を踏まえ、対象事業の実施により土地の改変・施設の建設に伴って発生する植物への影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避または低減されているかどうかを評価する。	

注) ミティゲーション・ヒエラルキーとは、回避、低減（最小化）、代償、オフセットの順で事業影響の回避、緩和を行うこと。環境保全措置を検討する際の優先順位又は階層。



図 6.6-7 植物現地調査地域（植生を除く）

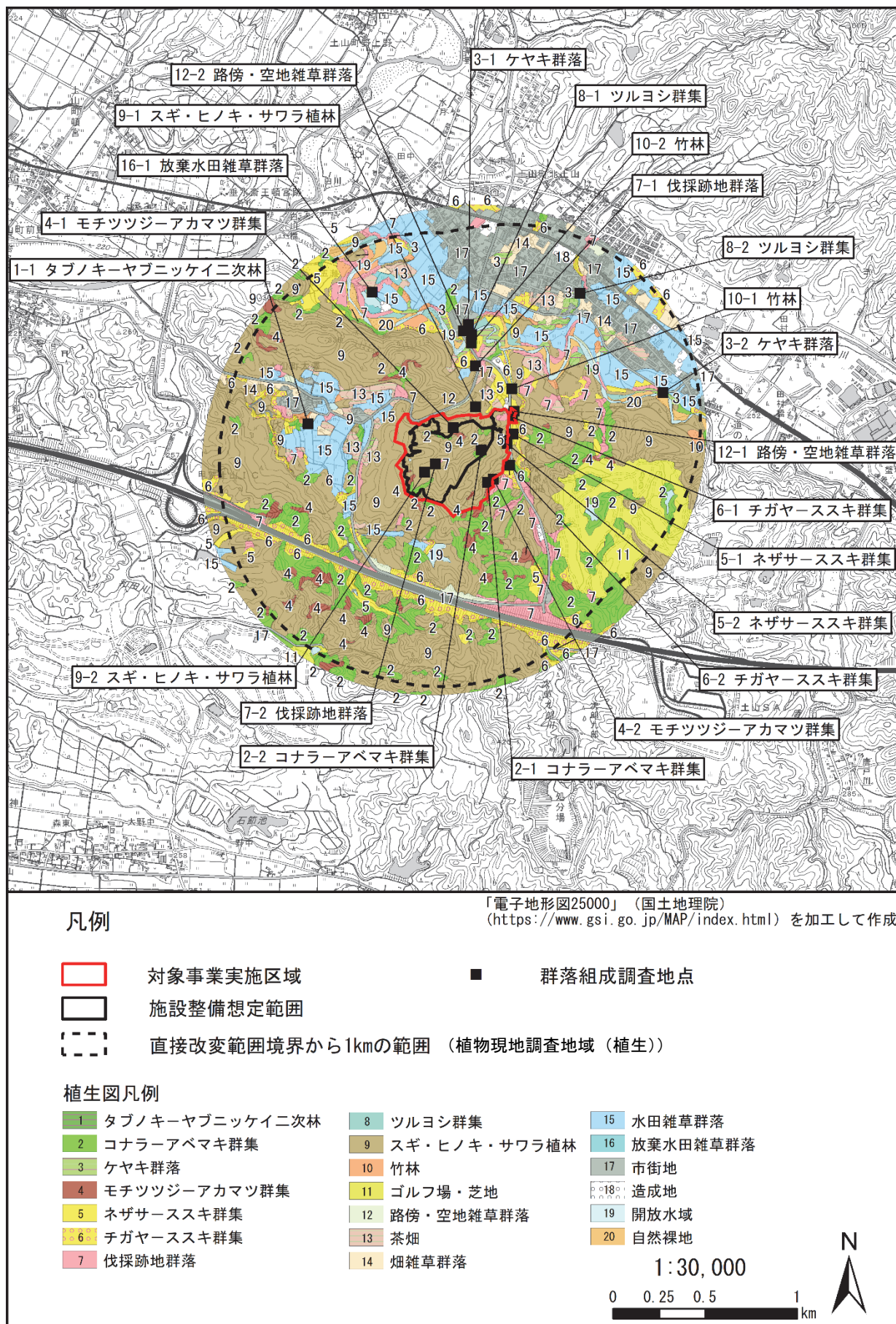


図 6.6-8 植物現地調査地域および地点位置図（植生）

6.6.8 生態系

(1) 生態系（土地の改変・施設の建設、重機の稼働）

生態系（土地の改変・施設の建設、重機の稼働）に係る事業特性および地域特性は表 6.6-36 に、調査、予測および評価の手法ならびにその選定理由等は表 6.6-37に示すとおりである。

表 6.6-36 事業特性および地域特性（生態系：土地の改変・施設の建設、重機の稼働）

当該項目に関連する事業特性	当該項目に関連する地域特性
- 産業廃棄物最終処分場の設置・運営を行うものである。（埋立面積約 12ha） - 土地の改変・施設の建設に際しては、土地の直接的な改変を行う。 - 建設機械の稼働により騒音、振動等の発生が想定される。	- 対象事業実施区域は主に樹林が広がる谷地形で、急傾斜地や崖地も分布する。植生はスギ・ヒノキ・サワラ植林が大半を占めている。 「自然環境保全基礎調査（第 2 回～第 6 回）」（昭和 53 年～平成 17 年）等によると、調査区域に生息・生育する可能性のある重要な動植物種として哺乳類 23 種、鳥類 122 種、爬虫類 9 種、両生類 19 種、昆虫類 100 種、魚類 38 種、底生動物 4 種、陸産貝類 20 種、植物 343 種が確認されている。（3-29～47 ページ参照）

表 6.6-37 調査、予測、評価手法等（生態系：土地の改変・施設の建設、重機の稼働）

環境影響評価の項目		調査、予測および評価の手法		手法の選定理由
環境要素の区分	影響要因の区分			
生態系	土地の改変・施設の建設、重機の稼働	調査すべき情報	1) 動植物その他の自然環境に係る概況 2) 複数の注目種等の生態、他の動植物との関係または生息環境もしくは生育環境の状況	県技術指針および面整備マニュアルに基づく手法を参考に選定した。
		調査の基本的な手法	現地調査および文献その他の資料による情報の収集ならびに当該情報の整理および解析による方法とし、「動物」「植物」の現地調査結果を整理分析する方法とする。	
		調査地域	対象事業実施区域およびその周辺とし、「動物」「植物」と同様とする。	
		調査地点	動植物その他の自然環境の特性および注目種等の特性を踏まえて調査地域における注目種等に係る環境影響を予測・評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点または経路とし、「動物」「植物」と同様とする。	
		調査期間等	動植物その他の自然環境の特性および注目種等の特性を踏まえて調査地域における注目種等に係る環境影響を予測・評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期および時間帯とし、「動物」「植物」と同様とする。	
		予測の基本的な手法	注目種等について、分布、生息環境または生育環境の改変の程度を踏まえた事例の引用または解析による方法とする。具体的な予測手法は、「動物」「植物」と同様とする。	
		予測地域	調査地域のうち、動植物その他の自然環境の特性および注目種等の特性を踏まえて注目種等に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とし、調査地域と同様とする。	
		予測対象時期等	動植物その他の自然環境の特性および注目種等の特性を踏まえて注目種等に係る環境影響を的確に把握できる時期とし、工事中とする。	
		評価手法	<回避・低減に係る評価> 評価を行うにあたり、確認された注目種等を対象に、ミティゲーション・ヒエラルキー ^{注)} に沿った環境保全措置の検討を行う。 調査結果、予測結果および環境保全措置検討結果を踏まえ、対象事業の実施により土地の改変・施設の建設、重機の稼働に伴って発生する生態系への影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避または低減されているかどうかを評価する。	

注) ミティゲーション・ヒエラルキーとは、回避、低減（最小化）、代償、オフセットの順で事業影響の回避、緩和を行うこと。環境保全措置を検討する際の優先順位又は階層。

6.6.9 景観

(1) 景観（施設の存在）

景観（施設の存在）に係る事業特性および地域特性は表 6.6-38に、調査、予測および評価の手法ならびにその選定理由等は表 6.6-39(1)～(2)に示すとおりである。

表 6.6-38 事業特性および地域特性（景観：施設の存在）

当該項目に関連する事業特性	当該項目に関連する地域特性
- 産業廃棄物最終処分場の設置・運営を行うものである。（埋立面積約 12ha） - 施設の存在に関して、産業廃棄物最終処分場が出現する。	- 対象事業実施区域は主に樹林が広がる谷地形で、急傾斜地や崖地も分布する。植生はスギ・ヒノキ・サワラ植林が大半を占めている。 - 対象事業実施区域は、「甲賀市景観計画」において、景観計画区域の山林区域に分類されている。（3-178ページ参照） - 調査区域の主要な眺望点としては、対象事業実施区域の北側に位置するあいの丘文化公園、対象事業実施区域の北東側に位置する田村神社があげられるが、視認性は限られている。（3-57・58ページ参照） - 調査区域の景観資源としては、国定公園の鈴鹿国定公園や、街並み景観の旧東海道土山宿等があげられる。（3-57・58ページ参照）

表 6.6-39(1) 調査、予測、評価手法等（景観：施設の存在）

環境影響評価の項目	調査、予測および評価の手法	手法の選定理由
環境要素の区分	影響要因の区分	
景観	施設の存在	調査すべき情報
		1) 主要な眺望点の状況
		2) 景観資源の状況
		3) 主要な眺望景観の状況
		調査の基本的な手法
		調査（現地踏査および景観写真撮影等）および文献その他の資料による情報の収集ならびに当該情報の整理および解析による方法とする。
		調査地域
		主要な眺望点の状況、景観資源の状況および主要な眺望景観の状況を適切に把握できる地域とし、図 6.6-9 に示す地域とする。
		景観の特性を踏まえて調査地域における主要な眺望点および景観資源ならびに主要な眺望景観に係る環境影響を予測・評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点とする。
		調査地点
		1) 主要な眺望点の状況
		現地踏査および計画段階配慮書に対する意見等を踏まえて設定した図 6.6-9 に示す主要な眺望点（3 地点）  土山地域市民センター  東海道土山宿  国道 1 号

表 6.6-39(2) 調査、予測、評価手法等（景観：施設の存在）

環境影響評価の項目		調査、予測および評価の手法			手法の 選定理由
環境要素 の区分	影響要因 の区分				
景観	施設の存在	調査地点	2) 景観資源の 状況	図 6.6-9 に示す既存資料調査により把握した主要な 景観資源（3 地点）とする。	(前表参照)
			3) 主要な眺望 景観の状況	「1)主要な眺望点の状況」と同様とする。	
		調査期間等	景観の特性を踏まえて調査地域における主要な眺望点および景観資源 ならびに主要な眺望景観に係る環境影響を予測・評価するために必要な 情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期および時間帯とする。 なお、主要な眺望景観については、4 季（春、夏、秋、冬）を対象に調 査する。		
		予測の基本 的な手法	主要な眺望点および景観資源についての分布の改変の程度を踏まえた 事例の引用または解析ならびに主要な眺望景観についてのフォトモン タージュを作成する方法とする。 フォトモンタージュの作成に当たっては、緑化の状況も把握できるよう 留意する。		
		予測地域	調査地域のうち、景観の特性を踏まえて主要な眺望点および景観資源な らびに主要な眺望景観に係る環境影響を受けるおそれがあると認めら れる地域とし、調査地域と同様とする。		
		予測対象 時期等	景観の特性を踏まえて主要な眺望点および景観資源ならびに主要な眺 望景観に係る環境影響を的確に把握できる時期とし、供用開始時、植栽 完了時、埋立完了時等、事業の各段階において景観への影響を予測する。		
		評価手法	<回避・低減に係る評価> 調査および予測結果を踏まえ、対象事業の実施により施設の存在に伴 って発生する景観への影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる 限り回避または低減されているかどうかを評価する。 <基準または目標との整合に係る評価> 施設の存在に係る景観に関する基準または目標として、「甲賀市景観 計画」で定められた山林地域における景観形成の方針（山なみの景観保 全、山林の健全な保全・育成）や取り組むべき施策（市街地の背景とな る山なみの維持・保全に努める等）、また、行為の制限に関する事項と の間に整合性が図られているかどうかを評価する。		

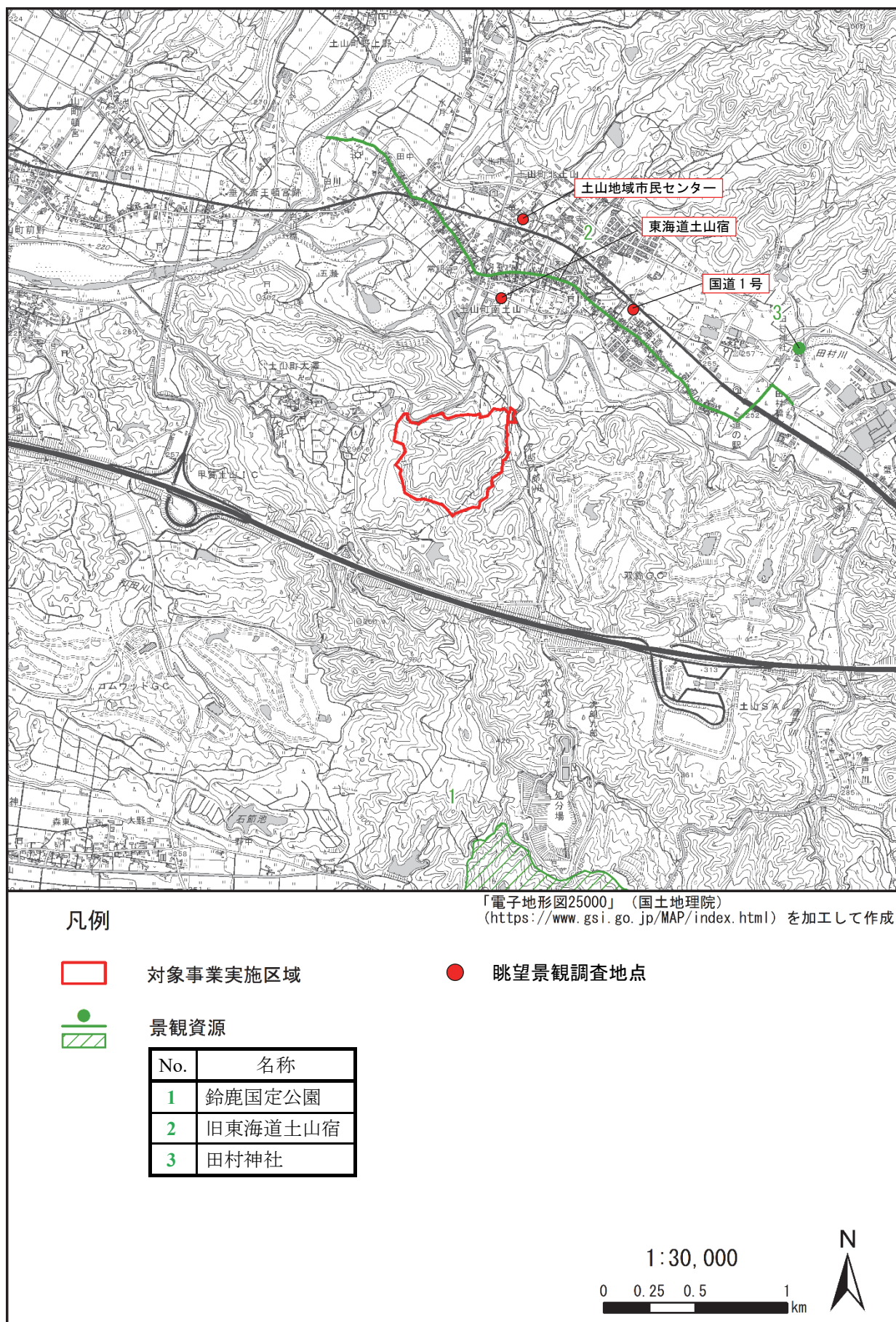


図 6.6-9 景観現地調査地点位置図

6.6.10 人と自然との触れ合いの活動の場

(1) 人と自然との触れ合い活動の場（土地の改変・施設の建設、施設の供用）

人と自然との触れ合いの活動の場（土地の改変・施設の建設、施設の供用）に係る事業特性および地域特性は表 6.6-40に、調査、予測および評価の手法ならびにその選定理由等は表 6.6-41(1)～(2)に示すとおりである。

表 6.6-40 事業特性および地域特性

（人と自然との触れ合いの活動の場：土地の改変・施設の建設、施設の供用）

当該項目に関連する事業特性	当該項目に関連する地域特性
- 産業廃棄物最終処分場の設置・運営を行うものである。（埋立面積約 12ha） - 施設の供用に伴う浸透水の排水により、下流河川における水の汚れの影響が想定される。 - 対象事業実施区域からの排水は、調整池を介して対象事業実施区域東側に流れる次郎九郎川に接続し、その後田村川へ合流した後に野洲川へ合流する。	- 対象事業実施区域は主に樹林が広がる谷地形で、急傾斜地や崖地も分布する。植生はスギ・ヒノキ・サワラ植林が大半を占めている。 - 対象事業実施区域の北東側の旧東海道に沿って延長 2.0km にわたり宿場町の景観が残っており（旧東海道士山宿）、その東端には深い樹林に囲まれた広大な神域を持つ田村神社がある。また、対象事業実施区域の北西側には、樹齢 190 年といわれているしだれ桜が境内で咲く、大福寺がある。（3-59・60 ページ参照） - 対象事業実施区域の北側には対象事業実施区域からの雨水等が流入する田村川が東西に流れ、田村川では、子供達が普段から川遊び等に利用している。

表 6.6-41(1) 調査、予測、評価手法等

（人と自然との触れ合いの活動の場：土地の改変・施設の建設、施設の供用）

環境影響評価の項目		調査、予測および評価の手法		手法の選定理由
環境要素の区分	影響要因の区分			
人と自然との触れ合いの活動の場	土地の改変・施設の建設、施設の供用	調査すべき情報	1) 人と自然との触れ合いの活動の場の概況 2) 主要な人と自然との触れ合いの活動の場の分布、利用の状況および利用環境の状況	県技術指針および技術手法に基づく手法を参考に選定した。
		調査の基本的な手法	調査（現地踏査および写真撮影等）および文献その他の資料による情報の収集ならびに当該情報の整理および解析による方法とする。	
		調査地域	人と自然との触れ合いの活動の場の状況を適切に把握できる地域とする。	
		調査地点	人と自然との触れ合いの活動の場の特性を踏まえて調査地域における主要な人と自然との触れ合いの活動の場に係る環境影響を予測・評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点とする。 1) 人と自然との触れ合いの活動の場の概況 2) 主要な人と自然との触れ合いの活動の場の分布、利用の状況および利用環境の状況 既存資料調査により把握した人と自然との触れ合いの活動の場のうち、本事業の実施により利用性および快適性の変化が想定される田村川とする。	
		調査期間等	環境影響を予測・評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期および時間帯とし、田村川の主要な利用形態と推定される、水遊び、バーベキュー、釣りが盛んな時期として 2 季（春、夏）を対象に調査する。	



表 6.6-41(2) 調査、予測、評価手法等

(人と自然との触れ合いの活動の場：土地の改変・施設の建設、施設の供用)

環境影響評価の項目		調査、予測および評価の手法		手法の 選定理由
環境要素 の区分	影響要因 の区分			
人と自然 との触れ 合いの活 動の場	土地の改 変・施設 の建設、 施設の供 用	予測の基本 的な手法	主要な人と自然との触れ合いの活動の場について、水質の予測結果を踏まえた利用環境の変化の程度を定性的に予測する。	(前表参照)
		予測地域	調査地域のうち、主要な人と自然との触れ合いの活動の場の特性を踏まえて主要な人と自然との触れ合いの活動の場に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とし、調査地域と同様とする。	
		予測対象 時期等	人と自然との触れ合いの活動の場の特性を踏まえて主要な人と自然との触れ合いの活動の場に係る環境影響を的確に把握できる時期とし、工事中および供用後とする。	
		評価手法	＜回避・低減に係る評価＞ 調査および予測結果を踏まえ、対象事業の実施により施設の供用に伴って発生する人と自然との触れ合いの活動の場への影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避または低減されているかどうかを評価する。	



図 6.6-10 人と自然との触れ合いの活動の場現地調査地点位置図

6.6.11 廃棄物等

(1) 廃棄物等（土地の改変・施設の建設、施設の供用）

廃棄物等（土地の改変・施設の建設、施設の供用）に係る事業特性および地域特性は表 6.6-42 に、調査、予測および評価の手法ならびにその選定理由等は表 6.6-43に示すとおりである。

表 6.6-42 事業特性および地域特性（廃棄物等：土地の改変・施設の建設、施設の供用）

当該項目に関連する事業特性	当該項目に関連する地域特性
- 産業廃棄物最終処分場の設置・運営を行うものである。（埋立面積約 12ha） - 工事の実施により、建設残土や建設廃材等が発生する。 - 施設の供用により、防災調整池に堆砂が発生する。	「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」によって、特定建設資材廃棄物の分別解体、再資源化が義務づけられており、「建設リサイクル推進計画2020」においては、平成30年度の再資源化・縮減率は96%と設定されている。（3-179・180ページ参照） - 対象事業実施区域の植生は、スギ・ヒノキ・サワラ植林が大半を占めている。

表 6.6-43 調査、予測、評価手法等（廃棄物等：土地の改変・施設の建設、施設の供用）

環境影響評価の項目	環境要素の区分	影響要因の区分	調査、予測および評価の手法	手法の選定理由
廃棄物等	土地の改変・施設の建設、施設の供用	調査すべき情報	発生する廃棄物等の種類およびその量	県技術指針に基づく手法を参考に選定した。
		調査の基本的な手法	既存資料の整理および事業計画に基づき、発生が見込まれる建設副産物（建設発生土および樹木伐採等）の種類および発生量、施設稼働後に発生する防災調整池の堆砂等の発生量を推定する方法とする。	
			建設副産物	
			堆砂量等	
		調査地域	対象事業実施区域の範囲を基本とする。	
		予測の基本的な手法	廃棄物等の種類ごとの発生量および処理・処分の計画を踏まえ、廃棄物等の発生に伴う影響の程度について、定性的に予測する方法とする。	
		予測地域	対象事業実施区域の範囲を基本とする。	
		予測対象時期等	廃棄物等に係る環境影響が最大となる時期または事業活動が定常状態となる時期、その他の予測に適切かつ効果的な時期とする。	
			建設副産物	
			堆砂量等	
		評価手法	<回避・低減に係る評価> 調査および予測結果を踏まえ、対象事業の実施により土地の改変・施設の建設、施設の供用に伴って発生する廃棄物の影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避または低減されているかどうかを評価する。	

6.6.12 温室効果ガス等

(1) 温室効果ガス等（土地の改変・施設の建設、重機の稼働、施設の存在、施設の供用）

温室効果ガス等（土地の改変・施設の建設、重機の稼働、施設の存在、施設の供用）に係る事業特性および地域特性は表 6.6-44に、調査、予測および評価の手法ならびにその選定理由等は表 6.6-45に示すとおりである。

表 6.6-44 事業特性および地域特性

（温室効果ガス等：土地の改変・施設の建設、重機の稼働、施設の存在、施設の供用）

当該項目に関連する事業特性	当該項目に関連する地域特性
- 産業廃棄物最終処分場の設置・運営を行うものである。（埋立面積約 12ha） - 工事の実施により、重機の稼働に伴う温室効果ガス等の排出が、樹木の伐採により温室効果ガス等の吸収量減少が想定させる。 - 施設の供用により、埋立作業に伴う温室効果ガス等の排出が、施設廃止後の植樹により温室効果ガス等の吸収量増加が想定される。	- 滋賀県では「滋賀県 CO₂ ネットゼロ社会づくり推進計画」が策定されており、県の温室効果ガスの削減目標は「2030 年度において、2013 年度比 50% 減」と設定されている。（3-175 ページ参照） - 滋賀県は「"しが CO₂ ネットゼロ"ムーブメントキックオフ宣言」を行い、2050 年に二酸化炭素排出量を実質ゼロにすることを目指し、県民や事業者等と多様な主体と連携して取り組むこととしている。（3-175 ページ参照） - 対象事業実施区域の植生は、スギ・ヒノキ・サワラ植林が大半を占めている。

表 6.6-45 調査、予測、評価手法等

（温室効果ガス等：土地の改変・施設の建設、重機の稼働、施設の存在施設の供用）

環境影響評価の項目				手法の選定理由	
環境要素の区分	影響要因の区分	調査、予測および評価の手法			
温室効果ガス等	土地の改変・施設の建設、重機の稼働、施設の供用	調査すべき情報	発生または吸収する温室効果ガス等の種類およびその量		県技術指針に基づく手法を参考に選定した。
		調査の基本的な手法	既存資料の整理および事業計画に基づき、発生が見込まれる温室効果ガス等の種類および発生量等を推定する方法とする。		
		調査地域	対象事業実施区域の範囲を基本とする。		
		予測の基本的な手法	温室効果ガス等の発生の特性を踏まえた事例の引用または解析による方法とする。		
			樹木の伐採	事業計画の諸元および排出量原単位をもとに、森林伐採等による二酸化炭素の吸収量の減少分を定量的に予測する。	
			土工事・建設工事等	事業計画の諸元および排出量原単位をもとに、工事による二酸化炭素の排出量を定量的に予測する。	
			施設の供用	廃棄物の埋立て機械の諸元および排出量原単位をもとに、施設の供用による二酸化炭素の排出量を定量的に予測する。	
			樹木による温室効果ガス等の吸収	事業計画の諸元および排出量原単位をもとに、植樹等による二酸化炭素の吸収量の増加分を定量的に予測する。	
		予測地域	対象事業実施区域の範囲を基本とする。		
		予測対象時期等	造成等の工事を実施する時期および施設の供用が見込まれる時期とする。		
		評価手法	<回避・低減に係る評価> 調査および予測結果を踏まえ、対象事業の実施により土地の改変・施設の建設、重機の稼働に伴って発生する温室効果ガス等の影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避または低減されているかどうかを評価する。 なお、施設の供用に係る評価においては、植栽樹木による温室効果ガス等の削減効果も考慮する。		

【 資 料 編 】

資料 1	その他の調査計画	資-1
1.1	現況調査（水質[水の汚れ]）	資-1
1.2	現況調査（地下水）	資-3
1.3	現況調査（伝承文化）	資-5

資料 1 その他の調査計画

「第6章 対象事業に係る環境影響評価の項目ならびに調査、予測および評価の手法」において、事業特性および地域特性等を踏まえて対象事業に係る環境影響評価項目を選定した結果、環境影響評価の対象外とした環境要素のうち、「水質（水の汚れ（BODを除く））」、「地下水（水位・流れ、水質）」および「伝承文化」について、事業実施前の現状把握のための現地調査を行う。

なお、「気象」（風向・風速等）については、大気質の予測・評価を行うための基礎情報となるため、当該調査計画の内容は、「大気質」において記載している。

1.1 水質（水の汚れ（BOD 以外））

水質（水の汚れ（BODを除く））の調査手法は表1に示すとおりである。

表 1 水質（水の汚れ（BOD 以外））調査手法

項目	内容	
調査項目	1) 生活環境項目 2) 健康項目等 3) 有機フッ素化合物（PFOA および PFOS）	
調査の基本的な手法	1) 生活環境項目	「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年環境庁告示第 59 号）等に定める方法
	2) 健康項目等	「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年環境庁告示第 59 号）等に定める方法
	3) 有機フッ素化合物（PFOA および PFOS）	環水大発第 2005281 号に定める方法
調査地点	1) 生活環境項目 2) 健康項目等 3) 有機フッ素化合物（PFOA および PFOS）	供用後の浸透水の排水先である次郎九郎川および次郎九郎川が合流する田村川の各 1 地点（計 2 地点）とする。（図 1 参照）
調査期間等	1) 生活環境項目	無降雨時 4 回（春、夏、秋、冬）
	2) 健康項目等	無降雨時 2 回（夏、冬）
	3) 有機フッ素化合物（PFOA および PFOS）	無降雨時 4 回（春、夏、秋、冬）

注1) 生活環境項目：水素イオン濃度、生物化学的酸素要求量、浮遊物質濃度、溶存酸素量、大腸菌群数、流量を対象とする。

注2) 健康項目等：カドミウム、全シアン、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、アルキル水銀、PCB、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン、硝酸性窒素および亜硝酸性窒素、ふっ素、ほう素、1,4-ジオキサン、ダイオキシン類の28項目を対象とする。



図1 水質（水の汚れ（BODを除く））現地調査地点位置図

1.2 地下水（水位・流れ、水質）

地下水（水位・流れ、水質）の調査手法は表2に示すとおりである。

表 2 地下水（水位・流れ、水質）調査手法

項目	内容	
調査項目	1) 地下水位・流れ 2) 地下水質 （生活環境項目、環境基準項目（ダイオキシン類含む）、有機フッ素化合物（PFOA および PFOS））	
調査の基本的な手法	1) 地下水位・流れ	対象事業実施区域の地下水位について、ボーリング調査で設置した観測井戸の地点で、自記水位計による連続観測を行う。
	2) 地下水質	生活環境項目、環境基準項目（ダイオキシン類含む）：「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年環境庁告示第 59 号）等に定める方法とする。 有機フッ素化合物（PFOA および PFOS）：環水大水発第 2005281 号に定める方法
調査地点	1) 地下水位・流れ 2) 地下水質	対象事業実施区域内でのボーリング調査で設置した観測井戸の 2 地点（図 2 参照）
調査期間等	1) 地下水位・流れ	1 年間
	2) 地下水質	生活環境項目：年 4 回（春、夏、秋、冬） 環境基準項目（ダイオキシン類含む）、有機フッ素化合物（PFOA および PFOS）：年 2 回（冬、夏）

注）生活環境項目：水素イオン濃度、生物化学的酸素要求量、浮遊物質量、溶存酸素量、大腸菌群数、水温、透視度を対象とする。

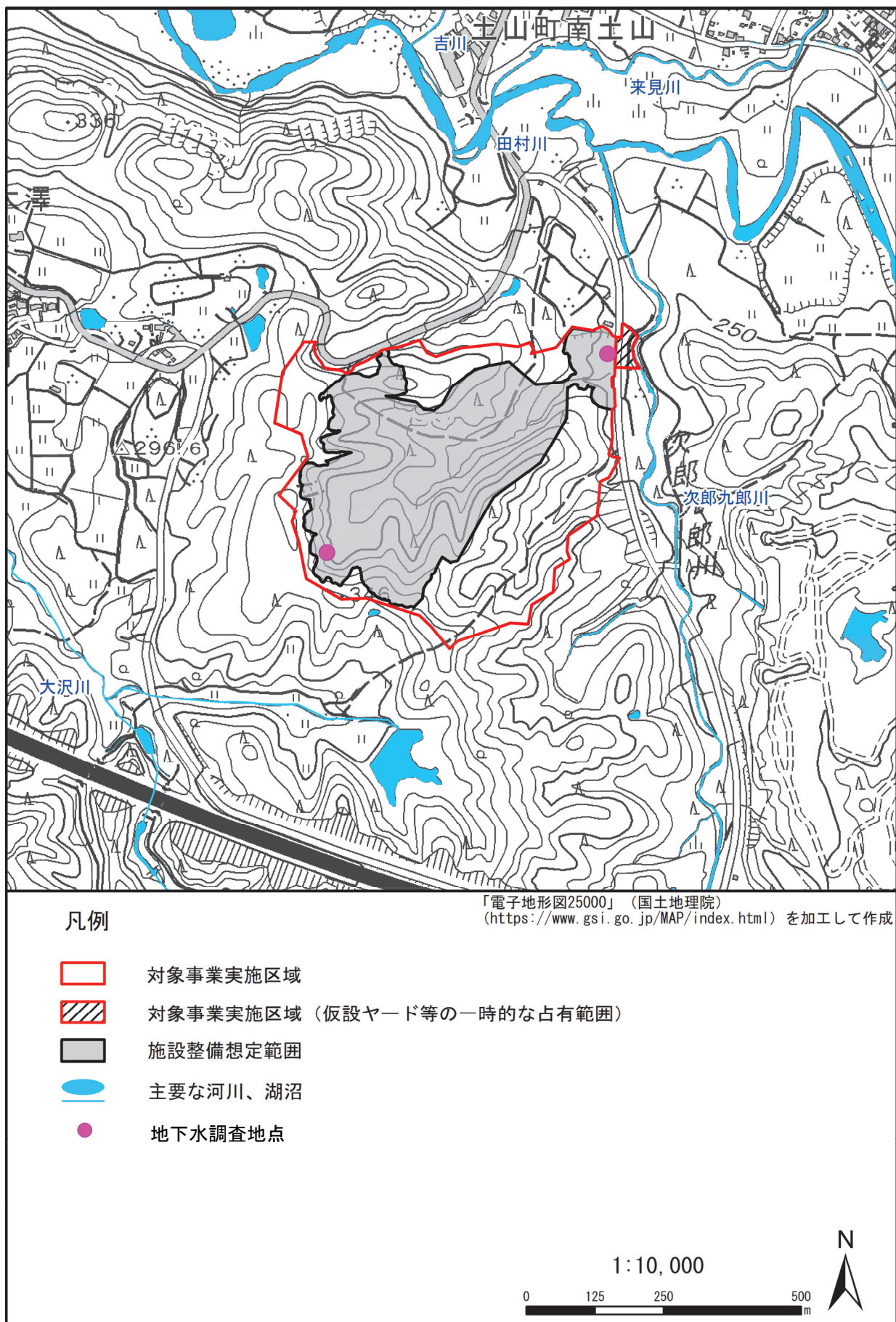


図2 地下水（水位・流れ、水質）現地調査地点位置図

1.3 伝承文化

伝承文化の調査手法は表3に示すとおりである。

表 3 伝承文化調査手法

項目	内容
調査項目	1) 地域に密接に関連する伝承文化の状況およびその歴史
調査の基本的な手法	市の歴史文化財行政の窓口や県の文化財保護の担当課、および主要な地域の集落の方へ地域の祭事、儀礼および歴史等に関するヒアリングを行う。
調査地点	対象事業実施区域周辺の集落内とする。
調査期間等	伝承文化の状況およびその歴史の状況を把握できる任意の時期とする。